

第 2 期高知県教育振興基本計画の主な施策の進捗状況等について

平成 29 年 7 月

高知県教育委員会

目次

基本方向	票No.	対策	P番号
【基本方向1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する (小・中学校)	1 知・徳・体に共通する課題・対策	1 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	1
		2 1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上	3
		3 1-(3) 地域との連携・協働の推進	5
		4 1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	7
		5 1-(5) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	9
	2 「知」の課題・対策	6 2-(1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築	10
		7 2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築	12
		8 2-(3) 児童生徒の学習の質・量の充実	14
		9 2-(4) 児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保	15
	3 「徳」の課題・対策	10 3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	16
		11 3-(2) 生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築	18
		12 3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	19
	4 「体」の課題・対策	13 4-(1) 体育授業の改善	22
		14 4-(2) 健康教育の充実	24
		15 4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	25
【基本方向1】 チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する (高等学校・特別支援学校)	1 知・徳・体に共通する課題・対策	16 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	27
		17 1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上	28
		18 1-(3) 大学や企業との連携・協働の推進	30
		19 1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充	31
	2 「知」の課題・対策	20 2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	32
		21 2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	34
		22 2-(3) 思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進	37
		23 2-(4) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実《特支》	38
	3 「徳」の課題・対策	24 3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	40
		25 3-(2) 生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築	41
		26 3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	42
		27 3-(4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実	43
	4 「体」の課題・対策	28 3-(5) 社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特支》	45
		29 4-(1) 体育授業の改善	46
		30 4-(2) 健康教育の充実	47
31 4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化		48	
【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する	1 知・徳・体に共通する課題・対策	32 1-(1) 保護者に対する啓発の強化	50
		— 1-(2) 学校や地域の力による家庭の教育力の補完	—
		33 1-(3) 保護者の経済的負担の軽減	51
		34 1-(4) 高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化	52
		35 1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進	53
	2 「知」の課題・対策	36 2-(1) 放課後等における学習の場の充実	54
		37 2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない	56
	3 「徳」の課題・対策	38 3-(1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり	57
		39 3-(2) 専門人材・専門機関との連携強化	59
	4 「体」の課題・対策	40 4-(1) 運動・スポーツの機会の提供	61
		41 4-(2) 保護者に対する啓発の強化	62
		42 4-(3) 欠食がみられる子どもへの支援	63
	5 就学前における課題・対策	43 5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化	64
		44 5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実	65
		45 5-(3) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	66

基本方向	票No.	対策	P番号
【基本方向3】 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる	46 (1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	67	
	47 (2) 保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化	68	
	48 (3) 保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化	69	
	49 (4) 保幼小の円滑な接続の推進	70	
	50 (5) 発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実	71	
【基本方向4】 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化	51 (1) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	72	
	52 (2) 教育的風土の醸成に向けた取組の推進	73	
【基本方向5】 安全・安心で質の高い教育環境を実現する	53 (1) 南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進	74	
	54 (2) 教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進	75	
	55 (3) 校種間の連携・協働の推進	77	
【基本方向6】 生涯にわたって学び続ける環境をつくる	56 (4) 教育の情報化の推進	79	
	57 (1) 生涯学習の推進体制の再構築	80	
	58 (2) 新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	81	
【基本方向7】 文化財の保存と活用を図る	59 (3) 子どもも大人も学び合う地域づくり	83	
	60 (1) 高知城の保存管理と整備の推進	85	
	61 (2) 文化財の保存と活用の推進	86	
	62 (3) 埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進	87	

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 1 - (1)

学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

対策の概要

校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図ります。また、組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充し学校の組織体制を強化します。こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

全ての小・中学校において、学校の目標や課題、具体的な取組内容等を示した学校経営計画が策定されるとともに、校長のリーダーシップのもと、PDCAサイクルにより取組状況や成果を組織的に点検・検証しながら計画の修正や取組の改善が図られるよう取り組みます。このため、校長会や市町村教育長会などの場も活用して、指導的な立場にある教育関係者の意識の共有を図るとともに、各学校に対する退職校長や県教育委員会の指導主事による訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

取り組み②

全小・中学校において、学校経営計画に基づくシンプルなビジョンや数値目標の設定等を教職員の参画のもと行うなど、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取組を進める仕組みを構築します。

取り組み③

校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化を図るとともに、授業力の向上や生徒指導の充実などの具体的な取組を組織的に推進するため、ミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充します。

取り組み④

管理職としての資質・指導力を育成するために、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 全小・中学校における学校経営計画の策定
 - ・学校経営計画の策定率：100%（5月中旬に県教委へ提出）
- イ 校長のリーダーシップによるPDCAサイクルに基づく学校経営
 - ・県教委による各学校の学校経営計画の内容の確認（5月）
 - ・小中学校長会において、学校経営について先進校の取組発表や協議（西部 4/20、東部 4/24、中部 4/27）
- ウ 指導的な立場にある教育関係者の意識の共有
 - ・PDCAサイクルに基づく組織的な学校経営の重要性の理解の共有
市町村教育長会議（4/19）、小中学校長会
- エ 各学校への訪問指導・助言等の充実・強化
 - ・学校経営アドバイザー*による訪問回数
全小・中学校へ年 2 回以上訪問（5月末：東部 56 回、中部 51 回、西部 31 回）
※H28 全小・中学校 年 2 回以上訪問（東部 254 回、中部 381 回、西部 229 回）
※退職校長等 7 名（東部：2 名、中部：3 名、西部：2 名）
 - ・課題のある中学校*への重点訪問指導（各校年 3 回程度）
東部 12 校 中部 28 校 西部 9 校 高知市 11 校
（5月末：東部 8 回、中部 15 回、西部 4 回）
※H28 学校経営計画の自校評価結果が「C（目標を達成できなかった）」の学校

取り組み②

- ア 全教職員が目標・課題を共有し、方向性を合わせて取組を進める仕組みの構築
 - ・全教職員が取り組む「行動指針」の学校経営計画への位置付け、「行動指針」に基づく取組の徹底について周知
市町村指導事務担当者会（4/12）
小中学校長会（西部 4/20、東部 4/24、中部 4/27）

取り組み③

- ア 主幹教諭の配置の拡充
 - ・配置数（小・中学校） H28：40 名（小 12 名、中 28 名）
→H29：46 名（小 11 名、中 35 名）
 - ※うち中学校組織力向上のための実践研究事業指定校への配置：19 名
（中学校 19 校に各 1 名）

取り組み④

- ア 学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の充実
 - ・研修の実施状況（5月末現在）
新任用指導教諭・主幹教諭研修：学校組織マネジメント概論（4/25 16 名）
教頭研修ステージⅠ：人事評価、学校組織マネジメント概論（4/28 41 名）
教頭研修ステージⅡ：学校組織マネジメント構想の構築（課題解決研修）（5/12 36 名）
新任用校長研修：人事評価（5/16 34 名）
※教頭研修受講者に対しては力量形成アンケートを実施し（年間 2 回）、研修の効果、受講者の変容について検証を行う予定
（管理職としての自覚・使命感、自校のビジョンを示すこと等 16 項目）
※教頭研修ステージⅢ：課題解決研修、学校組織マネジメントの実践（6/16 予定）
新任用副校長研修：自律的な学校経営に向けて（小・中学校は対象者なし）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 学校経営アドバイザーが管理職に対して、学校経営ビジョンや経営方針の立て方等について指導・助言を行っているが、中には、取組内容に具体策が見えてこない学校もある。
- 各学校が組織的に点検・検証しながら計画の修正や取組の改善が図られるようになるため、2 回目以降の訪問について、教育事務所で学校ごとの支援策を立てていく。

取り組み②

- 昨年度、学校経営計画に基づくシンプルなビジョンを全ての学校で策定したものの、学校経営計画の中に位置付けていなかったため、うまく PDCA が回っていない学校があった。
- 本年度から、学校経営計画の中に「行動指針」の項目を新たに設け、全教職員が方向性を合わせて取組が進められるようにした。

取り組み③

- 主幹教諭の配置拡充に伴い、その力量を上げていくことが必要である。
- 主幹教諭同士が情報交換できるような機会を設定することなどにより、個々の力量の向上を図る。

取り組み④

- 教頭研修ステージⅠで、組織マネジメントの実践についての演習を行っているが、この演習がステージⅡから始まる課題解決研修に十分に生かされていない。
- 教頭研修ステージⅠでの内容を発展させて、ステージⅡで実施する課題解決研修につなげることができるよう、研修内容を見直していく。
- 大量退職に伴い管理職等への登用者数も増加しており、業務遂行能力、学校経営への参画意識等、管理職としての資質を担保していく必要がある。
- 教頭に登用された者が、4 月当初からの業務が円滑に遂行できるよう、今年度内に登用前の研修を実施する。（2 月実施予定）

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み⑤

県内全域に学校事務の共同実施組織を拡大することで、学校事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、事務職員が学校経営に参画し、その専門性を生かして管理職を補佐する役割を担うことができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

取り組み⑥

教員の業務負担を軽減し、授業研究や児童生徒と向き合う時間の確保につなげるため、事務職員を加配し、教員が担っている業務のうち事務職員に移譲することが可能な業務及びそれを移譲することによる効果等について研究します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み⑤

- ア 学校事務の共同学校事務室の拡大
 - ・共同学校事務室の設置状況
11 市町村 (8 共同学校事務室)
 - ・協議中の市町村数 7 町村 (3 共同学校事務室)
※協議中の市町村教委が開催する事務室設置に係る検討委員会にアドバイザーとして参加
 - ・共同学校事務室の事務長及び総括主任連絡協議会の実施
第 1 回連絡協議会 6/16 開催予定
第 2 回連絡協議会 11 月に開催予定
※共同学校事務室を設置していない市町村教委の総括主任は、共同学校事務室の役割や先進的な事例を学ぶことで、室の設置に向けた役割について学ぶ
- イ 共同学校事務室の事務職員の異動の活性化
 - ・平成 29 年 4 月 1 日の異動の状況
8 共同学校事務室 (総配置人数: 27 人 (内訳: 転出者 13 人、転入者 14 人))
異動率 50%以上
- ウ 事務職員の資質・能力の向上に向けた研修の充実
 - ・ステージ I 基礎 (対象: 新規採用者) 受講者数: 14 名
 - ・ステージ II 充実 (対象: 主査昇任者) 受講者数: 13 名
 - ・ステージ IV 指導 (対象: 総括主任昇任者) 受講者数: 2 名
 - ※ステージ III 発展 (対象: 採用 20 年目の主幹) は本年度対象者なし

取り組み⑥

- ア 学校事務職員の加配による教員の多忙化解消の研究事業の実施
 - ・重点モデル地域 4 市のモデル校への学校事務職員の加配: 4 名
(高知市立大津中・南国市立香長中・土佐市立高岡中・四万十市立中村中)
 - ・市町村教育長会、小中学校長会、県立学校長会議において事業の周知 (4 月)
 - ・市教委・モデル校・共同学校事務室との三者連絡会へのアドバイザーとしての出席と学校訪問の実施 (4 月~)

<市教委・モデル校の取組>

(共通項目)

- ①勤務実態の把握と時間管理の徹底及びアンケート調査の実施
 - ・業務記録簿、タイムレコーダーの使用、校務支援システム (暫定版) の機能の使用 など
- ②学校現場における働き方の見直し
 - ・定時退校日の検討 など
- ③運動部活動の指導の在り方の見直し
 - ・ノー部活デーの設定 など
- ④教員の事務負担軽減のための研究
 - ・学校徴収金会計業務の事務負担軽減策の検討、教頭・教員の事務業務の役割分担の見直しの検討 など

C **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み⑤

- 共同学校事務室を設置する目的と効果について、市町村教育委員会や学校現場での理解が十分でない現状がある。
→各市町村教育委員会への訪問説明を継続して行う。
- 事務職員研修受講者の中には、学校経営への参画意識が弱いと思われる者もいる。
→早期に参画意識を醸成するとともに、その実践力を身に付けるため、各ステージの研修内容の充実を図る。

取り組み⑥

- 教員の多忙化解消に関する研究の必要性について、モデル校の全教職員まで浸透していない現状がある。
→重点モデル地域 4 市の市教委やモデル校を積極的に訪問し、取組のフォローアップを行う。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している学校の割合 (「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小: 72.3% ・中: 71.6%	・小: % ・中: %	・小: 80%以上 ・中: 70%以上
校長に占める「管理職等育成プログラム」修了者の割合	・小: 46.2% ・中: 53.1%	・小: % ・中: %	・小: 75% ・中: 80%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 1 - (2)

若年教員の資質・指導力の向上

対策の概要

OJTにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時的任用教員等に対する研修を強化します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。

取り組み②

若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。

取り組み③

全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 若年教員への指導・助言等を行う体制の強化
 - ・若年教員育成アドバイザー*による訪問指導・支援
 - ※退職校長等 8 名（東部 1 名、中部 2 名、西部 1 名、教育センター 4 名）
 - 全小・中学校初任者（高知市を除く）を対象に実施（4 月～3 月）
 - 〔新卒初任者（東部 11 名、中部 14 名、西武 14 名）：年間 5 回程度〕
 - 〔その他初任者（東部 17 名、中部 30 名、西部 14 名）：年間 3 回程度〕
 - 課題の見られる教員には、随時、追加訪問を実施
 - 5 月末までの訪問支援実施率：44%
- ・若年教員育成アドバイザーとの情報共有（定期的な打ち合わせ会の実施）
 - 4/3、4/5、4/11、4/14、5/1、5/25、6/5（予定）

取り組み②

- ア 教員必携の冊子の配付と活用の促進
 - ・H29 年度採用候補者に対する採用前講座（H29.3 月実施）において、初任者研修等で活用する教員必携冊子を配付し、採用前及び採用後の自己研修を促進
 - ・初任者研修（4/3、4/27、5/11、5/18）において冊子を活用した講義・演習を実施

取り組み③

- ア 教員採用候補者への研修の実施
 - ・H30 年度採用候補者に対する研修の実施（H30.3 月予定）
 - 〔参考：H29 年度の実施内容〕
 - 事前レポート課題の設定（H28.10 月）
 - 採用前講座（H29.3 月：集合研修 受講者 216 名：83.4%）
 - ・採用前の自己研鑽のためのオンデマンド教材配信（H29.3 月～）：全 7 本
 - 〔「本県の教育課題」、「教職員の服務」、「高知県授業づくり Basic ガイドブックの概要」、「授業づくりの基礎・基本」、「人権教育」、「特別支援教育」、「接続期カリキュラム・就学前教育」〕
 - ※アクセス数 1,168 回（5 月末時点）
- イ 臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実
 - ・臨時的任用教員研修 ステージⅠ（2 日）
 - 第 1 回目：4/15・22 実施 受講者 121 名（悉皆研修）
 （対象者：本年度、期限付き講師として任用された者で、今までステージⅠを受講していない者）
 - 第 2 回目：8/1 予定
 - ・臨時的任用教員研修 ステージⅡ（1 日）
 - 8/29 予定
 （対象者：平成 26・27・28 年度にステージⅠを受講した者）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 若年教員育成アドバイザーによる学校支援訪問は今年度初めての試みであるため、訪問の日程調整やアドバイザーへの説明に想定以上に時間と手間を要した。
- 次年度からは、早くから支援訪問できるよう、日程調整等の方法を改善する。但し、校内体制が一定整った段階からの訪問を望む声もあり、スタート時期についても検討の必要がある。

取り組み②

- 初任者研修において、教員必携冊子を用いた講義・演習を実施したことで、活用に対する意識付けはできているが、現段階では年度当初であるため、初任者の日常的な活用については十分ではないと思われる。
- 教育センター等で実施する研修において効果的な活用方法等を紹介するとともに、初任者の指導教員を対象とした研修においても周知を図り、日々の活用を促進する。

取り組み③

- 採用前講座の受講率等を見ると、採用候補者の研修意欲は高く、早期から良質な研修機会を提供していくことが求められる。
- 採用候補者名簿登録時点から受講が可能となるよう、各教科の内容に関するものにまで内容を充実したオンデマンド教材を配信する。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み④
 管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み④
 ア 若年教員をOJTにより効果的に育成するための研修内容の充実・強化
 ・中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修） 受講者：74名
 内容：学校組織マネジメント 4/25 実施
 チーム協働研修 7/25、8/22 予定
 コーチング 10/6 予定
 ・管理職研修
 5月未までに実施した研修内容
 新任用指導教諭・主幹教諭研修：コーチング（4/25 実施 16名）
 教頭研修ステージⅠ：人事評価（4/28 実施 41名）
 教頭研修ステージⅡ：課題解決研修（5/12 実施 36名）
 新任用校長研修：人事評価、教職員の指導改善（5/16 実施 34名）

C **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み④
 ●中堅教諭等資質向上研修では、学校のミドルリーダーとして、学校全体のOJTを推進し、解決策の提案や調整等を行う態度や技能を身に付けるための研修を行ったが、受講者の中には、そうした意識を十分にもてていない者が見られた。
 →初任・2年・3年次研修者のメンターとしての役割を果たす「チーム協働研修」に向けて、受講者の自己有用感を高めるとともに、コーチング研修において、その技能を高める。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
「高知県の教員スタンダード」（本県の教員が採用から10年終了までに身に付けるべき資質・能力指標）の達成状況（採用3年次の者）	・小：2.4 ・中：2.4 ※3段階評価	・小： ・中：	・小：3.0以上 ・中：3.0以上 ※4段階評価

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 1 - (3)

地域との連携・協働の推進

対策の概要

学校と地域との連携・協働によりチーム学校として教育活動を充実させていきます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

全ての学校に地域と連携・協働する体制が構築されることを目指し、地域住民が学校における学習活動や部活動、学校行事、校内環境の美化、登下校などを支援しながら、子どもたちの成長を支える学校支援地域本部の設置を促進します。このための学校の体制として、地域との連携・協働について中核的な役割を果たし、連携調整を担う担当者を位置付けることを徹底します。また、学校支援地域本部の活動の充実を図るため、地域住民を中心に人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みを拡充します。併せて、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)についての周知・啓発を積極的に行います。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 学校支援地域本部の設置促進

・設置数 (H28→H29) :

H28 : 34 市町村 67 本部 134 校

(うち、県立高校 2 本部 2 校、高知市 5 本部 5 校)

H29 : 34 市町村 119 本部 201 校

(うち、県立高校 4 本部 4 校、高知市 28 本部 28 校)

・学校支援地域本部未設置校(小中 107 校)の設置促進に向けた方針決定(4月)

・学校地域連携推進担当指導主事(教育事務所、高知市教委)による支援訪問活動により学校への助言を実施

訪問等回数(5月末) : 141 回(対前年 4-5 月比 235%)

(東部 23 回、中部 27 回、西部 42 回、高知市 49 回)

・市町村・関係機関等との協議・個別訪問による周知・啓発(生涯学習課)

市町村教育長会議(4/19)、市町村教育長訪問(4/10,11,13,14,5/2,8,16)

県立校長会、副校長・教頭会、地区別校長会(4/14,20,21,24,27,5/9)

各学校長訪問(4/13,17,25,28,5/2,16)、県老人クラブ連合会役員会(4/18)

県民生委員児童委員協議会連合会総会(4/25)

県立高校での運営会議に参加(1校)(5/16)

イ 学校における地域との連携・協働に係る担当者の位置付けの徹底

・学校地域連携推進担当指導主事(教育事務所、高知市教委)による支援訪問活動により学校への助言を実施(再掲)

ウ 地域人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みの拡充

・学び場人材バンク登録数(4月末現在合計) : 385 名(H29.3 末現在 : 365 名)

・マッチング数(5月) : 4 名(H28 年間マッチング数 : 333 名)

・学校訪問等回数(4月末) : 36 回(H28 年間訪問回数 : 923 回)

エ コミュニティ・スクールについての周知・啓発

・コミュニティ・スクールの導入・推進状況調査の実施(文部科学省から 4月)
 (H28 : 39 校 13.1% → H29 : 42 校 14.2%)

・中部教育長会議(4/10)、東部教育長会議(4/11)、地区別校長会(4/20,24,27)

C(A) 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

●円滑に計画を進め、更に設置を加速させるために、未設置校へのアプローチを重点強化し、設置促進の取組を強化していく必要がある。

<設置促進計画(H28 策定)>

	H28			H29			H30			H31		
	小学 校数	中学 校数	実施校 率(%)	小学 校数	中学 校数	実施校 率(%)	小学 校数	中学 校数	実施校 率(%)	小学 校数	中学 校数	実施校 率(%)
計画	82	44	42.4	113	62	58.9	151	81	78.1	171	94	89.2
見込	82	44	42.4	116	72	63.7	158	92	85	173	97	91.8

→学校において学校経営計画に設置スケジュールを明記したうえで、学校地域連携推進担当指導主事による学校訪問等(年 2 回程度)により、進捗状況の確認や助言等を行うとともに、学び場人材バンクと連携して学校や地域の課題やニーズを収集し、学校における次年度設置準備の支援を行っていく。

●市町村や学校によって、地域と連携した学校支援活動の充実度に差がある。

→モデル事例集を活用した訪問活動により、効果的な取組方法を助言していく。また、学校経営計画の中に、「多様な活動(4 種類・100 日以上)」「学校と地域の協議の場の確保」「民生・児童委員が参画した見守り体制の構築」などを加えて、取り組んでいたべくよう要請していく。

●学校支援地域本部を高知県版「地域学校協働本部」へと転換を図っていく必要がある。

→県内でモデル 7 校を選定し、PDCA サイクルによって取組を検証し、蓄積されたノウハウを県内全域に広げていく。

●平成 29 年 4 月 1 日より施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化された。この内容については、市町村教育委員会に対して文書等で数回通知しているが、説明を行う必要がある。

→各市町村教育長の集まる会等において担当者から説明する機会を設定する。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み②

子どもたちが放課後等に安全・安心な居場所で学習などに取り組みながら過ごすことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、放課後児童支援員等を対象とした研修の実施等により、活動内容の充実を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み②

- ア 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進
 - ・設置数 (H28→H29) : ※ () 内はうち高知市
 児童クラブ H28 : 160 (84) 箇所→H29 : 168 (89) 箇所
 子ども教室 H28 : 147 (39) 箇所→H29 : 147 (41) 箇所
 - ・児童クラブ・子ども教室設置率 (H28→H29) : 93.8%→94.8%
 - ・活動状況実施率 (H28 調査)
 学習支援 (⑧～⑪のいずれか実施) : 98.0%
 体験活動 (②～④) : 83.4%

支援活動の種類	児童クラブ (155カ所)	子ども教室 (147カ所)	支援活動の種類	児童クラブ (155カ所)	子ども教室 (147カ所)
① スポーツ活動	125 (80.6%)	119 (81.0%)	⑧ 宿題の実施	155 (100.0%)	133 (90.5%)
② 文化・芸術活動	26 (16.8%)	41 (27.9%)	⑨ 宿題に留まらない予習・復習、自主学習の実施	47 (30.3%)	105 (71.4%)
③ 地域住民との交流活動	20 (12.9%)	79 (53.7%)	⑩ 補習の実施	0 (0.0%)	2 (1.4%)
④ 体験活動	127 (81.9%)	67 (45.6%)	⑪ その他(⑧～⑪に当てはまらないもの 例:食育)	110 (71.0%)	20 (13.6%)
⑤ 親子で参加できるイベント	122 (78.7%)	32 (21.8%)	⑫ 災害時(地震等の発生時)対応マニュアル	74 (47.7%)	147 (100.0%)
⑥ 自由遊び	155 (100.0%)	133 (90.5%)	⑬ 避難訓練の実施	148 (95.5%)	80 (54.4%)
⑦ 読書(読み聞かせなど)	146 (94.2%)	102 (69.4%)	⑭ 使用している部屋等の安全点検	143 (92.3%)	114 (77.6%)
			⑮ 防災用ヘルメット、防災頭巾等を備えている	43 (27.7%)	55 (37.4%)

- イ 放課後児童支援員等を対象とする研修の実施
 - ・H29 研修等年間計画の作成 (4月)
 (年間計画) 防災研修(安全・安心) : 3 箇所(東部、中部、西部)
 発達障害児等支援研修 : 全 5 回(6月、9月、10月、11月)
 高知県地域学校協働活動研修会(生涯学習課・高知市内)(7月、2月)
 同 ブロック別研修会(各教育事務所)(11～12月)
 子育て支援員研修(放課後児童コース) : 2 日間(9月)
 放課後児童支援員認定資格研修 : 全 2 日×2 会場(9～11月)
 障害児等受入研修 : 2 箇所(東部、西部)(11月)
 子どもの育ち研修 : 3 箇所(東部、中部、西部)(12月)

C **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み②

- 各放課後児童クラブや放課後子ども教室の学習支援や体験活動の充実度に差がある。
 →市町村や各運営施設に対し、「運用の手引き/モデル事例集」を活用し、訪問による助言や活動充実の働きかけを実施する。
 →研修会内容の充実とともに、避難訓練や施設の安全点検の未実施箇所のある市町村を中心に、訪問等による実施要請・働きかけを行う。
- 放課後児童クラブは、国が示す「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められている施設設備や面積、支援員数、児童の定員(おおむね 40 人以下)等の基準を満たしていないところは、平成 31 年度まで(経過措置期間)に対応する必要がある。
 ・登録児童数 46 人以上の放課後児童クラブ 80 箇所(51.6%) ※H28 国調査
 →市町村の取組方針を確認し、国の基準を満たした適切な人員となるよう、放課後児童クラブを分割(増設)する場合や、老朽化等に伴い施設整備を行う市町村への財政支援を継続する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学校支援地域本部が設置された学校数	・小 : 82 校 ・中 : 44 校	・小 : % ・中 : %	・小 : 150 校以上 ・中 : 080 校以上
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置率(小学校)	94%		95%以上

	H28	H29	H31 目標値
学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が様々な活動に参加してくれる学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小 : 83.8% ・中 : 64.3%	・小 : % ・中 : %	・小 : 100% ・中 : 100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 1 - (4)

外部・専門人材の活用の拡充

対策の概要

多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。

また、学習支援ができる人材を確保するために、地域人材の登録、マッチングを行う仕組みの活用を推進するとともに、退職教員への声かけ、大学生に参加してもらうための大学との連携、高校生に有効に活躍してもらうための検討を進めます。

取り組み②

教育相談支援体制の充実・強化を図るために、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 放課後等学習支援員の配置拡充

・H29年度（事業着手3年目）申請受付状況（H29.5.31現在）※随時事業申請受付中
 小学校：106校 180名、中学校：73校 181名（計179校 361名）

〔うち Aタイプ 小学校：8校 16名、中学校：5校 11名
 Bタイプ 小学校：98校 164名、中学校：70校 170名
 ※重複あり（中2校で両方のタイプを実施）〕

放課後学習支援事業で雇用される学習支援員は、下記の2タイプ

- ・勤務時間4時間までで授業への参画が不可のAタイプ
- ・勤務時間制限なしで授業への参画が可能なBタイプ(H28～導入・拡充中)

<参考>

H28年度（事業着手2年目）配置実績

小学校：90校 191名、中学校：72校 273名（計162校 464名）

〔うち Aタイプ 小学校：50校 118名、中学校：37校 166名
 Bタイプ 小学校：41校 73名、中学校：44校 107名
 ※重複あり（小1校、中9校で両方のタイプを実施）〕

H27年度（事業着手1年目）配置実績（Aタイプのみ事業実施）

小学校：44校 97名、中学校：45校 118名（計89校 215名）

イ 学習支援員の人材確保支援

・学び場人材バンク

放課後等学習支援員を探している市町村（学校組合）情報と学び場人材バンク情報を突合し、人と学校のマッチングを実施中

・大学生の活用

県内4大学で構成する「教師教育コンソーシアム」に、大学生の派遣について依頼中

・高校生の活用検討

高等学校長会役員会(H29.5.10)に参加し、事業説明・協力依頼済

また、各高校への人材募集チラシの設置・配布を依頼済

・退職教員への声かけ

「高知県教職員互助会（退職互助部）」の支部連絡協議会幹事会に参加し、事業説明・協力依頼を行うとともに、人材募集チラシの配布を依頼済

取り組み②

ア スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充

・SC 配置数

小学校 H28：166校（85.6%）→H29：194校（100%）

中学校 H28：107校（100%）→H29：107校（100%）

・SSW 配置数

小・中学校 H28：29市町村 62人→H29：31市町村 67人

※未配置市町村（東洋町、馬路村、安田町、大川村）にはチーフSSW11名（市町村等の配置SSWのうち、勤務経験が長く指導的な役割を果たすことができる人物を、東部3名、中部・高知市5名、西部3名委任）が対応

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

●中山間地域の学校において人材確保の困難性が高い。

- ・学び場人材バンクのコーディネーターに対し、学習支援が可能な人材を発掘することや、人材と学校をマッチングすることについて協力を要請。
- ・大学生の宿泊施設を（市町村教育委員会が）準備することで、長期休業期間中の集中的な補充学習を実施する計画の実現に向けて「教師教育コンソーシアム」「市町村教育委員会」と調整していく。
- ・「高知県教職員互助会（退職互助部）」には引き続き事業への協力依頼を行うとともに、これから退職を予定している教員への説明会に参加し、事業説明や学習支援員募集中の市町村教育委員会の情報提供を行うなど、退職教員の中でも比較的若い方々に対して、重点的に学習支援員への応募を働きかけていく（再任用予定者を除く）。

取り組み②

●全ての公立学校において、SC及びSSWの支援が受けられる体制づくりはできたが、国の予算措置や勤務条件等の理由から、各学校において支援活動にあたる時間があることに制限があり、より一層の配置拡充が必要である。

→SC及びSSWの安定雇用及び常勤化に向けた国の予算措置について、継続して要望を行う。

●専門性の高い人材の確保が困難であり、人材の必要数に対して対応できる人材が不足している。

→県内外の大学に協力を求めながら、人材の確保に努める。また、研修等を通して、人材の育成に努める。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み③

課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、不登校の発生率が高い市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、積極的な働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

取り組み④

各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するために、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員の配置を更に拡充します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み③

- ア アウトリーチ型支援体制の整備
 - ・ SC 配置数
H28：2 市→H29：6 市
 - ・ 連絡会の実施（5/8）
実践報告：南国市、高知市
情報交換

取り組み④

- ア 運動部活動支援員の配置の拡充
 - ・ 運動部活動支援員の配置状況（H29.5 月現在）
H29：中学校 35 校 56 名（うち医科学サポーター1名） 延べ 87 部（10.4%）【計画】
H28：中学校 33 校 49 名延べ 73 部（8.8%）
（ ）は全運動部活動数に占める運動部活動支援員を配置した部の割合

C **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み③

- 業務内容や組織内での連携等、効果的な運用方法について、更に研究が必要。
→ 先行実施している 2 市の取組を参考にしながら、連絡会等の機会を利用し、相互に情報交換や協議を深めて、効果的な運用方法について研究を進める。

取り組み④

- 外部人材の活用は、昨年度と比較すると増加しているが、医科学サポーターの派遣について、伸びていない。
→ 医科学サポーターについての周知を進めるとともに、さらなる拡充に向けて、今後作成する外部人材リストを各市町村や県立学校に情報提供し、活用を促進する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
放課後等学習支援員の配置校数	・小：90 校 ・中：73 校	・小： % ・中： %	・小：100 校以上 ・中：80 校以上
スクールカウンセラーの配置校数（配置率）	・小：166 校 （85.6%） ・中：107 校 （100.0%）	・小：校 （%） ・中：校 （%）	小：100% 中：100%

	H28	H29	H31 目標値
スクールソーシャルワーカーの配置状況	29 市町村		全市町村
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合（中学校）	73 部 （8.8%）	・小： % ・中： %	250 部以上 （約 30%以上）

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 1 - (5)

障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

対策の概要

教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進するとともに、チーム学校として校種間における円滑かつ適切な引き継ぎが行われるための仕組みの構築を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

児童生徒の学習意欲の向上に向け、ユニバーサルデザインに基づき、発達障害等のある全ての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを進めます。

取り組み②

発達障害等のある子どもに対し、保育所・幼稚園等から小・中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。

取り組み③

発達障害等のある児童生徒への支援を充実させるため、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内委員会等において個別の指導計画を作成した上で、指導目標、指導内容・方法を定期的に検討するなど、組織的な指導・支援を継続的に行う体制を整備します。

取り組み④

特別支援学級や、発達障害等のある児童生徒が一部の授業についてのみ障害に応じた特別な指導を受けるための場である通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。また、それらの場において特別支援学校教員や理学療法士、言語聴覚士などの専門家を活用することを進め、指導・支援の充実を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの推進
 - ・校内支援体制づくりガイドブックをH29.3月に作成し、全学校に配付
 - ・「分かる」「できる」授業づくりガイドブックを増刷し、新規採用者全員に配付(4/3)
 - ・ユニバーサルデザインによる学校づくりシンポジウムの開催準備 (8/8 開催予定)

※(参考) H28 ユニバーサルデザインに基づく授業づくりに関する調査結果
 校内研修実施率 小: 93.3% 中: 90.7% 高: 40.4%
 研究授業実施率 小: 89.2% 中: 85.0% 高: 17.3%

取り組み②

- ア 校種間の引き継ぎの充実・強化
 - ・H28 年度末の引き継ぎシートの作成・活用状況について聞き取り調査を実施中
 - ・中学校区における校種間の引き継ぎを強化するため、特別支援教育学校コーディネーターを集めて引き継ぎシート等の活用について確認を行う予定
 - 中学校区特別支援教育学校コーディネーター研修会 (5月～ 40 中学校で実施)

取り組み③

- ア 組織的な指導・支援を継続的に行う体制の整備
 - ・「みんながスター！校内支援力アップ事業」
 - 東部・中部・西部に各 1 名ずつ特別支援教育巡回アドバイザーを配置
 - 訪問実績 (5月末現在): 東部 23 回、中部 9 回、西部 15 回 計 47 回
 - ・各市町村校長会における事業内容の説明<指定市町村>
 - 香南市 (4/10)、芸西村(4/27)、馬路村(4/13)、須崎市(4/11)、土佐市(4/3)、中土佐町(4/17)、梶原町(5/9)、津野町(4/25)、四万十市(4/5)
 - ・全小・中学校への取組の周知
 - 地区別校長会における周知 (東部 4/24、中部 4/27、西部 4/20)

取り組み④

- ア 特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の特別支援学校教諭免許の取得促進
 - ・各市町村教育委員会に「特別支援学級及び通級指導教室担当教員等の専門性の向上について」(29年3月7日付け 28 高教特第 810 号) で免許法認定講習受講促進等について通知
- イ 特別支援学級や通級指導教室における特別支援学校教員・専門家の活用の促進
 - ・外部専門家の活用状況

外部専門家	特別支援学級で活用した回数	
	H28	H29 (5/17時点)
理学療法士 (PT)	14	7
言語聴覚士 (ST)	2	0
作業療法士 (OT)	3	0
視能訓練士 (ORT)	2	0
合計	21	7

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- ユニバーサルデザインに基づく授業づくりについては、これまで指定校等の取組等で進んできているが、全ての授業で実施されるためには、さらなる普及・啓発が必要である。
- ユニバーサルデザインに基づく学校づくりや授業づくりについて理解を深めるためのシンポジウムへの参加を促すための広報活動 (研修会等を通じた周知、チラシの配付など) を進める。

取り組み②

- 引き継ぎシート・個別の指導計画作成について、支援を必要としている学校がある。
- 教育事務所の特別支援教育地域コーディネーターや特別支援教育巡回アドバイザーが、支援を必要としている学校の校内委員会に入り、児童生徒の支援について具体的な助言を行い引き継ぎシート等の作成を支援する。

取り組み③

- 校長と特別支援教育巡回アドバイザーとの情報共有が重要であるが、校長の多忙さもあり、気が付いたこと等をすぐに共有する時間を取りにくい状況があるという意見が多く出てきている。
- これまでは必要に応じて開催していた校内委員会を、校長出席のもと毎月計画的に開催するよう見直し、きめ細かな情報共有を行う体制をつくる。

取り組み④

- 特別支援学級担任等の専門性の向上について繰り返し市町村教育委員会、学校長に理解を求めるとともに、特別支援学校教諭免許の取得方法などを分かりやすく周知していくことが必要である。
- 教職員・福利課と連携し、小・中・高等学校で発達障害等の児童生徒に関わる教員の特別支援学校教諭免許の取得を促進するため、今後の免許法認定講習の在り方について検討する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
「個別の指導計画」を作成している学校の割合 (公立小・中学校)	・小: 72.3% ・中: 71.6%	・小: % ・中: %	・小: 80%以上 ・中: 70%以上
発達障害の診断・判断のある児童生徒に占める「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合	・小→中: 51.1% ・中→高: 31.0%	・小→中: % ・中→高: %	・小→中: 100% ・中→高: 100%

	H28	H29	H31 目標値
ユニバーサルデザインの視点を大切にした研究授業の実施率	・小: 89.2% ・中: 85.0%	・小: % ・中: %	・小: 100% ・中: 100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 2 - (1)

学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築

対策の概要

中学校における「タテ持ち」の導入や教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置拡充、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

同一教科の担任が複数配置されている中学校において、一人の教員が複数学年を担当する「タテ持ち」の導入を促進することや、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験の浅い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。

取り組み②

各学校において、授業力の向上や授業改善に向けた組織的・協働的な取組を推進するため、教科の組織的な指導体制の中核となる主幹教諭の配置を拡充します。

取り組み③

中学校の授業改善を推進するため、全ての中学校において、国語・社会・数学・理科・英語の授業改善プランを作成し、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進めるとともに、プランに基づく授業実践について、県教育委員会の指導主事等が全ての中学校を訪問し、指導・助言を行う取組を徹底します。

取り組み④

「タテ持ち」を導入している中学校における教科会等の内容を充実していくために、主幹教諭や教科主任などのミドルリーダーとなる教員の育成を図ります。

取り組み⑤

同一教科の教員が一人しかいない小規模の中学校においては、教員同士の学び合いにより教科指導力を向上させる機会が少ない状況にあります。このため、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築します。また、小規模の中学校において異なる教科を担当する教員がチームを組み、日常的に授業について協議し合う仕組みについて研究を進めます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 「タテ持ち」の導入の促進
- ・「タテ持ち」指定校 19 校 (H28 指定校 9 校)
 - ・「タテ持ち」の成果等について情報発信：小中学校長会（西部 4/20、東部 4/24、中部 4/27）
- イ 教科会の充実
- ・組織力向上エキスパートの学校訪問等による指導・助言（5 月末 13 回）
 - ・指導主事による訪問指導（5 月末 54 回）
 - ・先進校視察（福井県）の実施（5/23・24 事務局 6 名、学校 20 名、計 26 名）
 - ・研究協議会の実施（5/18）

取り組み②

- ア 主幹教諭の配置の拡充
- ・配置数：46 名 (H28：40 名)
 - ※うち中学校組織力向上のための実践研究事業指定校への配置：19 名 (中学校 19 校に各 1 名)

取り組み③

- ア 全中学校における授業改善プランの作成
- ・5教科の授業改善プランの策定：100% (県教委による内容の確認：5 月)
- イ 全中学校への訪問指導・助言
- ・指導主事等による訪問指導・助言
 (5 月末：東部 36 回、中部 70 回、西部 31 回、高知市 1 回)

取り組み④

- ア 「タテ持ち」導入校におけるミドルリーダーの育成
- ・主幹教諭連絡会の実施：5/18 (19 校参加)
 - 内容：情報交換、組織力向上エキスパート (元福井県中学校長) による講話

取り組み⑤

- ア 近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みの構築
- ・東部地区：19 校
 - ・中部地区：嶺北ブロック 4 校、高北ブロック 6 校、西部ブロック 5 校
 - ・西部地区：3 校
- イ 小規模の中学校における日常的に授業について協議し合う仕組みに関する研究
- ・11 校を指定
 - <主な内容>
 - 学力調査： 全国学力調査の結果分析、改善策検討
 - 授業研究： 定期テストの分析、模擬授業
 - チーム研究： 研究テーマ設定、テーマに基づく研究の PDCA 確立
 - ・連絡協議会の開催 (4/13)
 - 参加：全ての指定校
 - 内容：事業説明、実践事例紹介、協議

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 授業進度や宿題、定期考査の調整に多くの時間を使っており、協議内容が今一つ深まっていない教科会がある。
- 数学の教科会のレベルを上げるため、指導主事等がチームを組んで訪問指導に入るなど、訪問指導の強化を図る。

取り組み②

- 「タテ持ち」研究校の拡大に伴って新たに主幹教諭が配置されたことにより、新任主幹教諭の力量を高める必要がある。
- 「タテ持ち」研究校における主幹教諭連絡会において、新任主幹教諭が 2 年目の主幹教諭の学校を訪問し、教科会を参観したり主幹教諭の役割について学ぶ機会を設定する。

取り組み③

- 思考力・判断力・表現力を育むための授業を構成する力が十分とはいえない。授業改善プランに基づく取組が、協働的かつ日常的に実践されるには至っていない。
- 各学校において、組織的に授業改善を進める仕組みが整い、思考力問題等の教材を効果的に活用しながら、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりが進むよう、指導主事等による指導・助言を強化する。

取り組み④

- 新規校と継続校が一堂に会する主幹教諭連絡会では、教科会の質を高めるためには、教科主任の力量を高める必要があるという意見が多く出された。
- 市町村教育委員会と連携して、近隣の指定校同士の教科主任が交流する機会を設定する。

取り組み⑤

- 小規模の中学校の研究校においては、教科の枠を越えたチームを組んで定期的に授業について協議し合う機会は設定されているが、その内容についてはまだ十分とは言えない。
- 指導主事等による学校訪問において指導助言を行うとともに、好事例を収集し、連絡協議会等で紹介していく。

第2期高知県教育振興基本
計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：37.2%（40.6%） ・中：31.2%（34.2%） ※（ ）は全国平均	・小：% ・中：%	全国平均以上
言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体で取り組んでいる学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：30.4%（36.3%） ・中：34.9%（32.8%） ※（ ）は全国平均	・小：% ・中：%	全国平均以上

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 2 - (2)

教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築

対策の概要

中学校における「タテ持ち」の導入や教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置拡充、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

教員の教科指導力の向上を図るため、若手教員を対象とする数学などの集中研修や、学力上位県への教員派遣、また、大学との連携等による中核教員の育成など、各教科において経験年数や実態に応じた Off-JT の充実・強化を図ります。

取り組み②

学校における校内研修の質的・量的な充実を図るため、各学校の研究主任を対象とした協議会を実施するとともに、各教科の授業改善プランに基づいて指導主事等が教員の指導力向上に向けた指導・助言を行います。

取り組み③

本県における授業のスタンダードを明示した冊子を全教職員に配付し、教育センターと教育事務所が連携して授業改善指導を徹底することにより、全小・中学校でスタンダードに基づく授業が展開できる仕組みづくりを推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 若手教員を対象とする集中研修の実施
- ・算数・数学学力向上実践事業 教科専門研修生研修
 - 目的：半年間の集中研修を実施することで、中学校数学教員の授業力・教科専門力の向上を図る。
 - 受講者：前期 5 名、後期 5 名
 - 内容：教養研修、実力養成研修、数学演習、問題作成力向上研修、授業改善研修
 - 在籍校において、授業研修及び公開授業・研究協議を実施
 (1 週間の在籍校研修を半年で 2 回実施)
- イ 学力上位県への教員派遣
- ・先進県への派遣 (実践的な指導法を身に付けるため)
 - 【福井県 (1 年間) 数学 1 名 国語 2 名 理科 1 名】
- ウ 大学との連携による中核教員の育成
- ・鳴門教育大学大学院 (言語系コース・英語「小学校英語教育分野」) への派遣 (2 年制課程) (新規 2 名・継続 2 名)
 - ・高知大と連携した CST (理科の中核教員) の養成 11 名：小学校 6 名、中学校 5 名

取り組み②

- ア 研究主任を対象とした協議会の実施
- ・各教育事務所管内で実施する学力向上研究主任会の内容等検討 (年 2 回予定：6 月から実施)
- イ 授業改善プランに基づく指導・助言
- ・指導主事等による訪問指導・助言
 (5 月末：東部 36 回、中部 70 回、西部 31 回、高知市 1 回)

取り組み③

- ア 授業のスタンダードを明示した冊子の配付
- ・「高知県授業づくり Basic ガイドブック」を小・中学校の全教員に配付 (平成 28 年 3 月)
 - ・指導教員研修等において指導教員及び教科指導教員等に対し活用の周知・徹底
 指導教員研修：4/11 (西部)、4/13 (中部)、4/14 (東部)
 教科指導教員等研修：4/24 (中学校)
- イ 教育センターと教育事務所との連携
- ・「高知県授業づくり Basic ガイドブック」の活用の周知・徹底について、指導主事研修会等で共通確認 (5/1 実施 87 名参加)
- ウ 授業改善指導の徹底
- ・全ての年次研修において、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」に基づく授業づくりの講義・演習を実施
 初任者研修 (4/27、5/18)
 2 年次研修 (6/5)
 3 年次研修 (5/29)
 4 年次研修 (5/15)
 中堅教諭等資質向上研修 (10 年次研修) (5/9)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 教科専門研修生研修では、事前の模擬授業や在籍校での実践授業において、思考力・判断力・表現力を育成するための指導方法の工夫・改善が十分にできていない現状がある。
- 事前の学習指導案作成の段階から、研修生同士や担当指導主事との協議を重ね、研修内容や研修テーマを踏まえた実践授業ができるよう、個別に対応していく。
- 大学における教科研究においては高度な内容を行うことができているが、その内容を県下に広める取組が十分でない。
- 研究成果の発表の機会を設け、県内の教員がテレビ会議システムで視聴できるようにすることを検討。

取り組み②

- 授業改善プランに基づく訪問指導において授業を参観するが、思考力・判断力・表現力を育成するための授業となりえていない授業が散見される。
- 各学校にどのように訪問すれば授業改善が進むのか、事務所内で学校ごとに戦略を立て、有効な訪問指導にしていく。

取り組み③

- 昨年度の「高知県授業づくり Basic ガイドブック」の活用率が初任者 (中学校) 及び指導教員 (小中学校) において 100% に至らなかった。また、具体的な授業イメージが把握できていない教員もいるため、さらなる周知・徹底及び支援が必要である。
- 初任者研修等における講義・演習においてスタンダードな授業づくりのイメージが持てるよう、具体的な事例を盛り込んだ研修内容を継続して実施する。
- 学習指導要領の改訂に伴い、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」の改訂が必要である。
- 次期学習指導要領の趣旨を盛り込んだ改訂版を教育事務所と連携して作成し、小・中学校の全教員に配付する。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み④

探究的な授業の確立に向けて、研究指定校における探究的な学習の研究・実践、新聞や図書資料を活用した授業研究を更に進め、その成果を県内に普及するとともに、教育センターの全ての年次研修に主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた研修を導入します。

取り組み⑤

数学を担当する教員の授業力の向上を図るため、専門力の高いスーパーバイザーを招へいし、教育事務所及び高知市教育委員会に配置している数学専任の指導主事とチームとなって、数学担当教員への訪問指導・支援を強化します。

取り組み⑥

校内外の他の教員や地域の方々などに授業を見てもらうことが教員の指導力の向上に効果的であることから、各学校における日常的に授業を公開する取組を更に推進します。

取り組み⑦

教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内の大学等との協議の機会を設け、連携を強化します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み④

- ア 探究的な授業づくりの推進
 - ・連絡協議会の開催 (4/14)：指定校 12 校・内容：事業説明・情報交換
 - ・成果の普及：地区別校長会にて探究的な授業づくりのリーフレットを配付 (4月) HP にて平成 28 年度の指定校の取組を発信
- イ 年次研修における主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた研修の導入
 - ・全ての年次研修において「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた講義・演習を実施
 - 初任者研修 3 日 (5/18、6/8、10/5)、2 年次研修 1 日 (8/7)、3 年次研修 1 日 (5/29)、4 年次研修 1 日 (5/15)、中堅教諭等資質向上研修 (10 年経験者研修) 2 日 (5/9、8/4)
 - ※予定を含む

取り組み⑤

- ア スーパーバイザー等による数学担当教員への訪問指導・支援の強化
 - ・訪問対象校 31 校 (小学校 11 校、中学校 20 校)
 - ・スーパーバイザー (学力向上総括専門官) による訪問回数 (5 月末：25 回)

取り組み⑥

- ア 各学校における日常的に授業を公開する取組の推進
 - ・組織力向上エキスパート (福井県元校長 2 名) による訪問回数 (5 月末：13 回)
 - ・スーパーバイザー (学力向上総括専門官) による訪問回数 (5 月末：25 回)
 - ・タテ持ち研究校における教科会 (5 月末：1 校平均 28.7 回)
 - 内容：互いに見合った授業について協議等

取り組み⑦

- ア 教員養成を行う県内大学等との協議の機会の設定
 - ・教師教育コンソーシアム高知 (第 1 回事業部会 6/15)
 - ※運営協議会は年 2 回、事業部会は随時開催予定

C **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み④

- 指定校以外の学校において、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた探究的な授業が行われている学校が少ない。
- 指定校の公開授業に多くの学校が参加できるよう、市町村教育委員会の指導事務担当者会等を通じて働きかけるとともに、探究的な授業づくりの啓発リーフレットを定期的に発行する。
- 研修を実施するにあたり、「主体的・対話的で深い学び」に対する指導主事等の共通理解を更に図っていく必要がある。
- 事務局内での情報共有や学習会により理解を深め、受講者及び学校に対して周知を図るために、具体的な事例を収集する。

取り組み⑤

- スーパーバイザー等による訪問では、未だに知識・技能を丁寧に教えていく授業や、教師の指示が多くスモールステップになっている授業が多すぎるとの指摘がなされている。
- まだ 1 回目の訪問が終了していないが、1 つ 1 つの学校に対する指導・支援内容についてスーパーバイザーと共に検討していく。

取り組み⑥

- 授業を校内の教員に見てもらうということは、日常的に行われるようになってきたが、校外の教員に見てもらうことに対しては抵抗感がある教員がいる。
- 指定校の研究授業や学力向上総括専門官による訪問指導などは校内に留まらず積極的に他校に公開することとして詳細な情報を集め、県教委のホームページに掲載する。

取り組み⑦

- 教育校務員特例法の改正を受け、関係大学等との協議会を設け、教員の資質・指導力の向上に関する指標の検討等を行う必要がある。
- 第 1 回目の協議会を夏頃に開催し、秋頃を目途に指標を策定する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値		H28	H29	H31 目標値
授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	【国語】 ・小：37.3% ・中：27.2% 【算数・数学】 ・小：49.5% ・中：32.4%	【国語】 ・小：3% ・中：% 【算数・数学】 ・小：% ・中：%	【国語】 ・小：60%以上 ・中：50%以上 【算数・数学】 ・小：60%以上 ・中：50%以上	授業のはじめに、授業の目標 (めあて・ねらい) が示されていると回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	・小：60.4% ・中：64.4%	・小：% ・中：%	・小：80%以上 ・中：80%以上
				授業の最後に、学習内容を振り返る活動が行われていると回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	・小：44.4% ・中：34.6%	・小：% ・中：%	・小：80%以上 ・中：80%以上
総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導を行っている学校の割合 (「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小：17.3% (全国 25.4%) ・中：21.1% (全国 29.3%)	・小：% (全国%) ・中：% (全国%)	全国平均以上	学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	・小：36.1% ・中：31.9%	・小：% ・中：%	・小：70%以上 ・中：70%以上

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 2 - (3)

児童生徒の学習の質・量の充実

対策の概要

授業や家庭学習における単元テスト・学習シート等の教材の効果的な活用の促進、児童生徒の家庭学習の徹底など、学習の質・量の確保に向けた取組をチーム学校として組織的に推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

授業と家庭学習のサイクル化を推進するため、単元テストに活用の力を問う問題を追加するなど、個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みの更なる充実を図るとともに、基礎学力を定着させるための学習シートなどの教材の効果的な活用を促進します。

取り組み②

思考力・判断力・表現力を育成するため、数学の思考力を養う問題集やコンテストの過去の問題等を授業等で活用する取組を推進します。

取り組み③

主幹教諭の配置を拡充することにより、学校全体としての家庭学習の計画づくりと進捗管理、学習と部活動の調整等を的確に進めます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みの充実
 - ・算数・数学単元テストの配信 (小1～中3)
- イ 学習シート等の教材の効果的な活用の促進
 - ・学習シート等の配付・活用促進

名称	配付対象	(参考)H28年度 活用率(%)
国語学習シート	小1～中3	99.0
算数・数学シート	小4～中3	98.1
数学思考力問題集	中1～中3	100.0
理科思考力問題集	小5～中3	99.5
英語ライティングシート	中1～中3	98.4
高知これ単級別単語帳	中1～中3	99.1
Discover Kochi	中1～中3	98.4

※H29年度の活用状況についてはH30.1月に調査予定

- ・学習シート等の活用事例集の配付・活用促進
 - 小学校理科授業改善指導事例 (H28 作成・配信 (教員対象))
 - 高知これだけは身に付けたい英単語活用事例集 (H28 作成・配付 (教員対象))

取り組み②

- ア 授業等における数学の思考力を養うための教材等の活用
 - ・数学思考力問題集及び活用事例集の活用 (単元テストシステム WEB ページに掲載)
 - 数学思考力問題集の活用率 H27: 100%→H28: 100%
 - ・数学科授業改善プランに思考力問題集の活用の取組を掲載: 県教委による内容の確認 (5月～)
 - ・理科思考力問題集の活用 (単元テストシステム WEB ページに掲載)

取り組み③

- ア 主幹教諭の配置の拡充
 - ・配置数 (小・中学校) H28: 40名 (小12名、中28名)
 - H29: 46名 (小11名、中35名)
 - ※うち中学校組織力向上のための実践研究事業指定校への配置: 19名 (中学校19校に各1名)
- イ 家庭学習の充実に向けた学校全体としての取組の状況
 - ・家庭学習の計画づくり・進捗管理
 - ・学習と部活動の調整

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 学習シート等の活用を促すことにより、授業時間以外に学習時間が少ない児童生徒の減少につながってきているが、学習の質については、学校によって差がある。
- 学校訪問等を通じて、家庭学習の質・量の充実に向けた指導を行う。

取り組み②

- 数学の思考力問題集の活用率は100%であるが、授業でどのように活用されているかについては、十分に把握できていない。
- 実際に授業にどのように活用されているのか、各教育事務所指導主事による授業改善プランに基づく学校訪問で確認する。

取り組み③

-
-

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
平日の授業時間以外の学習時間が30分未満の児童生徒の割合	・小: 11.5% ・中: 13.5%	・小: % ・中: %	・小: 6%以下 ・中: 8%以下
児童生徒に家庭での学習方法を具体例を挙げながら教えている学校の割合 (「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小: 38.2% (全国40.1%) ・中: 28.4% (全国29.9%)	・小: % (全国%) ・中: % (全国%)	全国平均以上

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 2 - (4)

児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保

対策の概要

将来の社会的・職業的自立に必要な力を育むキャリア教育の推進、豊かな感性や学ぶ意欲を培う読書活動の推進、学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催等により、児童生徒の学習意欲を高めるための機会を拡充します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

各学校のキャリア教育担当者を対象とした研修の実施や県独自教材の活用促進等により、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。

取り組み②

児童生徒の読書活動の充実に向けて、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、授業等における学校図書館の活用や、市町村立図書館等との連携、地域の民間団体や読書ボランティアとの連携による読み聞かせ等の実施、推薦図書リストの配付等による啓発などの取組を一層推進します。

取り組み③

児童生徒の学ぶ意欲の向上に向けて、コンテストの開催等により、探究することや未知の分野に挑戦することの楽しさを実感できる機会を設けます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 各学校のキャリア教育担当者を対象とした研修の実施
 - ・教育事務所別研修の実施要項を送付（内容：各教育事務所別にキャリアシート活用についての講話・実践交流、演習等）
- イ 県独自教材の活用促進
 - ・キャリアシートの「指導の手引き」作成ワーキングの実施（5/21）
委員：各教育事務所キャリア教育担当指導主事
内容：趣旨の説明・演習等
- ウ 地域と連携したキャリア教育の推進
 - ・各学校のキャリア教育担当者を対象とした研修会において周知予定

取り組み②

- ア 授業等における学校図書館の活用
 - ・「探究的な授業づくりのための教育課程研究指定事業（学校図書館活用型）」の指定校（小学校 12 校・中学校 7 校）に、趣旨に基づいた授業の実施及び図書を活用した実践事例の提出を依頼
- イ 市町村立図書館等との連携
 - ・子ども司書養成講座事業に関する市町村及び学校訪問等による周知（4/7:中土佐町・四万十町、4/11:香美市・香南市、4/12:須崎市、5/2:香美市・香南市、5/11:中土佐町・須崎市、5/15:四万十町）
- ウ 地域の民間団体や読書ボランティアとの連携による読み聞かせ等の実施
 - ・読書ボランティア養成講座実施委託業務計画依頼（5/16）
- エ 児童生徒の読書活動の充実に向けた啓発
 - ・推薦図書リスト「きっとある きみの心に ひびく本」の掲載本を一部入れ替え（半数程度）、改訂版として配付（5月）
 - ・市町村読書活動推進会における周知・啓発（5/29:芸西村）

取り組み③

- ア コンテストの開催等
 - ・算数・数学思考オリンピック：募集（5/24～31）、実施期間（7月中旬～9/7）、表彰式（11月中旬）
 - ・科学の甲子園ジュニア高知県大会：要項発出（4月）、募集（～5/16）、予選（7/9）本選（8/6）
 - ・学校新聞づくりコンクール：要項発出（4月）、募集（10/16～10/27）、コンクール大会（1/21）
 - ・ショートコメントコンテスト：要項発出（5月）、募集（9/13～9/22）、審査発表（11月）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 平成 28 年度末に配付したキャリアシートの活用がまだ十分とは言えない。
- キャリア教育地区別指導者研修において、キャリアシートを使った演習を行い、後日、事例を提出させることで活用を促進する。

取り組み②

- 指定校以外の学校では、授業における計画的な図書の活用が不十分である。
- 「探究的な授業づくりのための教育課程研究指定事業（学校図書館活用型）」の指定校の取組を、研究発表会や HP を通して発信し、授業における学校図書館の活用を推進する。
- 新たに策定した第三次子ども読書推進計画の周知・啓発を行うとともに、計画に位置付けた取組を着実に進行する。
- 市町村訪問等により啓発を進めるとともに、新たな取組となる子ども読み聞かせ運動や子ども司書養成事業等に取り組む（東部 7/1 中部 6/24 西部 6/10）。また、多様な読書の実現に向けて、児童生徒に配付する「きっとある キミの心に ひびく本」と関連づけた読書楽力検定事業に取り組む。
- 読書環境の厳しい地域において読書活動の推進を図るため読書活動を推進する人材を育成する必要がある。
- 読書ボランティア養成講座の開催及び読書ボランティア調査により、地域で読書活動推進を行う人材を育成するとともに、読書ボランティアの活動を整理し、学校支援地域本部で人材の活用ができるようにつなげる。

取り組み③

- 年々、参加者数は増えつつあるものの、参加校に広がりが見られない。
- 市町村教育委員会の指導事務担当者会等で参加状況を伝えたり、過去、一度も参加のない学校を所管する教育委員会には直接働きかけを行ったりして、参加校を増やす。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
平日の授業時間以外に 10 分以上読書をしている児童生徒の割合	・小：65.6% ・中：54.0%	・小： % ・中： %	・小：75%以上 ・中：70%以上

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 3- (1)

規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

対策の概要

各学校において、一人一人の権利が尊重される学校・学級づくりや、生徒の持つ力や良さを引き出し学ぶ意欲を高める取組の推進、豊かな感性や情操を育む部活動の充実などにチーム学校として組織的に取り組むことにより、生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

児童生徒に道徳性を育むため、「特別の教科 道徳」が実施されることを踏まえて、道徳教育の専門性を備えたリーダー教員を育成するとともに、指定校における道徳の指導方法や評価の研究などの成果の普及を行うことにより、道徳教育の充実を図ります。

取り組み②

モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を9年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組めます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。

取り組み③

児童生徒の権利意識の向上を図るとともに、一人一人の権利が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 道徳教育の専門性を備えたリーダー教員の育成
 - ・第2期道徳推進リーダーの育成・活用：計13名（小7名、中6名）
 - 第1回公開集合研修の実施（5/9）：内容 オリエンテーション、文科省教科調査官からの講話等
- イ 指定校における研究成果の普及
 - ・指定校の研究発表会兼「小・中学校道徳教育研究協議会」の開催（道徳教育推進教師の悉皆研修）：開催要項の発出（5月）

取り組み②

- ア 指定校区における生徒指導の実践研究
 - ・5中学校区指定
 - ・定期的な小中連携推進会議（各校区年6～12回）、合同研修会・授業研修会（各校区年3回）、合同支援会議（各校区年3回）の実施状況

中学校区	推進会議	合同研修	授業研修	合同支援会議
香我美	2	1	1	
三里	2	1		1
安芸	2			
佐川	2	1		1
須崎	1	1		1

※数値は5月末時点での開催回数

- ・推進リーダーの配置（各指定校区2名：中学校1名、小学校1名）
- ・推進リーダー会議及び学校支援会議の実施（リーダー会議年3回、学校支援会議1回開催予定）
 - 第1回リーダー会議（4/20）
- ・児童生徒の自尊感情、自己有用感の向上（アンケート調査：5月、11月）
- イ 研究成果の普及
 - ・公開授業研修会の実施
 - 香我美中校区（11/22）、三里中校区（11/28）実施予定
 - ・生徒指導主事（担当者）会において、指定校区の取組紹介や実践発表の実施
 - 生徒指導担当者会（5/11,12 参加者数 230名）、生徒指導主事会（5/23 参加者数 153名）において、所管説明で取組紹介及び指定校の実践をまとめたリーフレットを配付

取り組み③

- ア 教育活動全体を通じた人権教育の推進
 - ・「高知県人権教育推進プラン（改訂版）」に基づく取組の進捗管理
 - H31年に推進プランを改定する予定
 - ・「人権が尊重された学校づくり支援事業」によりモデルとなる人権教育主任（小3人、中2人、高1人）を育成（集合研修6/16、7/26、7/27）
 - ・人権教育指導資料（学校教育編）の改定と活用
 - H28年度の実践事例（学習指導案等）を集約し、5月現在修正作業中
 - ・人権教育主任連絡協議会（悉皆研修）の開催
 - 小・中学校：中部（5/26、5/30）西部（6/1）東部（6/6）
 - ※（主な内容）人権教育主任がコーディネーターとして果たす役割、人権教育全体計画・年間指導計画の充実
- ・10の人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合は6月中に集計

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 指定校以外の学校では、教職員はもとより保護者・児童生徒も含め、「特別の教科 道徳」（小：H30年度、中：H31年度全面実施）の趣旨の周知徹底が十分でない。
- 教職員に対しては、「特別の教科 道徳」に係る研修会をはじめ、指定校の公開授業への参加、校内研修でのオンデマンドの視聴等を通して、趣旨の周知徹底を図る。また、保護者や児童生徒に対しては、家庭で取り組む「高知の道徳」を「特別の教科 道徳」の趣旨に沿った内容に改訂し、配付することで周知徹底を図る。

取り組み②

- 教員主導の取組が多く、取組内容や方法を話し合う活動や主体的な活動にまで発展させることができていないことがある。
- 児童生徒の自己有用感、自己存在感の向上と社会性の醸成を図るために、現在ある学校行事や体験活動を小・中学校での異学年交流活動として工夫・改善するための支援を行う。また、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育てるために、学級活動での話し合い活動を充実させる手立てを考える研修を設ける。

- 生徒指導主事（担当者）会において、指定校で実践している取組を自校に生かし、実践するための研修内容を組んできたが、開発的な生徒指導として組織的に実践するに至っていない学校がある。

- 生徒指導主事（担当者）地区別研修会において、生徒指導主事（担当者）による自校での伝達研修の実施状況や、取組を自校に生かすための協議の実施状況について確認を行う。また、生徒指導主事（担当者）のPDCAサイクルに基づく実践力の向上及びミドルリーダーとしての自覚を深めるために、組織マネジメントに関する研修内容を盛り込む。

取り組み③

- 県民に身近な10の人権課題を各校で実践することとしているが、児童生徒の発達段階によっては、教材化が困難なものもある。（犯罪被害者の人権等）
- 発達段階に応じた学習方法と教育課程との関連を確認する。また、モデルになる学習方法を提案する。

**第2期高知県教育振興基本
計画における指標の状況**

	H28	H29	H31 目標値
道徳の授業を全学級で公開した学校の割合	・小：100.0% ・中：98.1%	・小： % ・中： %	・小：100% ・中：100%
子どもの自尊感情や自己肯定感を育む、開発的・予防的な生徒指導が行われている学校の割合（十分できていると回答した学校の割合）	・小：24.8% ・中：23.7%	・小： % ・中： %	・小：50%以上 ・中：50%以上

	H28	H29	H31 目標値
10 の人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合	・小：71.9% ・中：72.7%	・小： % ・中： %	・小：100% ・中：100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 3- (2)

生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築

対策の概要

小中連携の強化や中1ギャップの解消に向けた取組、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸問題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。

取り組み②

中学校入学後の学習環境の変化などを原因として発生する中1ギャップを解消するため、全ての中学校において、入学後の早い段階での集団づくりを推進するとともに、生活や学習方法に関するガイダンスの実施を徹底します。

取り組み③

いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 生徒指導担当者・生徒指導主事を対象とする研修の実施
 - ・小学校生徒指導担当者全体会の実施（2会場：5/11,5/12）
 研修内容：「いじめ問題についての考え方・組織的な支援※」
 「開発的な生徒指導の取組の充実※」
 「児童が自主的に考えたり、議論したりすることができる活動の実践」
 ※校内支援体制の充実、組織的に支援をつなぐための「支援シート」の活用について方法等を周知
 ※肯定的な二者面談の実施、映像を活用した規範づくりの実践紹介
 - ・中学校生徒指導主事会全体会の実施（5/23）
 研修内容：「いじめ問題の早期発見、早期対応について」
 「開発的な生徒指導の取組の充実」
 「中1ギャップ解消に向けた取組」
 - ・小・中連携の推進に向けた合同研修の実施（3会場 10月実施実施予定）

取り組み②

- ア 中学校における入学後の早い段階での集団づくりの推進
 - ・H29 実施状況：集団宿泊研修 48校（46.2%）
 学年集会での集団づくり 46校（44.2%）
 遠足での集団づくり 54校（51.9%）
 - イ 中学校における生活や学習方法に関するガイダンスの実施の徹底
 - ・H29 実施状況：学習の手引きの作成 87校（83.7%）
 学校生活のしおりの作成 69校（66.3%）
 説明会の実施 55校（52.9%）
- ※生徒指導主事（担当者）会において（5/11,12、5/23）において調査。（ ）は全中学校数に占める実施校の割合

取り組み③

- ア 小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者による交流集会の開催
 - ・「高知家」児童会・生徒会サミット（10/29）の開催
 児童生徒による運営のため「実行委員」（小11人 中8人 高12人）
 実行委員会（6/11 7/16 8/20 9/24 10/15 11/26 12/17）
 サミット終了後に学校の実態を調査（2月）
 - イ 交流集会の成果の普及
 - ・実行委員により集約したリーフレットを作成配付（全児童生徒配付）（12月）
 - ・実行委員により各学校で活用できるパワーポイント資料を作成配付（12月）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 管理職や生徒指導主事（担当者）を中心とした小中連携の取組が十分行われている学校の割合がまだ低いことから、小・中学校9年間で目指す子どもの姿を共有した上で、開発的な生徒指導の取組を進める必要がある。
- 10月に行う、小中合同での生徒指導担当者・生徒指導主事会までに、中学校の生徒指導主事が校区の小学校を訪問し、児童生徒の情報共有を行う等つながっておくことを周知するとともに、小・中学校が規律や学習のルールを統一するなどの行動連携の取組や、児童生徒主体の取組をPDCAサイクルで進めるよう研修の強化を図る。

取り組み②

- 多くの学校で「学習の手引き」や「学校生活のしおり」が作成されているが、生活や学習方法に関する説明会が行われている学校の割合はまだ低い。
- 新入生への説明会の実施の徹底を図るため、生徒指導主事会を通じて、実施することの意義や効果的な実施方法（生徒会による説明会の実施など）について周知する。

取り組み③

- 交流集会の開催に向けて、5月に実行委員会のメンバーが決定したが、実行委員会が児童生徒の主体的な活動となるためには、一人一人が遠慮せずに意見を出せる状況をつくること、また、実行委員の思い・願いを結びつけ、まとめあげ、サミットにしっかり反映していくことが重要であり、そのことを踏まえて、実行委員会に関わる大人がしっかりサポートしていく必要がある。
- 児童生徒一人一人が気兼ねなく発言できるよう、実行委員会の活動内容や進行方法の工夫について検討を行う。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
中1ギャップ解消に向けて管理職や生徒指導主事を中心とした小中連携の取組が行われている学校の割合（十分できていると回答した学校の割合）	・小：19.6% ・中：26.9%	・小： % ・中： %	・小：50%以上 ・中：50%以上
学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組んでいる学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：62.8% ・中：61.5%	・小： % ・中： %	・小：75% ・中：80%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 3- (3)

生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

対策の概要

教職員による、児童生徒との関わりを通じた問題行動の早期発見・早期対応が行われるよう徹底します。

特にいじめは、児童生徒の命に関わる事案であるため、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

欠席した児童生徒が不登校に至らないよう、欠席直後の家庭訪問等により、児童生徒や家庭の状況を早期に把握すること、また、学校内で発生した暴力行為が更に深刻な事態に至らないよう、暴力行為に至る経緯や要因を早期に把握することを徹底します。その上で、把握された課題について校内において速やかに情報共有を行った上で、学校組織を挙げて課題の早期解決が図られるよう徹底します。また、教育相談支援機関による支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門人材の活用等により課題の解決が的確に図られる仕組みを構築します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 児童生徒や家庭の状況の早期把握の徹底

・校長会及び指導事務担当者会における周知

地区別校長会	西部	4/20	78名参加
	東部	4/24	81名参加
	中部	4/27	195名参加
指導事務担当者会	西部	5/2	28名参加
	中部	5/18	52名参加
	東部	5/19	35名参加

<主な内容>

各学校において、欠席した児童生徒等への連絡や家庭訪問を通して、支援の必要な児童生徒の早期把握に努め、校内支援会において具体的な対応を検討する仕組みづくりについて周知

※実施実態は1学期末に調査予定

(実施状況のうち、生徒指導主事会等でのアンケート結果については、6月上旬頃までに集計予定)

イ 速やかな情報共有と組織を挙げた早期解決の徹底

・校長会及び指導事務担当者会における周知

※開催日、参加者数は上記のとおり

<主な内容>

支援が必要と思われる生徒の情報について、毎朝の職員朝礼等で情報を共有するような仕組みづくりを進めること、各学校において、専門人材を活用した校内支援会を月1回以上実施し、校内支援会での協議に基づいて、学級担任を中心とした学年部会で支援を行い、早期解決を図ることについて周知

※実施実態は1学期末に調査予定

・生徒指導主事会(担当者会)において、いじめが背景にあり不登校となる事例検討や、暴力行為への対応事例を基にした児童生徒への適切な対応に関する研修の実施
 生徒指導担当者会(5/11,12 参加者数 230名)
 生徒指導主事会(5/23 参加者数 153名)

ウ 教育支援機関や外部人材の活用による仕組みの構築

・スクールカウンセラー(SC)の学校への配置

小:194校(100%)、中:107校(100%)

・スクールソーシャルワーカー(SSW)市町村・学校への配置

31市町村 67人(未配置市町村にはチーフSSW 1名(市町村等の配置SSWのうち、勤務経験が長く指導的な役割を果たすことができる人物を、東部3名、中部・高知市5名、西部3名委任)が対応)

・SC、SSWの心の教育センターへの配置

高度な専門性を持つSC・SSWの配置7名(SC:5名、SSW:2名)

※相談対応状況については「進捗管理票 39 取り組み②」参照

C(A) 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

●全ての公立学校において、SC及びSSWの支援が受けられる体制づくりはできたが、国の予算措置や勤務条件等の理由から、各学校において支援活動にあたることできる時間に制限があり、より一層の配置拡充が必要である。

→SC及びSSWの安定雇用及び常勤化に向けた国の予算措置について、継続して要望を行う。

●専門性の高い人材の確保が困難であり、人材の必要数に対して対応できる人材が不足している。

→県内外の大学に協力を求めながら、人材の確保に努める。また、研修等を通して、人材の育成に努める。

●SC、SSWの心の教育センターへの配置に関して、学校との連携を図りながら課題の解決に向けた支援が必要な相談事案が多い。

→相談事案に応じて、学校と心の教育センターで支援会を持つなど学校との連携を図りながら課題の解決につながる効果的な支援を行っていく。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み**取り組み②**

教員の生徒指導力の向上を図るため、スクールカウンセラー等を講師として、不登校状態にある児童生徒や発達障害のある児童生徒などへの適切な対応に資する児童生徒理解に関する研修を全教職員を対象に実施します。また、支援記録や今後の支援計画等を記載したシートを活用し、課題に応じた支援を行うことを推進します。

取り組み③

管理職や関係教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等の会議を定期的で開催し、その校内支援会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況**取り組み②**

ア SC等を講師とする児童生徒理解に関する研修の実施
 ・SC活動実態について別途調査予定
 SC研修会(4/6、88名参加)において、研修会の実施について依頼

イ 支援シートの活用による課題に応じた支援の実施
 ・生徒指導担当者・生徒指導主事会において、不登校児童生徒の早期発見・早期対応の具体策として、「支援シート」の形式や支援会の方法を周知

※研修の実施状況、支援シートの活用状況については別途調査予定

取り組み③

ア 校内支援会等の会議の定期的な開催

・校長会及び指導事務担当者会における周知
 地区別校長会 西部 4/20 78名参加
 東部 4/24 81名参加
 中部 4/27 195名参加
 指導事務担当者会 西部 5/2 28名参加
 中部 5/18 52名参加
 東部 5/19 35名参加

<主な内容>

校内支援会の実施のポイント(月1回以上の定期的な開催、専門人材(SC等)の会への参加 など)

・全教職員へのリーフレットの配付(4月)

※校内支援会の実施状況及び学年部会を中心とした日々の見守りの実施状況については、1学期末に実態調査予定

・生徒指導担当者、生徒指導主事が校内支援会に参加し、組織的な対応の要となるよう周知

生徒指導担当者会(5/11,12 参加者数 230名)

生徒指導主事会(5/23 参加者数 153名)

・重点支援校の校内支援会活性化を図る支援の実施

重点支援校：小学校 10校

校内支援会に心の教育センターSC、指導主事等をチームで派遣：計 13回
 (H29.5月末現在)

C **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)**取り組み②**

●SC等を講師とした研修会の多くは、夏期休業期間中に行われている。児童生徒への支援を充実させるためには、出来るだけ早い時期に実施することが望まれるが、4月当初には研修会の時間を確保することが困難であるという意見が多くあった。

→年度当初での実施が可能となる方法(10分～15分の枠での実施など)について検討を行う。

取り組み③

●SC、SSWの勤務日数(時間)が少ない学校は、校内支援会の開催日と勤務日を合わせる事が困難であるという意見が出された。

→配置の拡充に向けた要望を継続していく。

●勤務経験の少ないSC等が増えており、SC等の専門性について、一層の専門性の向上を求められた。

→SC等を対象とした研修会を継続して実施し、人材の育成を図る。

●重点支援校の中には、支援会を実施できていない学校や支援会を開催しているが情報共有で終わり、見立てに基づく具体的な支援策が検討できず効果的な支援につなげていない学校がある。

→心の教育センター指導主事とSCがチームで毎月1回程度重点支援校を訪問し支援を行う中で、情報共有→見立て→手立て→支援の実施→評価のPDCAサイクルが機能する支援体制の構築を進めていく。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み④

いじめ問題への適切な対応を図るために、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やP D C Aサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、早期解決のため、この組織に情報を集約するとともに、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み④

- ア 各学校におけるいじめ防止対策の進捗管理・取組の評価の実施
 - ・生徒指導主事会（5/23）、生徒指導担当者会（5/11・12）において、各学校の「いじめ防止基本方針」に記載している未然防止の取組の中で、児童生徒が自主的に考えたり議論したりすることができる内容の改善について協議
 - ※10月の会議で、各学校で実施した改善策について検証を行う予定
- イ いじめの早期解決に向けた学校全体での迅速な対応
 - ・生徒指導主事会（5/23）、生徒指導担当者会（5/11・12）において、いじめの事案発生時の適切な対応手順や、組織的な動きについて研修を実施

C **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み④

- 各学校の「いじめ防止基本方針」に記載されている取組が、計画的に実行されていない学校や、教職員一人一人まで十分に浸透していない学校がある。
- 生徒指導担当者・生徒指導主事が研修で受けた内容を自校で伝達研修を行うことを徹底するとともに、市町村教育委員会や管理職対象に取組の徹底を図るための研修を実施する。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値		H28	H29	H31 目標値
いじめが解消した割合（いじめが解消した件数/いじめの認知件数）（公立小・中学校）	・小：83.5% ・中：84.7%	・小： % ・中： %	・小：90%以上 ・中：90%以上	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合	—	・小： % ・中： %	100%
不登校の新規発生率（その年度、新たに不登校になった児童生徒数/不登校児童生徒総数）	(公立) ・小：50.0% ・中：41.4%	・小： % ・中： %	(公立) ・小：30%以下 ・中：35%以下	スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年1回以上実施している学校の割合	—	・小： % ・中： %	100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 4- (1)

体育授業の改善

対策の概要

授業の質を高め合うことができる仕組みづくりや学校全体で体力・運動能力の向上に取り組むチーム学校としての体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

小学校における体育授業の質を向上させるため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集、映像で学べる動画等の教材を充実させ、授業での活用を促進します。

取り組み②

全ての中学校で、柔軟性や調整力、全身持久力を高めるためのメニューを活用した中学校 1 年生の体力向上対策を実施します。

取り組み③

各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事による指導・助言などの支援を行います。

さらに、設定された内容を基に教科会等の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを構築します。

取り組み④

小規模校等においては、学校内だけでは授業の質を高める取組が十分できないため、近隣の小規模校同士が連携して行う授業研究や小・中学校合同の研修会を実施し、授業力の向上を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 小学校における体育授業の質の向上に向けた教材の充実・活用
 - ・研究協力校（6校）において、体育の副読本を活用した児童の主体的・協働的な楽しい体育授業を推進し、その成果を全小学校へ周知
 - 研究協力校（6校）への訪問回数（5月末時点）
 - 夜須小：1回、須崎小：1回、佐賀小：2回、咸陽小：2回
 - ・国や県が作成した指導資料の活用の拡充
 - 小学校体育主任研修会（東部・中部・西部 5月）にて国や県が作成した指導資料の活用について周知

取り組み②

- ア 全中学校における中学校 1 年生の体力向上対策の実施
 - ・中学校体育主任会の開催（5月）
 - 4～6月に実施する体力・運動能力等調査の自校分析表（県作成）の活用方法を周知するとともに、体力課題に対する授業での取組の参考資料として、県作成の冊子「体力アップ 75 プログラム」等の活用について周知

取り組み③

- ア 年間指導計画における適切な評価規準・評価方法の設定
 - ・悉皆研修である体育主任研修会（小学校：5/1,5/8,5/23、中学校 5/10）において、各校での作成を促すとともに、県教育センター主催の若年研修において、学習評価に関する指導・助言を行う
- イ 教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みの構築
 - ・研究協力校（中学校 2校）による教科会の充実に向けた取組及び指導主事による指導・助言（5月末時点、高岡中 1回）

取り組み④

- ア 近隣の小規模校同士が連携して行う授業研究の推進
 - ・中学校教科ネットワーク事業実施校（進捗管理票 6 取り組み⑤参照）への指導主事による指導・助言（5～10月）
 - 西部地区 3校（大月中、清水中、三原中）
- イ 小・中学校合同の研修会の実施
 - ・研修会実施予定（5月末現在）
 - 仁淀川町内合同研修（6/22）、梶原小・中学校（1/17）
 - ※授業改善の取組への指導主事による指導・助言

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 研究協力校への訪問は始まったばかりであるが、よい体育授業のイメージを持っていない教員が多い。また、体育授業を苦手と感じている教員も少なくない。
- 副読本や他の指導資料の活用方法の指導・助言を行うことにより、児童の主体的で協働的な姿の見られる体育授業のイメージを持てるようにしていく。

取り組み②

- 学校においては、全国体力・運動習慣等調査の対象学年（中学 2 年生）以外の学年への意識が低い傾向がある。
- 中学校体育主任会や要請訪問等で、体力向上のための経年での取組について指導・助言を行うとともに、保健体育授業での「体力アップ 75 プログラム」の活用方法を中学校に周知し体力向上の取組に生かす。

取り組み③

- 昨年度、小・中学校の体育主任会において評価規準の設定の仕方について周知を行ったが、各小・中学校で設定するための補助資料の作成ができていない。
- 小学校では、単元における評価規準を設定する際の参考として、過去 2 年間の研究協力校で作成した指導案をホームページ上に公開する。中学校では、単元における評価規準の設定のポイントを示した補助資料を年度内に配付できるよう、作成の準備を進める。また、今後、次期学習指導要領に関する国の動向を見据えながら対応を検討していく。

取り組み④

- 西部地区で実施されている学校間で連携した授業研究の取組を、他の地域にも広げていく必要がある。
- 研修会等を通じて、西部地区における取組を他の学校や市町村教育委員会に周知していく。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み⑤
 体育学習・健康教育の質的向上を図るため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。

取り組み⑥
 体育授業の改善や家庭・地域・学校間の連携、運動の日常化などに関する保健体育の先進的な取組を推進するとともに、それらの取組の成果について、事例発表や実践事例集の作成、ホームページへの掲載などにより、全中学校に普及します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み⑤
 ア 体力・健康教育に課題のある学校[※]への指導・助言
 ・体育・健康アドバイザー（2名）の派遣（5月末現在）：小 14 校 中 14 校
 指導内容：体力分析の仕方や体育授業の進め方、組織としての取り組み方等
 ※H29 年度派遣予定数：87 校（小 42 校 中 45 校）
 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点が全国平均を下回っている学校又は肥満度（高度+中等度）及び睡眠時間（6 時間未満）の割合が県平均を上回っており、且つ、朝食（毎日食べる）の割合が県平均を下回っている学校

取り組み⑥
 ア 保健体育の先進的な取組の推進
 ・研究協力校（中学 2 校）を指定し教科会の充実による授業改善の実践研究（4 月～）
 研究協力校：高岡中学校、清水中学校

イ 全中学校への取組成果の普及
 ・中学校におけるよい保健体育授業のイメージを教科会で共有し、授業に生かしていくため資料等の準備

C **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み⑤
 ●訪問校においては、体力分析や組織としての取組が不十分な学校が多い。
 →訪問に際しては、アドバイザーが学校長に対して、これまで訪問した学校の効果的な取組について助言を行うなど、これまでの学校訪問によって得られた成果を各学校に情報提供していく。

取り組み⑥
 ●保健体育の授業は、それぞれの教員の力量に委ねられており、よい授業のイメージが共有されていない傾向がある。
 →研究協力校での授業実践を通して、年度末に保健体育の授業の標準的な学習の進め方の共有が図られるよう、実践研究を進めていく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合	・小男：8.4%（6.6%） ・小女：15.6%（11.6%） ・中男：10.0%（6.4%） ・中女：25.9%（20.6%） ※（ ）は全国平均	・小男：%（%） ・小女：%（%） ・中男：%（%） ・中女：%（%） ※（ ）は全国平均	全国平均以下
体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合（楽しい・やや楽しいと回答した割合）	・小男：94.9% ・小女：91.8% ・中男：88.2% ・中女：83.4%	・小男：% ・小女：% ・中男：% ・中女：%	・小男：100% ・小女：100% ・中男：100% ・中女：100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 4- (2)

健康教育の充実

対策の概要

学校全体で取り組む健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

健康教育の中核となる教員全員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。

また、医療関係者や保護者、養護教諭などをメンバーとする学校保健課題解決協議会において、健康教育や健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。

取り組み②

小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用を徹底し、各学校における健康教育の充実を図るとともに、家庭や地域と連携した取組を進めます。

取り組み③

体育学習・健康教育の質的向上を支援するため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。【再掲】

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 健康教育の中核となる教員全員を対象にした研修の実施
 - ・ 6/30 開催予定
- イ 退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援
 - ・ スクールヘルスリーダーの任命 (5 月) 13 名 22 校を担当
 - ・ 第 1 回スクールヘルスリーダー連絡協議会 (5 月)
 - 内容：指導内容等の共通確認、課題や現状について協議
- ウ 学校保健課題解決協議会における協議及び課題解決に向けた取組の推進
 - ・ 定期的に関係者が集まり (年 2 回) 課題解決に向けた協議を行う予定 (本年度事業について国と協議中)

取り組み②

- ア 健康教育の副読本の活用の徹底
 - ・ H28 年度活用状況の調査・集計 (4~5 月)
 - H27：小学校 98%、中学校 94%→H28：小学校 98%、中学校 95%
 - ・ 市町村教育委員会を通じて全学校へ活用を依頼 (5 月)
 - ・ 副読本の配付 (5 月)
 - 全小・中学校 (小学校：中学年用、高学年用 中学校：1 年生用、3 年生用)
- イ 家庭や地域と連携した取組の推進
 - ・ 健康長寿政策課の食育推進支援事業 (食育講座：家庭への情報提供あり) が各学校において円滑に実施されるよう、市町村教育委員会に依頼文書を通知 (5 月)

取り組み③

- ア 体力・健康教育に課題のある学校※への指導・助言
 - ・ 体育・健康アドバイザー (2 名) の派遣 (5 月末現在)：小 14 校 中 14 校
 - 指導内容：体力分析の仕方や体育授業の進め方、組織としての取り組み方等
 - ※H29 年度派遣予定数：87 校 (小 42 校 中 45 校)
 - ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点が全国平均を下回っている学校又は肥満度 (高度+中等度) 及び睡眠時間 (6 時間未満) の割合が県平均を上回っており、且つ、朝食 (毎日食べる) の割合が県平均を下回っている学校

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- スクールヘルスリーダー事業の周知が十分ではない。
- 養護教諭の初任者研修や養護教員協会研修会の際にも事業を周知する。

取り組み②

- ほぼ全ての学校で健康教育副読本の活用が定着したため、今後はより効果的な活用を促進する必要がある。
- 学校保健課題解決協議会チーム会において、より効果的な活用について検討し、ホームページ等で公開するとともに、研修会 (平成 30 年度開催予定) での発表に向けた準備を行う。

取り組み③

- 訪問校においては、体力分析や組織としての取組が不十分な学校が多い。
- 訪問に際しては、アドバイザーが学校長に対して、これまで訪問した学校の効果的な取組について助言を行うなど、これまでの学校訪問によって得られた成果を各学校に情報提供していく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・ 小：87.3% ・ 中：81.1%	・ 小：% ・ 中：%	・ 小：90%以上 ・ 中：85%以上
肥満傾向児の出現率	・ 小男：10.3% (10.0%) ・ 小女：9.7% (9.7%) ・ 中男：8.7% (8.7%) ・ 中女：9.7% (9.7%) ※ () は全国平均	・ 小男：% () ・ 小女：% () ・ 中男：% ・ 中女：% ※ () は全国平均	全国平均以下

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <小・中学校>

対策 4- (3)

運動部活動の充実と運営の適正化

対策の概要

- ・指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。
- ・教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減すると同時により専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。

また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型地域スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。

取り組み②

将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。

取り組み③

各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。

取り組み④

生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 外部指導者やスポーツトレーナー（医科学サポーター）等の派遣の拡充
 - ・運動部活動支援員の配置状況（H29.5月現在）
 - H29：中学校 35校 56名（うち医科学サポーター1名） 延べ 87部（10.4%）【計画】
 - H28：中学校 33校 49名延べ 73部（8.8%）
 - （ ）は全運動部活動数に占める運動部活動支援員を配置した部の割合

- イ 運動部活動の指導が可能な外部人材のリスト化・マッチングの実施
 - ・総合型スポーツクラブ、市町村、競技団体等に働きかけて、外部人材のリストを作成中

取り組み②

- ア コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための研修の実施
 - ・コーチアカデミーの開催に向けて講師と調整中
 - 第1回 8月実施予定

取り組み③

- ア 県外の優秀な指導者の招へい
 - ・競技団体におけるアドバイザーの招へい（5月末時点）
 - 4団体が計4人を招へい
 - （シンクロナイズドスイミング、ウエイトリフティング、剣道、カヌー）

取り組み④

- ア 中山間地域の学校における運動部活動の課題解決に向けた研究・対策の実施
 - ・体育・健康アドバイザーによる中学校への運動部活動に関する訪問に係る質問項目について検討

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 外部人材の活用は、昨年度と比較すると増加しているが、医科学サポーターの派遣について、伸びていない。
- 医科学サポーターについての周知を進めるとともに、さらなる拡充に向けて、今後作成する外部人材リストを各市町村や県立学校に情報提供し、活用を促進する。

取り組み②

- 受講者がより参加しやすい環境を整える必要がある。
- 受講者の意見を踏まえて、参加しやすい日や時間の設定を行う。

取り組み③

- アドバイザーや優秀チームの招へいを予定していない競技団体や専門部がある。
- 県体育協会及び体育連盟と連携して、県外の優秀な指導者やチームを招へいすることによる効果を競技団体や専門部に周知する。
- アドバイザーの招へいについては、まとまった期間に複数回指導・助言が受けられる環境をつくる必要がある。
- 高知県体育協会と連携して、競技団体や体育連盟に対する支援の在り方を検討する。

取り組み④

- 運動部活動サポート事業において、運動部活動支援員の派遣回数を大幅に増やし、運動部活動への支援を行っているが、中山間地域では、専門ではない種目への顧問配置もあり、中山間地域の運動部活動の活性化が十分とは言えない。
- 体育・健康アドバイザーの中学校への訪問（高知市を除く）による聞き取りを通して、中山間地域の課題等を把握したうえで、中学校体育連盟等と支援の在り方について検討していく。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み⑤

週当たり、少なくとも1日以上以上の休養日を確実に設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の運営が行われるよう、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者等の教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件を整備することなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組を進めます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み⑤

- ア 望ましい運動部活動の運営の実現に向けた周知・徹底
 - ・昨年度中(3/24)に市町村教育長や県立学校長宛てに以下の方針を通知

週当たり少なくとも1日以上以上の休養日の設定
平日2~3時間程度以内を目安とした練習時間
外部指導者の積極的な活用
 - ・校長会や体育主任会等での周知
 - 市町村教育長会議(4/19)
 - 公立小中学校長会議(西部4/20、東部4/24、中部4/27)
 - 県立学校長会議(4/14)
 - 体育主任会(中:5/10、高5:/11)
 - 中学校体育連盟理事会(4/28) など
 - ・運動部活動計画への休養日の位置付けができていない中学校
 - 31校(H28年5月~7月)→14校(H29年5月)
 - 14校に対する位置づけ依頼(5月~6月)
- イ 教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件の整備
 - ・関係団体との協議及び先進県の情報収集を行い検討(予定)

C **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み⑤

- 「休養日の位置付け」については一定把握できるものの、望ましい運動部活動の在り方を県内あまねく徹底するためには、併せて運動部活動の具体的な活動実態について詳細に把握した上で取組を進める必要がある。
- ・中学校に対しては、体育・健康アドバイザーの学校訪問による運動部の実態についての聞き取り調査を行う。(9~10月)
- ・調査結果の分析(季節や行事、地域性、クラブの種別等による休日や練習時間の影響等)を行うことにより、課題を明確にした上で望ましい運動部活動の実現に向けた適切な対策を講じる。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
運動部活動の加入率(中学校)	・男:70.3%(73.1%) ・女:45.3%(53.4%) ・男女:57.8%(63.3%) ※()は全国平均	・男:%(%) ・女:%(%) ・男女:%(%) ※()は全国平均	全国平均以上
学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している中学校の割合	66.2%	%	100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 1 - (1)

学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

対策の概要

学校経営計画の中に徹底した取組につながるようなシンプルなビジョンや目標を設定し、校長を中心に、チーム学校としてPDCAサイクルを回しながら組織マネジメントを効果的に推進する体制や仕組みを構築します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCAサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、県教育委員会の指導主事等による訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

取り組み②

学校の目標や方向性をより明確化するため、学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定します。

取り組み③

校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化に向けて、生徒指導部や進路指導部等の担当部署間や、担当部署と学年団等との連携を一層進めるため、主幹教諭の配置を拡充します。

取り組み④

管理職の資質・指導力を育成するため、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 学校経営計画の充実とPDCAサイクルに基づく組織的な学校経営の推進
 - ・校長会(4/14)において各校の学校経営構想図及び複数校の取組計画について共有・協議
 - ・副校長・教頭会(4/21)において各校の学校経営構想図及び年間指導計画について共有
 - ・高等学校課内のプロジェクトチームにおいて、年間を通じての取組の方向性について協議
- イ 指導主事等による訪問指導・助言等の充実・強化
 - ・訪問指導の計画及び具体的助言内容について検討中
 - ※年間指導計画の進捗状況の確認と成果・課題の共有を目的に6月から訪問開始

取り組み②

- ア 学校経営計画におけるシンプルなビジョンや数値目標の設定
 - ・各校のH29年度学校経営計画(学校経営構想図及び年間指導計画)について確認(4月)

取り組み③

- ア 主幹教諭の配置の拡充
 - ・配置数(高等学校・特別支援学校)
 - H28: 8名(高等学校7名、特別支援学校1名)
 - H29: 10名(高等学校8名、特別支援学校2名)
 - ※主幹教諭をカリキュラムの改編や学力向上対策等の担当に位置付けることにより、校内の各分掌、学年団、教科等との連携が図られ、チーム学校づくりが進んだ。

取り組み④

- ア 学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の充実
 - ・研修の実施状況(5月末現在)
 - 新任用指導教諭・主幹教諭研修: 学校組織マネジメント概論(4/25 4名)
 - 教頭研修ステージⅠ: 人事評価、学校組織マネジメント概論(4/28 11名)
 - 教頭研修ステージⅡ: 学校組織マネジメント構想の構築(課題解決研修)(5/12 11名)
 - 新任用副校長研修: 自律的な学校経営に向けて(5/30 6名)
 - 新任用校長研修: 人事評価(5/16 4名)
 - ※教頭研修受講者に対しては力量形成アンケートを実施し(年間2回)、研修の効果、受講者の変容について検証を行う予定(管理職としての自覚・使命感、自校のビジョンを示すこと等 16項目)
 - ※教頭研修ステージⅢ: 課題解決研修、学校組織マネジメントの実践(6/16 予定 11名)

C(A) 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

- 今年度当初に提出された年間計画の取組に、具体的なもの(数値化)が不十分な学校がある。
 - 可能な限り数値化し、学校が振り返りができるよう、高等学校課内のプロジェクトチームにおいて、学校経営計画の具体的な内容や様式、指導主事等の関わり方等について検討する。

取り組み②

- 今年度当初に提出された年間計画の取組に、具体的なもの(数値化)が不十分な学校がある。
 - 可能な限り数値化し、学校が振り返りができるよう、高等学校課内のプロジェクトチームにおいて、学校経営計画の具体的な内容や様式、指導主事等の関わり方等について検討する。

取り組み③

- 校内組織における主幹教諭の職務の位置付けが不十分な場合、期待する効果が十分に発揮されない。
 - 学校訪問(6月)を通して、校長との協議のうえ、主幹教諭が担当する内容を明確に位置付けることを徹底していく。

取り組み④

- 教頭研修ステージⅠで、組織マネジメントの実践についての演習を行っているが、この演習がステージⅡから始まる課題解決研修に十分に生かされていない。
 - 教頭研修ステージⅠでの内容を発展させて、ステージⅡで実施する課題解決研修につなげることができるよう、研修内容を見直していく。
- 大量退職に伴い管理職等への登用者数も増加しており、業務遂行能力、学校経営への参画意識等、管理職としての資質を担保していく必要がある。
 - 教頭に登用された者が、4月当初からの業務が円滑に遂行できるよう、今年度内に登用前の研修を実施する。(2月実施予定)

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
校長に占める「管理職等育成プログラム」修了者の割合	・小: 46.2% ・中: 53.1%	・小: % ・中: %	・小: 75% ・中: 80%
県立学校における月100時間を超える時間外勤務又は月80時間を超える時間外勤務を2カ月連続して行った教職員数	57人	人	0人

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 1 - (2)

若年教員の資質・指導力の向上

対策の概要

OJTにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時的任用教員等に対する研修を強化します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。

取り組み②

若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。

取り組み③

全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 若年教員への指導・助言等を行う体制の強化
 - ・若年教員育成アドバイザー※（特別支援学校）による、初任者研修等における指導・助言及び公開授業訪問等における学校の指導体制についての指導・助言（5月末までに、若年教員研修を7回実施、授業訪問は6月以降に実施）
 - ※退職校長等1名（特別支援学校：教育センターに常駐）

取り組み②

- ア 教員必携の冊子の配付と活用の促進
 - ・H29年度採用候補者に対する採用前講座（H29.3月実施）において、初任者研修等で活用する教員必携冊子を配付し、採用前及び採用後の自己研修を促進
 - ・初任者研修（4/3、4/27、5/11、5/18）において冊子を活用した講義・演習を実施

取り組み③

- ア 教員採用候補者への研修の実施
 - ・H30年度採用候補者に対する研修の実施（H30.3月予定）
 - 参考：H29年度の実施内容
 - 事前レポート課題の設定（H28.10月）
 - 採用前講座（H29.3月：集合研修 受講者 216名：83.4%）
 - ・採用前の自己研鑽のためのオンデマンド教材配信（H29.3月～）：全7本
 - 「本県の教育課題」、「教職員の服務」、「高知県授業づくり Basic ガイドブックの概要」、「授業づくりの基礎・基本」、「人権教育」、「特別支援教育」、「接続期カリキュラム・就学前教育」
 - ※アクセス数 1,168回（5月末時点）
- イ 臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実
 - ・臨時的任用教員研修 ステージⅠ（2日）
 - 第1回目：4/15・22実施 受講者 121名（悉皆研修）
 - （対象者：本年度、期限付き講師として任用された者で、今までステージⅠを受講していない者）
 - 第2回目：8/1 予定
 - ・臨時的任用教員研修 ステージⅡ（1日）
 - 8/29 予定
 - （対象者：平成 26・27・28年度にステージⅠを受講した者）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 若年教員育成アドバイザーによる学校支援訪問は今年度初めての試みであるため、訪問の日程調整やアドバイザーへの説明に想定以上に時間と手間を要した。
- 次年度からは、早くから支援訪問できるよう、日程調整等の方法を改善する。但し、校内体制が一定整った段階からの訪問を望む声もあり、スタート時期についても検討の必要がある。

取り組み②

- 初任者研修において、教員必携冊子を用いた講義・演習を実施したことで、活用に対する意識付けはできているが、現段階では年度当初であるため、初任者の日常的な活用については十分ではないと思われる。
- 教育センター等で実施する研修において効果的な活用方法等を紹介するとともに、初任者の指導教員を対象とした研修においても周知を図り、日々の活用を促進する。

取り組み③

- 採用前講座の受講率等を見るに、採用候補者の研修意欲は高く、早期から良質な研修機会を提供していくことが求められる。
- 採用候補者名簿登録時点から受講が可能となるよう、各教科の内容に関するものにまで内容を充実したオンデマンド教材を配信する。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み④

管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み④

- ア 若年教員をOJTにより効果的に育成するための研修内容の充実・強化
 - ・中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修） 受講者：74名
 内容：学校組織マネジメント 4/25 実施
 チーム協働研修 7/25、8/22 予定
 コーチング 10/6 予定
- ・管理職研修
 5月末までに実施した研修内容
 新任用指導教諭・主幹教諭研修：コーチング（4/25 実施 4名）
 教頭研修ステージⅠ：人事評価（4/28 実施 11名）
 教頭研修ステージⅡ：課題解決研修（5/12 実施 11名）
 新任用校長研修：人事評価、教職員の指導改善（5/16 実施 4名）

C **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み④

- 中堅教諭等資質向上研修では、学校のミドルリーダーとして、学校全体のOJTを推進し、解決策の提案や調整等を行う態度や技能を身に付けるための研修を行ったが、受講者の中には、そうした意識を十分にもてていない者が見られた。
- 初任・2年・3年次研修者のメンターとしての役割を果たす「チーム協働研修」に向けて、受講者の自己有用感を高めるとともに、コーチング研修において、その技能を高める。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
「高知県の教員スタンダード」（本県の教員が採用から10年終了までに身に付けるべき資質・能力指標）の達成状況（採用3年次の者）	・小：2.4 ・中：2.4 ※3段階評価	・小： ・中：	・小：3.0以上 ・中：3.0以上 ※4段階評価

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 1 - (3)

大学や企業との連携・協働の推進

対策の概要

生徒がさまざまな立場の社会人と触れ合いながら学べる機会を設け、生徒の社会的・職業的自立に必要な力の育成に向けて、チーム学校としてキャリア教育を更に推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学、企業等の施設見学や、インターンシップの機会を充実させます。また、より良い対人関係を構築できるとともに、集団行動を円滑に行えるような社会性を育てるためのソーシャルスキルトレーニングを充実させます。

取り組み②

生徒たちが主体的・協働的に学び、地域の活性化につながる方策を立案、実行するなどの探究的な学習を一層充実させるため、地域や大学等との連携を更に推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 大学、企業等の施設見学やインターンシップの機会の充実
 - ・大学等見学（予定）
県内大学・専門学校等 59校（延べ）
 - ・県外大学体験（予定）
オープンキャンパス参加 岡山大学（8/6）、京都大学・神戸大学（8/9・10）
 - ・インターンシップ・企業見学等（予定）
企業見学を計画している学校 26/36校（5月末）
企業見学予定事業所数 196社（延べ、県内）
インターンシップ受入事業所数 644社（延べ、県内）
- イ ソーシャルスキルトレーニングの充実
 - ・昨年度より継続して中芸高校で研究
学校設定科目「ソーシャルスキルアップトレーニング」において、対人行動力を高めるための授業手法を研究する年間指導計画を作成
1回目の公開授業、研究協議を実施（5/12）

取り組み②

- ア 地域や大学等との連携による探究的な学習の充実
 - ・高大連携実行委員会の中の取組の一環として、大学の講義を高校生が受講する「課題探求実践セミナー（国際協力入門）」に11校38名が参加（4～6月）
 - ・高知工科大学の教員が希望校で出前講座を行う連携教育事業（ブルーバード）について各校に周知（5月）
 - ・高大連携実行委員会（高知大学との連携）の中の取組の一環として、大方高校・中芸高校・橋原高校・四万十高校・窪川高校において、大学教員の指導・助言による総合的な学習の時間のプログラムの改訂
 - ・「学校地域支援本部事業」を活用し、山田高校・嶺北高校・佐川高校・窪川高校の4校で、地域と連携しながら、地域活性化につながる方策を立案、実行する探究的な学習を実践中
 - ・県内大学担当者との打ち合わせの実施
高知大学（4・5月）、高知工科大学（4月）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 事前、事後を含め、オープンキャンパスに対する主体的な取組が不十分な生徒がいる。
→参加者の心構え等について周知徹底をおこなうとともに、生徒個々の事前準備項目や他校生徒との交流会等について内容の検討を行う。
- 5月末時点でまだ企業見学の計画ができていない学校がある。
→企業見学・就業体験を全ての学校が計画・実施することができるよう支援をする。また、応募前職場見学に参加する生徒への支援を行うため、ハローワークや工業会等の関係機関と日程やバス手配等の調整を行う。
- 研究協議において、年間の指導計画や改善点等について十分検討することができなかった。
→定期的に公開授業や研究協議を開催し、指導主事等による助言を行うとともに、研究協議で話し合う内容について事前に確認し協議を行う。

取り組み②

- 現行では、講座受講後に、「振り返りシート」によりどのような学びがあったのかを生徒自身が振り返り、まとめる取組は行っているが、講座受講がその後の生徒の学びに向かう力や進路決定等に与えた影響等については調査・検証が十分でない。
→受講生にアンケート調査等を実施し、生徒各自への取組姿勢や進路に対する思いに対してどのような変容があったのかを検証する。（12月）
- 探究的な学習を一層充実させるために、教員の指導力のさらなる向上や地域・大学等との連携の枠組み・内容の充実が求められる。
→地域との連携や探究的な学習を一層充実させて行くため、教員の指導力向上をねらいとする「教育木苑委研究協議会（総合的な学習の時間）（各校各課程別1名以上）を、高知大学大学教育創造センターと共同開催で実施予定（8月21日）。
- 高大連携実行委員会（高知大学との連携）において、各取組の成果や課題を検証すると共に、内容等の改善を図ることを目的として、協議会を開催予定（2月）。

第2期高知県教育振興基本
計画における指標の状況

※計画における指標の設定なし

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 1 - (4)

外部・専門人材の活用の拡充

対策の概要

多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

一人一人の生徒に応じたきめ細かな指導を充実させるため、放課後・長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導の補助を担う学習支援員の配置を拡充します。

取り組み②

課題を抱える生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。

取り組み③

各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員の配置を更に拡充します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 学習支援員の配置の拡充

- ・ H29 年度予算上の時間数 5,630 時間（昨年度比 320 時間増）
- ・ 進学に重点を置く 5 校（南を除く）以外の 32 校（市立 1 校を含む）に配置
- ・ H29 年 5 月 19 日現在 27 校延べ 67 名を配置済み

※学習支援員の内訳

H28 年度 32 校 108 名（教員免許 あり：80 名、なし：28 名）
 H29 年度 27 校 67 名（教員免許 あり：61 名、なし：06 名）（5 月末現在）

取り組み②

ア スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置の拡充

- ・ SC の配置状況
 高等学校 H28：36 校（100%）→H29：36 校（100%）
 特別支援学校 H28：14 校（100%）→H29：14 校（100%）

・ SSW の配置状況

県立学校 H28：13 校 14 人→H29：15 校 16 人

取り組み③

ア 運動部活動支援員の配置の拡充

- ・ 運動部活動支援員の配置状況（H29.5 月現在）
 H29：県立学校 19 校 43 名（うち医科学サポーター 1 名） 延べ 61 部（9.9%）【計画】
 H28：県立学校 21 校 40 名（うち医科学サポーター 2 名） 延べ 41 部（7.2%）
 （ ）は全運動部活動数に占める運動部活動支援員を配置した部の割合

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 中山間の学校を中心に、依然として学習支援員の確保に時間がかかる状況がある。
- 高校を卒業後地元に残る生徒や大学等に進学する生徒に対して学習支援員制度について紹介するとともに、地元の卒業生や大学生等への働きかけを引き続き行う。また、各学校の状況を分析し、退職教員や市町村への働きかけを検討していく。

取り組み②

- 全ての公立学校において、SC 及び SSW の支援が受けられる体制づくりはできたが、国の予算措置や勤務条件等の理由から、各学校において支援活動にあたることできる時間に制限があり、より一層の配置拡充が必要である。
- SC 及び SSW の安定雇用及び常勤化に向けた国の予算措置について、継続して要望を行う。
- 専門性の高い人材の確保が困難であり、人材の必要数に対して対応できる人材が不足している。
- 県内外の大学に協力を求めながら、人材の確保に努める。また、研修等を通して、人材の育成に努める。

取り組み③

- 県立高校の運動部活動数に占める運動部活動支援員を配置した部の割合はまだ低い。
- 高体連や特別支援学校と外部人材の活用について協議していく。また、さらなる拡充に向けて、今後作成する外部人材リストを県立学校に情報提供し、活用を促進する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学習支援員の配置校数	32 校	校	32 校
スクールカウンセラーの配置校数（配置率）・配置頻度	・高：36 校（100%） ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 46.7% ・特：14 校（100%）	・高： 校（ %） ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 % ・特： 校（ %）	・高：36 校（100%） ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 100% ・特：14 校（100%）

	H28	H29	H31 目標値
スクールソーシャルワーカーの配置校数	・高：10 校 ・特：3 校	・高：校 ・特：校	・高：16 校 ・特：5 校
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合（県立高等学校・特別支援学校）	・高：52 部（7.2%） ・特：0 部（0.0%）	・高： 部（ %） ・特： 部（ %）	・高：180 部以上（約 30%以上） ・特：10 部以上（約 50%以上）

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 2 - (1)

義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実

対策の概要

生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校全体でチーム学校として組織的に取り組む体制を構築します。

P 大綱に位置付けられた主な取組み

取組み①

義務教育段階の学力が定着していない生徒の学力の向上のため、習熟度別授業の中での継続的な指導や、学び直しのための科目を学校独自に教育課程に位置付けるなどの取組を推進します。

取組み②

授業改善に向けた教科会や校内研修を通して、教員間で指導方針や効果的な指導方法等の共有を図るなど、組織的な指導・支援体制を構築します。

取組み③

学習支援員の配置を拡充し、放課後の補力補習等の充実を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

D 平成 29 年度 これまでの取組み状況

取組み①

- ア 習熟度別授業の中での継続的な指導の実施
 - ・習熟度別授業や少人数授業での学び直し（数学）対象校：30校
 - ※義務教育段階の学力に課題のある生徒に対し、習熟度別授業できめ細かな指導をすることで、改善できるように取り組む
 - ※数学 I の学習内容の理解度を高めること、及び基礎力診断テストの D3 層の改善を図ることを目的として、学び直しを含んだ数学 I の年間指導計画（シラバス）を作成し、5月中旬に提出完了（全日制、定時制、通信制）
 - ※年間指導計画の作成を通して、各校の教科会がより充実したものとなる機会をつくる
- イ 学び直しのための科目の設定
 - ・H28 年度までに 5 校（中芸・高知北・高岡・大方・清水）で実施
 - ・H29 年度より新たに 1 校（城山）を加え、計 6 校で実施

取組み②

- ア 組織的な指導・支援体制の構築
 - ・各学校での学力定着把握検査の結果の活用について、組織的に取組の検証・改善・共有を行う仕組みの確立が十分ではないため、県教委として学力向上プランの様式（5/25 提出締切）に「課題解決に向けた目標数値」、「取組計画」、「目標や手立てを全教員で共有する時期とその方法」等の項目を取り入れて、各校の計画状況を点検中（今後、校内での共有の仕方を確認し、学校全体としての取組につなげていく）
 - ・4月に実施した学力定着把握検査の結果を、過去のデータ等と比較検討し、成果・課題を分析し、課題を学校訪問の際、共有する準備を進行中

取組み③

- ア 学習支援員の配置の拡充【再掲】
 - ・H29 年度予算上の時間数 5,630 時間（昨年度比 320 時間増）
 - ・進学に重点を置く 5 校（南を除く）以外の 32 校（市立 1 校を含む）に配置
 - ・平成 29 年 5 月 31 日現在 27 校延べ 67 名を配置済み
 - ※学習支援員の内訳
 - H28 年度 32 校 108 名（教員免許 あり：80 名、なし：28 名）
 - H29 年度 27 校 67 名（教員免許 あり：61 名、なし：6 名）（5 月末現在）
- イ 教材の活用の促進（つなぎ教材の配付・活用）
 - ・H29 年度高等学校への配付（国・数・英）
 - 配布校数 全日制・昼間部 31 校 定時（夜）12 校
 - ※例年、5 月の連休後配布していたが、学校からの要望もあり、H29 年度分は 3 月末に各学校に配布完了
 - ※H26 年度末に数学、H27 年度末に英語・国語を追加し、進学に重点を置く 5 校を除く 31 校に配付し、全ての学校で活用されている。特に、定時制高校においては、義務教育段階の学力の定着等のために積極的に活用されている。

C(A) 課題（●）と今後の取組みの方向性（→）

取組み①

- 年間指導計画（シラバス）では、学び直しの具体的な取組が分かりにくい学校がある。
- 年度当初、電話による聴き取りを実施し、指導主事による 6 月、11 月の学校訪問において、教科会の状況を含め、各校の取組を聞き取る。また、進捗状況を確認し、より効果的な方法、指導内容等において指導助言を行う。
- 「教育課程検討委員会」において、各学校の教科会（特に数学）の状況のレポートをもとに、教科会の在り方について協議する。（8 月実施予定）
- 学び直し科目を設置している学校において、今年度、カリキュラム・マネジメント研究事業により、基礎学力の定着に向けたより効果的な授業・学習方法や教育課程のあり方について研究し、協議会等で実践発表をすることで、他校にも周知する。また、指導主事による 6 月、11 月の学校訪問においても、各校の取組を聞き取るとともに、効果的な方法、指導内容等において指導助言を行う。

取組み②

- 各校では学力定着把握検査の結果を活用し、学力向上のための指導計画（学力向上プラン）を作成し、基礎学力の定着や学習習慣の確立に向けた具体的手立てを生徒の実態に応じて実施しているが、組織的に取組の検証・改善・共有を行う仕組みの確立が十分ではない。
- 数学の年間指導計画、教育課程、家庭学習時間など様々な方面から各校の取組状況を細かく分析し、指導主事等による学校訪問（6 月・11 月）を通して指導改善の方法を各校に指導、助言する。
- 学校全体の取組となっているかどうかを検証する。
- 9 月の学力定着把握検査で進捗状況を管理して、より良い指導方法を検証する。
- 他の事業とも連携して、数学 I で学んだ内容を定着させるための取組を進める。

取組み③

- 中山間の学校を中心に、依然として学習支援員の確保に時間がかかる状況がある。
- 高校を卒業後地元に残る生徒や大学等に進学する生徒に対して学習支援員制度について紹介するとともに、地元の卒業生や大学生等への働きかけを引き続き行う。また、各学校の状況を分析し、退職教員や市町村行政への働きかけを検討していく。
- 配付した教材については、活用率とともに授業や補習でどう活用されているかについて、把握する必要がある。
- 学力向上プランに基づき、学校訪問で指導主事が確認し、活用方法について指導、助言をする。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み④
 幅広い生徒の学力や進路希望に応じた学習指導を行うとともに、自主学習や家庭学習の習慣を定着させるため、インターネット学習教材等を活用します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み④
 ア インターネット学習教材等の活用
 ・ H29 年度 13 校指定
 6 校：1 年生に加え、2 年生でも全員を対象に実施
 (取り組みの仕組みが確立し、2 年生全員での実施の要望があった学校)
 7 校：1 年生での活用の仕組みづくりを徹底するため、昨年度と同様の対象生徒で実施
 ※ H28 年度 13 校指定 (1 年生全員と一部の 2・3 年生を対象に実施)

(現状)
 ・ 講座視聴のためのインターネット接続作業完了 13 校/13 校 (5 月末)
 ・ 学力到達度テスト (第 1 回) 実施 13 校/13 校 (6 月初旬)
 ・ 学力上位層 (大学受験希望者) の積極的な視聴・問題演習 (家庭)
 ・ 学力下位層 生徒個別の弱点克服のための講義動画視聴 (放課後補習・宿題)

C A 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み④
 ● 学力上位層及び下位層への仕組みができている学校もあるが、まだ手立てがしっかりと確立できていない学校がある。
 → 各校に年 6 回の期間別レポートと、半期ごとの報告書 (報告書 I・II) の提出を義務付けて、しっかりと進捗状況の確認をする。また、年 2 回の連絡協議会の開催を通して、優れた実践例の共有を図る。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合	高 1 : 32.4% 高 2 : 44.4%	高 1 : % 高 2 : %	高 1 : 15%以下 高 2 : 15%以下

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 2 - (2)

多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実

対策の概要

就職希望の生徒には基礎的・基本的な知識の習得に加え、資格取得などを通じて専門的な知識・技能を身に付けさせるとともに、進学希望の生徒にはそれぞれの希望をかなえ、進学先での学習にもつながる学力が身に付くよう組織的に取り組みます。また、生徒の学習意欲を高めるため、企業や大学などでの体験活動等を取り入れたキャリア教育を更に充実させます。これらの取組を行うためには、教員の力量が問われることから、教科指導力や生徒理解力を高める研修を組織的に行うとともに、その取組をPDCAサイクルによって点検・検証しながら教員の指導力向上の徹底を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

希望する職業につなげるために専門的な技能や豊かな人間性を生徒に身に付けさせるとともに、将来の進路実現の可能性が広がる資格取得を支援します。

取り組み②

生徒の将来の目標につなげるため、進学合宿や大学での授業体験、県内企業等におけるインターンシップやビジネスマナー講座などの生徒の体験活動の一層の推進を図ります。

取り組み③

教員の生徒理解の力を高めるため、ホーム主任全員を対象としたカウンセリングに関する理論・技法についての研修を実施します。また、教員と生徒が双方向でやり取りを行い作り上げる学習記録ノートを全ての高等学校へ普及し、その活用を図ります。

取り組み④

教員の教科指導力や進路指導力の向上を図るため、校内での教科会や校内教科研修を充実させるとともに、外部講師を招いた授業研修を強化します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 生徒の資格取得への支援
 - ・各学校において資格取得のための講座等を開催するための費用を配分（4月）
 - ・取得状況を把握し、取得率向上のための取組等について検討するため、資格取得状況調査を学校に依頼（4月）

取り組み②

- ア 生徒の体験活動の推進
 - ・進学合宿
大学進学チャレンジセミナーの実施
<平成 29 年度実施予定>
【野市会場（8/2～4）】
難関大学への進学希望の高校 2 年生対象
※教科指導に優れた県内・県外の教員による講義（国・数・英）、参加生徒間の交流のためのワークショップ、交流会 など
【高吾（7/30～8/1）・東部（8/19～21）】
大学進学（センター試験受験）希望の高校 2・3 年生対象
※県内教員及び予備校講師等による講義（国・数・英）、外部講師による講演、生徒の交流会 など
※ 3 教科では思考力を高める問題に取り組むとともに、ワークショップでは自身の考えを深める活動を実施する予定
 - ・大学での授業体験
高大連携実行委員会の中の一環として、大学の講義を高校生が受講する「課題探求実践セミナー（国際協力入門）」に 11 校 38 名が参加（4月～6月）
 - ・インターンシップ 参加予定者数 2,157 名 事業者数 644 社（延べ）
（H28 実績 1,440 名）
 - ・ビジネスマナー講座 就職希望生徒のいる学校で実施予定（H28 28 校）
30 校のうち 28 校が計画書提出（5 月末）

取り組み③

- ア ホーム主任全員を対象としたカウンセリングに関する研修の実施
 - ・研修対象教員：600 名（H28～H31 で全員受講）
H28 年度 118 名受講（東部、中部、西部 3 会場）
H29 年度 130 名受講予定（西部地区（8/21）、中部地区（8/22））
- イ 学習記録ノートの普及・活用
 - ・研究指定校 15 校 全学年の生徒が活用（平成 28 年度は 14 校 1・2 年の生徒）
※各学校でノートの形式を決定し、コミュニケーションツールとして、ホーム主任を中心に面談等で活用

取り組み④

- ア 各校における教科会・教科研修の充実
 - ・数学の学び直し、教科の研修等について、校長会（4/14）、副校長・教頭会（4/21）にて周知
- イ 外部講師を招いた授業研修の強化
 - ・大学進学のための学力向上や基礎学力の定着に実績のある学部講師を招いた研究授業、研修会などを各校において実施する「教科指導力向上研修Ⅱ」の実施要項を各校に送付（4月）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 各学校における資格取得に対する取組状況に差がみられる。
→教科別総会（5 月～8 月実施予定）や研究会等を活用して、資格取得を奨励するとともに、取組の良い事例等を他校に紹介する。

取り組み②

- 進学合宿への参加生徒が少ないことが課題である。
→セミナー主催の高知県進学協議会や実施委員会の教員らと、より効果的な実施内容や講師の選定、講座の編成の協議を重ね、生徒の募集方法等について、どのような支援ができるかを検討する。
- 就職希望生徒のいる学校で 2 校がまだビジネスマナー講習の実施計画がない。
→早急に計画を作成し、効果的な研修ができるよう支援する。

取り組み③

- 速やかに、研修対象者に受講させる必要がある。
→個々の教職員のカウンセリング能力の向上及び組織的な生徒支援体制の構築のために、今後 3 年間でホーム主任が受講できるよう周知を行うとともに、参加しやすい日程を検討していく。
- ノートを効果的に活用するためのマニュアルやガイダンス等が十分にできていない学校があり、効果的なコミュニケーションツールとしての学習記録ノートの活用回数に温度差がある。
→カウンセリングマインド向上研修でノートの活用効果を取り入れるとともに、ノート活用の成果等を研究協議会等の場で検証し、効果的な活用事例を学校へ普及させる。また、生徒や教職員を対象としたガイダンス資料等の活用を促進する。

取り組み④

- 教員の教科指導力等の向上を図るための校内での教科会・校内研修の実施や内容が十分でない。
→6 月の学校訪問等を通じて、教科会や校内研修の実施計画や内容等の聞き取りを行うとともに、内容の一層の充実に向けた指導・助言を行う。また、「教育課程検討委員会」において、各学校の教科会（特に数学）の状況のレポートをもとに、教科会の在り方について協議する（8 月実施予定）。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み⑤

幅広い生徒の学力や進路希望に応じた学習指導を行うとともに、自主学習や家庭学習の習慣を定着させるため、インターネット学習教材等を活用します。【再掲】

取り組み⑥

中山間地域の小規模校などにおける教育の機会や質の確保を図るため、ICTを活用した遠隔教育の研究を進め、配信・受信校における教育課程等の調整や授業方法を確立するなど、効果的な遠隔教育システムを構築します。

取り組み⑦

生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するために、カリキュラムマネジメントの視点を取り入れながら、生徒の主体的、体験的な活動なども組み込んだより効果的な教育プログラムを実践します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み⑤

- ア インターネット学習教材等の活用
- ・ H29 年度 13 校指定
 - 6 校：1 年生に加え、2 年生でも全員を対象に実施
(取り組みの仕組みが確立し、2 年生全員での実施の要望があった学校)
 - 7 校：1 年生での活用の仕組みづくりを徹底するため、昨年度と同様の対象生徒で実施
 - ※ H28 年度 13 校指定 (1 年生全員と一部の 2・3 年生を対象に実施)

(現状)

- ・ 講座視聴のためのインターネット接続作業完了 13 校/13 校 (5 月末)
- ・ 学力到達度テスト (第 1 回) 実施 13 校/13 校 (6 月初旬)
- ・ 学力上位層 (大学受験希望者) の積極的な視聴・問題演習 (家庭)
- ・ 学力下位層 生徒個別の弱点克服のための講義動画視聴 (放課後補習・宿題)

取り組み⑥

- ア 効果的な遠隔教育システムの構築
- ・ ICT を活用した遠隔教育の研究の推進
 - 【単独授業 (受信側のみ生徒)】(H27~実施：3 年目の取組)
 - 高知追手前高校 (配信) → 吾北分校 (受信)
 - ※ 「政治経済」「数学探究」の 2 科目で、4 月から遠隔授業による単位認定を実施
 - 【合同授業 (両方に生徒がいる)】(H28~実施：2 年目の取組)
 - 窪川高校 (配信) → 四万十高校 (受信) 「物理基礎」(2 年目)
 - 四万十高校 (配信) → 窪川分校 (受信) 「数学演習」(1 年目)
 - ※ 探究型学習での深い学びの学習手法や、生徒数が少ない授業を遠隔授業により両校の生徒で実施することで、より対話的な学びとなる学習方法をテーマに研究授業を実施
 - 【平成 29 年度からの調査研究実践校】(H29~実施：1 年目の取組)
 - 岡豊高校 (配信) と 嶺北高校 (受信) で 9 月から遠隔授業を実施予定
 - ※ 実施に向けた遠隔機器の調達、教員間の授業開始に向けた打合せを実施

取り組み⑦

- ア 基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる教育プログラムの実践
- ・ 各学校における「社会的自立のための進路支援プログラム」※に基づく年間計画の策定・実践
 - ※ 学力向上、社会性の育成、中途退学の防止等の取組を体系的につなげることで、多様な学力や進路希望の生徒への効果的な指導につなげるプログラム

<これまでの取組状況>

- H29.2 校長会でプログラムについて周知
(H29.3 副校長・教頭研修会で周知)
- H29.3 全校 (36 校) において、プログラムに基づいた年間計画を策定
- H29.4 各校において、計画に基づき実践
(計画書を担当課に提出)
- H29.5 担当課にて提出された計画の内容等について検証
- H29.6 指導主事等による学校訪問を実施 (全 36 校予定)
～ (進捗状況の確認や計画に対する指導・助言)

<プログラムの内容 (抜粋) > (5 月末時点の予定)

【学力向上】

- 習熟度別授業や少人数授業での学び直し 36/36 校
- インターネット学習教材の活用 13/36 校
- 学習支援員の配置 31/36 校

【社会性の育成】

- 学習記録ノートを活用 15/36 校
- 職業理解のための県内企業見学 28/36 校
- インターンシップ・就業訓練の実施 26/36 校

C/A 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み⑤

- 学力上位層及び下位層への仕組みができている学校もあるが、まだ手立てがしっかりと確立できていない学校がある。
- 各校に年 6 回の期間別レポートと、半期ごとの報告書 (報告書 I・II) の提出を義務付けて、しっかりと進捗状況の確認をする。また、年 2 回の連絡協議会の開催を通して、優れた実践例の共有を図る。

取り組み⑥

- 次年度の合同授業での単位認定を目指した評価・評定方法を確立させる。
- 調査研究校 6 校が集う年 3 回の有識者会議において、効果のある取組や方法について共有し、チーム調査研究校として有効な手立てを積み重ね、課題解決のスピードアップを図る。
 - ・ 研修 (6 校全体、2 校間、単独校) において外部講師から助言を得る。
 - ・ 授業実践を通じた事前・事後協議において具体的な課題点を明確にし、協議によって課題解決を図る。
- 次年度以降に取組に向けた準備を行う。
- 調査研究校 6 校において、次のことを行うために検討・計画を作成する。
 - ・ 中山間地域や小規模校における教育の機会と質を保障するための遠隔授業による実施科目の増加
 - ・ 進路保障の手立てとしての遠隔授業の開講や進学補習などの配信
 - ・ 新学習指導要領の方向性に沿った主体的・対話的で深い学びを実現する遠隔授業の学習方法や評価・評定方法を確立する研究授業の実施

取り組み⑦

- 提出された計画だけでは、各学校における細かな進捗状況や課題等が必ずしも十分には確認できていない。
- 指導主事による学校訪問 (6 月) において、各校の取組の課題や進捗状況を確認するとともに、取組や指導内容等に対して指導・助言を行う (各学校では、指摘を受けた箇所について、職員会・教科会等で検討を行い、2 学期からの取組改善に生かす)。また、各学校で計画・実践されたプログラムの進捗管理を行うことができる様式、チェックシート等を作成し、定期的な進捗管理を徹底する。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み⑧
 発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実するため、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業についてのみ、障害に応じた特別な指導を受ける通級指導の導入に向けて取り組みます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み⑧
 ア 通級指導の導入に向けた取組の推進
 ・ 指定校における研究
 ※文部科学省委託「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」中芸高等学校が、東部の拠点校として研究を実施
 <主な内容>
 校内推進会議（校内支援会）：月に1回程度定期的に開催予定（4/19,5/12 開催）
 通級検討委員会：年間3回程度開催予定
 独立行政法人特別支援教育総合研究所への年3回研修会参加（5/8,9 に2名参加）
 近隣の高等学校長に事業の説明及び協力を依頼

C/A 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み⑧
 ● 研究を推進するにあたり、小規模な高等学校が多い東部地区の特徴を踏まえた「通級による指導」として「拠点校として通級担当が、近隣の学校へ巡回して支援に入り授業を行う方法（巡回型）」が活用できるかについて研究を進める必要がある。
 → 近隣の高等学校に対し事業の説明を行うとともに、障害等のある生徒への支援について課題の把握を行う。併せて中芸高等学校で開催する通級検討委員会を活用して、外部専門家（高知大学）による助言を受け、通級による指導を通じて高等学校における特別支援教育の充実を図る。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
公立高校卒業生の国公立大学進学者数	・現役 551 人 ※H27 年度	・小： % ・中： %	現役 700 人以上
県内大学入学定員数に占める県内公立学校卒業者の割合	19.9%	%	25%以上
公立高校卒業生の就職内定率	98.4% (全・定・通) ※H27 年度		98%以上 (全・定・通)

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 2 - (3)

思考力・判断力・表現力の育成に向けた取組の推進

対策の概要

探究的な授業づくりの推進や、地域や大学等と連携した地域課題解決型の学習、生徒が学習活動の成果等を発表・交流できる機会の充実に、チーム学校として組織的に取り組みます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

探究的な授業を県内全域で展開するため、教育センターの全ての年次研修において主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた研修を導入し、教員の指導力の向上を図ります。

取り組み②

探究的な学習活動の充実を図るため、各学校において、地域おこしや防災など、実際の地域課題の解決に向けた学習を地域や大学との連携により推進します。

取り組み③

県内大学や地域との連携により、生徒が学習活動の成果や意見等を発表できる機会を充実させます。

取り組み④

グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校において探究型学習と英語教育に関するグローバル教育プログラムを開発・実践し、その成果を県内の県立高等学校に普及します。さらに、グローバル教育を先導的に進めるための新中高一貫教育校において、国際的な視野を持って、思考力・判断力・表現力を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの認定に向けた取組も推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 年次研修における主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた研修の導入
- ・全ての年次研修において「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた講義・演習を実施
 - 初任者研修 3日 (5/18、6/8、10/5)、2年次研修 1日 (8/7)、
 - 3年次研修 1日 (5/29)、4年次研修 1日 (5/15)、
 - 中堅教諭等資質向上研修 (10年経験者研修) 2日 (5/9、8/4)

取り組み②

- ア 地域や大学等との連携による探究的な学習の充実
 - ・高大連携実行委員会の中の取組の一環として、大学の講義を高校生が受講する「課題探求実践セミナー (国際協力入門)」に 11校 38名が参加 (4~6月)
 - ・高知工科大学の教員が希望校で出前講座を行う連携教育事業 (ブルーバード) について各校に周知 (5月)
 - ・高大連携実行委員会 (高知大学との連携) の中の取組の一環として、大方高校・中芸高校・橋原高校・四万十高校・窪川高校において、大学教員の指導・助言による総合的な学習の時間のプログラムの改訂
 - ・「学校地域支援本部事業」を活用し、山田高校・嶺北高校・佐川高校・窪川高校の4校で、地域と連携しながら、地域活性化につながる方策を立案、実行する探究的な学習を実践中
 - ・県内大学担当者との打ち合わせの実施
 - 高知大学 (4・5月)、高知工科大学 (4月)

取り組み③

- ア 生徒が学習活動の成果や意見等を発表できる機会の充実
 - ・「第2回伝えるチカラ選手権」(H30.1月実施予定)
 - ※「今、私が伝えたいこと」をテーマに、高校生活で学んだことを個人またはグループでプレゼンテーションするコンテスト

取り組み④

- ア グローバル教育プログラムの実践と成果の普及
 - ・高知南中・高等学校でグローバル教育プログラム (探究型学習と英語教育) の開発・実践を行っている
 - ・グローバル教育推進委員会 (外部委員からなる有識者会議) の開催 (7月、10月、1月実施予定)
- イ 国際バカロレアの認定に向けた取組の推進
 - ・国際バカロレア機構が主催するワークショップ開催への準備 (8月開催予定)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 研修を実施するにあたり、「主体的・対話的で深い学び」に対する指導主事等の共通理解を更に図っていく必要がある。
- 事務局内での情報共有や学習会により理解を深め、受講者及び学校に対して周知を図るために、具体的な事例を収集する。

取り組み②

- 現行では、講座受講後に、「振り返りシート」によりどのような学びがあったのかを生徒自身が振り返り、まとめる取組は行っているが、講座受講がその後の生徒の学びに向かう力や進路決定等に与えた影響等については調査・検証が十分でない。
- 受講生にアンケート調査等を実施し、生徒各自への取組姿勢や進路に対する思いに対してどのような変容があったのかを検証する。(12月)
- 探究的な学習を一層充実させるために、教員の指導力のさらなる向上や地域・大学等との連携の枠組み・内容の充実が求められる。
- 地域との連携や探究的な学習を一層充実させて行くため、教員の指導力向上をねらいとする「教育木苑委研究協議会 (総合的な学習の時間) (各校各課程別 1名以上) を、高知大学大学教育創造センターと共同開催で実施予定 (8月 21日)。
- 高大連携実行委員会 (高知大学との連携) において、各取組の成果や課題を検証すると共に、内容等の改善を図ることを目的として、協議会を開催予定 (2月)。

取り組み③

- 授業等を通じて、すでに生徒の意見発表等の取組をしている学校からの参加が中心で、参加校数が少ない。
- 多くの学校からエントリーしてもらえよう、通知時期を繰り上げるとともに学校訪問等の機会を利用した周知を行う。

取り組み④

- 協調学習 (知識構成型ジグソー法) の手法がまだ全教科に広がっていない。
- 研究報告会の開催や公開授業による実践事例の紹介、活用ハンドブックの作成等を通じて、各教科への普及を促進する。

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 2 - (4)

特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

対策の概要

より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協働し、専門性の向上を図ることや、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的機能を果たすことなどに、チーム学校として組織的に取り組むことにより、本県の特別支援教育を一層充実させます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

特別支援学校教員の幅広い専門性の向上を図るため、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許の保有率の向上に取り組めます。

取り組み②

特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など、より専門的な知識・技能を有する外部の専門家を配置・派遣することにより、専門家と特別支援学校教員が小・中学校を支援する体制を構築します。

取り組み③

特別な支援が必要な児童生徒の社会的・職業的自立に向け、授業改善や、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援等、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むキャリア教育の充実を図るため、清掃や接客サービス等の技能検定を実施します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 免許法認定講習の受講の促進
- ・ 学校長会議等において、取得状況及び今年度の取組について周知

県立特別支援学校及び高知市立高知特別支援学校の現状 (H29.5.1 速報値)

県立特別支援学校教員数 408 名	5 年計画対象者 361 名	5 年計画非対象者 47 名
該当校種保有者 (全体) 277 名 (67.9%)	該当校種保有者 264 名 (73.1%)	該当校種保有者 15 名 (31.9%)
	未保有者 96 名	未保有者 32 名
5 領域の免許保有者 94 名	5 領域の免許保有者 93 名	5 領域の免許保有者 1 名

公立特別支援学校(全体) 470 名 該当校種保有者 309 名 (65.7%)	該当校種保有者 目標値 H29 年度末 80% (保有人数 376 名) 最低でもあと 67 名	5 領域の免許保有者 目標値 H29 年度末 150 名 最低でもあと 54 名
--	---	--

※ 目標値の対象者は、文部科学省の「特別支援学校教諭免許状保有状況調査」による。

- ・ 各特別支援学校に、平成 29 年度高知県免許法認定講習実施要項等を通知 (5 月) 併せて、独立行政法人国立特別支援教育研究所の視覚・聴覚障害の認定講習について周知し、受講希望者を登録
- ・ 免許法認定講習の受講状況
H25:516 人→H26:515 人→H27:520 人→H28:581 人
- ・ 特別支援学校教諭免許状保有状況調査(文部科学省)による高知県の保有率の推移
H25:57.7% →H26:60.6%→H27:62.9%→H28:62.7%
→H29:66.0%(各 5 月 1 日現在)

取り組み②

- ア 専門家と特別支援学校教員による小・中学校を支援する体制の構築
- ・ 小・中学校長会等で、外部専門家の活用による支援について説明
- ・ 外部専門家の活用の申込状況 (5/17 現在)
全活用件数 34 件 (うち小・中学校等への支援件数 7 件)
〔 理学療法士: 16 件、作業療法士: 4 件、言語聴覚士: 2 件、
手話通訳: 10 件、医師: 2 件 〕

取り組み③

- ア 特別支援学校における授業改善の推進
- ・ キャリア教育充実事業
現在、実施要項を配付し、各特別支援学校において検討中
山田養護学校・田野分校 (H26~28)、日高養護学校 (H27)、
中村特別支援学校 (H27・28)
- イ 現場実習先・進路先の開拓
- ・ 就職アドバイザーの実績
H29 訪問事業所数: 37 社、新規事業所: 15 社 (4 月実績)
H28 訪問事業所数: 745 社、新規事業所: 155 社
- ウ 福祉・労働機関と連携した就労支援
- ・ 障害保健福祉課主催の「障害者職業能力開発情報交換会」(年 4 回開催) に、進路指導主事・就職アドバイザーが参加 (H29: 4/19)
- エ 技能検定の実施
- ・ H29 年度第 1 回特別支援学校技能検定実施委員会 (6 月下旬開催予定)
検定内容: 清掃部門 5 種目、接客部門 1 種目
※H28 年度第 1 回技能検定: 参加校 7 校、受検者数 28 名
検定内容: 清掃部門 3 種目

C (A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 5 年計画の対象者で該当校種の免許状が未保有となっている者が 96 名おり、引き続き取得指導が必要である。
- 該当者の認定講習の受講状況を確認のうえ、全ての該当者が今年度受講するよう学校長を通じて指導を行う。初任者や他校種からの異動者については、早期の取得に向けた受講計画を作成する。併せて、認定講習の単位取得者については、早期の取得申請を指導する。
- 異動に伴い保有率が下がる校種 (主に視覚・聴覚) があるため、早期に全ての教員が 5 領域の免許を保有する必要がある。
- 該当校種の免許保有者のついては、引き続き認定講習の計画的な受講と、単位取得後の早期の取得申請を促進する。

取り組み②

- 引き続き外部専門家を活用し、特別支援学校の教員の専門性の向上を図りながら、小・中学校等への支援の充実を図る必要がある。
- 小・中学校等に対して、教育相談や特別支援学校・特別支援学級実践交流事業の場を通じて、外部専門家の活用について情報提供を積極的に行う。

取り組み③

- 知的障害特別支援学校においては、キャリア教育充実事業の外部専門家の活用により、キャリア教育の視点を取り入れた授業改善が進んできている。今後は知的障害以外の障害種の学校においても活用を促進し、キャリア教育の充実を図る必要がある。
- 各特別支援学校を訪問し、キャリア教育充実事業の事業内容及び活用事例等の提示等により、外部専門家の計画的な活用を調整する。
- 障害者の一般就労等を促進するために、事業者に対して障害のある生徒の理解の促進を図る必要がある。
- 特別支援学校技能検定実施委員会において、「障害者雇用促進セミナー」と「技能検定」を連携させるなどの啓発方法について検討する。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み④

発達障害等の特性のある児童生徒や不登校の状況にある児童生徒の学習意欲を高めるため、授業における視覚支援や、デジタル教科書・インターネット等を利用した授業等において、タブレット端末等 ICT 機器を積極的に活用し、指導・支援の充実を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み④

- ア 授業等における ICT 機器の積極的な活用
- ・ ICT 支援員の派遣：14 件（5/17 現在の申込件数）
- ※H28：84 件（うち病弱特別支援学校の活用 60 件）

C **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み④

- 各特別支援学校においては、ICT 支援員の積極的な活用により、ICT 機器の効果的な活用方法について研究が進んでいる。今後は、病弱特別支援学校を中心に、発達障害や不登校の状況にある児童生徒への有効な活用方法についても研修・研究を進める必要がある。
- 外部専門家（ICT 支援員や大学教授等）を活用し、発達障害や不登校の状況にある児童生徒への活用等についての研修会及び研究授業等を実施する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
5 領域すべての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合	13.6%	%	80%以上
理学療法士・言語聴覚士等の外部専門家を活用した小・中学校への支援件数	20 件	件	40 件以上

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 3- (1)

規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

対策の概要

各学校において、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりや、生徒の持つ力や良さを引き出し学ぶ意欲を高める取組の推進、豊かな感性や情操を育む部活動の充実などにチーム学校として組織的に取り組むことにより、生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

生徒の人権意識の向上と一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて各教科、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特徴に応じて、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

取り組み②

教員と生徒が日々関わりを持つことができるように、教員と生徒が双方向でやり取りを行いながら作り上げる学習記録ノートを活用した取組を推進します。

取り組み③

生徒の豊かな感性や情操を育成するため、高等学校総合文化祭の充実や各文化団体との連携を通じて、文化系部活動の活性化を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 教育活動全体を通じた人権教育の推進
 - ・「高知県人権教育推進プラン（改訂版）」に基づく取組の進捗管理
H31 年に推進プランを改定する予定
 - ・「人権が尊重された学校づくり支援事業」によりモデルとなる人権教育主任（小 3 人、中 2 人、高 1 人）を育成（集合研修 6/16、7/26、7/27）
 - ・人権教育指導資料（学校教育編）の改定と活用
H28 年度の実践事例（学習指導案等）を集約し、5 月現在修正作業中
 - ・人権教育主任連絡協議会（悉皆研修）の開催
高等学校・特別支援学校（5/1）
※（主な内容）人権教育主任がコーディネーターとして果たす役割、人権教育全体計画・年間指導計画の充実
 - ・10 の人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合は 6 月中に集計

取り組み②

- イ 学習記録ノートの普及・活用
 - ・研究指定校 15 校 全学年の生徒が活用（平成 28 年度は 14 校 1・2 年の生徒）
※各学校でノートの形式を決定し、コミュニケーションツールとして、ホーム主任を中心に面談等で活用

取り組み③

- ア 高等学校総合文化祭の充実
 - ・第 44 回全国高等学校総合文化祭高知大会（H32 開催）の基本計画策定（H28～）
 - ・第 44 回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会（H30.6 月設置予定）の立ち上げ準備
 - ・文化部活動の活性化のための P R 活動への取組
大会テーマ募集中（5 月～7 月） 中学校 PR 訪問（9 月予定）
 - ・高文連各専門部へのヒアリング実施（5～7 月）
18 専門部のうち、2 専門部のヒアリング（5 月）
 - ・文化部サポート事業の実施
専門力のある外部指導者の文化部活動への派遣
18 校 26 クラブに 258 回派遣予定（H29.5.31 現在）
- イ 各文化団体と連携した文化部活動の活性化
 - ・全国総文高知大会へ向けた県内各文化団体とのスケジュール調整中
 - ・各部門における県内文化団体との調整中

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 県民に身近な 10 の人権課題を各校で実践することとしているが、教科との関連や生徒の発達段階によっては、教材化が困難なものもある。（犯罪被害者の人権等）
→ 発達段階に応じた学習方法と教育課程との関連を確認する。また、モデルになる学習方法を提案する。

取り組み②

- ノートを効果的に活用するためのマニュアルやガイダンス等が十分にできていない学校があり、効果的なコミュニケーションツールとしての学習記録ノートの活用回数に温度差がある。
→カウンセリングマインド向上研修でノートの活用効果を取り入れるとともに、ノート活用の成果等を研究協議会等の場で検証し、効果的な活用事例を学校へ普及させる。また、生徒や教職員を対象としたガイダンス資料等の活用を促進する。

取り組み③

- 教員の年齢構成上の課題もあり、中堅、若年層に文化部活動の指導者が不足している。
→文化部活動サポート事業において外部指導者の活用を促進する。
- 県内全体の文化部活動をけん引する人材が不足している。
→全国高等学校総合文化祭の取組の中で、県全体をけん引するリーダーを育成する。県内の文化団体との連携を通して、リーダーを育成する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
10 の人権課題を年間指導計画に位置付けている公立高校の割合	23.1%	%	100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 3- (2)

生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築

対策の概要

中・高等学校の教員の連携による情報共有の強化や、高等学校入学後に円滑に学校生活に適応するための取組、いじめ防止に向けた生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸問題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

支援や配慮を必要とする発達障害等のある生徒に対する指導・支援の内容を、中学校と高等学校の間で確実に引き継ぎます。

取り組み②

高等学校入学後早くから全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、入学後の早い段階で学校生活や学習方法に関するオリエンテーション又は仲間づくり合宿を全ての高等学校で実施します。

取り組み③

いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。【再掲】

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 中高間における発達障害等のある生徒に対する指導・支援の引き継ぎの徹底
 - ・H29年度の引き継ぎシート（中→高）の作成状況の聞き取り調査を実施中
 - ・中学校区において校種間の引継ぎを強化するため、特別支援教育学校コーディネーターを集めて引き継ぎシート等の確認を行う予定
 - 中学校区特別支援教育学校コーディネーター研修会（5月～40中学校区で実施）
 - ・公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会を開催（5/30）

取り組み②

- ア 学校生活や学習方法に関するオリエンテーションや仲間づくり合宿の実施
 - ※H29 高等学校 28校で実施予定（仲間づくり活動を含む）
 - 宿泊合宿実施： 18校
 - 1日体験活動実施： 10校
 - 校内オリエンテーション実施： 8校
 - （H28 高等学校 27校で実施（仲間づくり活動を含む））
 - 宿泊合宿実施： 18校
 - 1日体験活動実施： 9校
 - 校内オリエンテーション実施： 9校

取り組み③

- ア 小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者による交流集会の開催
 - ・「高知家」児童会・生徒会サミット（10/29）の開催
 - 児童生徒による運営のため「実行委員」（小11人、中8人、高12人）
 - 実行委員会（6/11、7/16、8/20、9/24、10/15、11/26、12/17）
 - サミット終了後に学校の実態を調査（2月）
- イ 交流集会の成果の普及
 - ・実行委員により集約したリーフレットを作成配付（全児童生徒配付）（12月）
 - ・実行委員により各学校で活用できるパワーポイント資料を作成配付（12月）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 発達障害等の診断・判断がある生徒について、引き継ぎシートを受け取ったものの個別の指導計画の作成につながっていないことがある。
 - 高等学校での巡回相談員派遣事業等の活用を進め、引き継ぎシートを活用した個別の指導計画の作成について相談員が支援を行う。

取り組み②

- 仲間づくり合宿や仲間づくり活動を実施した後の振り返りとその後の組織的な支援体制の構築が十分でない学校がある。
 - 仲間づくり合宿等の実施とQ-Uアンケート調査などを連動させて生徒支援に活用している事例やスクールカウンセラーとの連携など、効果的な実践について、他校への普及を図る。

取り組み③

- 交流集会の開催に向けて、5月に実行委員会のメンバーが決定したが、実行委員会が児童生徒の主体的な活動となるためには、一人一人が遠慮せずに意見を出せる状況をつくること、また、実行委員の思い・願いを結びつけ、まとめあげ、サミットにしっかり反映していくことが重要であり、そのことを踏まえて、実行委員会に関わる大人がしっかりサポートしていく必要がある。
 - 児童生徒一人一人が気兼ねなく発言できるよう、実行委員会の活動内容や進行方法の工夫について検討を行う。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
中途退学の減少に向けて、管理職や生徒指導担当者を中心とする中高連携の取組を進めていると回答した学校の割合（十分できていると回答した学校の割合）	14.3%	%	50%以上

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 3- (3)

生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

対策の概要

教職員による、生徒との関わりを通じた問題行動の早期発見や対応が行われるよう徹底します。
 特にいじめは、生徒の命に関わる事案であるため、学級担任が一人で抱え込むことがないように、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

配慮を必要とする生徒への支援を充実させるため、中学校からの引き継ぎシート等の情報をもとに、管理職や関係教員、スクールカウンセラーなどを構成員として定期的に開催する校内支援会において、スクールカウンセラー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、個別の指導計画を作成するとともに、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。

取り組み②

いじめ問題への適切な対応を図るため、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やP D C Aサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、その早期解決のため、この組織に情報を集約し、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 校内支援会等の会議の定期的な開催
 - ・校長会、副校長・教頭会議における周知
 - 県立学校長会 4/14
 - 県立副校長・教頭会議 4/21
- <主な内容>
 - 校内支援会の実施のポイント（月 1 回以上の定期的な開催、専門人材（SC 等）の会への参加 など）
- ・全教職員へのリーフレットの配付（4月）
 - ※校内支援会の実施状況及び学年部会を中心とした日々の見守りの実施状況については、1 学期末に実態調査予定
- ・高等学校、特別支援学校生徒指導主事会全体会の実施（5/25）
 - 「児童生徒支援の組織的な対応のために」のリーフレットを活用した研修の実施
 - 研修内容：「いじめ問題の早期発見、早期対応について」
 - 「開発的な生徒指導といじめの未然防止」
 - 協議内容：「いじめの事例をもとに考える」
 - 「校内支援会の定期的な開催や効果的な内容にするために」

取り組み②

- ア 各学校におけるいじめ防止対策の進捗管理・取組の評価の実施
 - ・生徒指導主事会（5/25）において、各学校の「いじめ防止基本方針」に記載している未然防止の取組の中で、児童生徒が自主的に考えたり議論したりすることができる内容の改善について協議
 - ※10 月の会議で、各学校で実施した改善策について検証を行う予定
- イ いじめの早期解決に向けた学校全体での迅速な対応
 - ・生徒指導主事会（5/25）において、いじめの事案発生時の適切な対応手順や、組織的な動きについて研修を実施

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- SC、SSW の勤務日数（時間）が少ない学校は、校内支援会の開催日と勤務日を合わせる事が困難であるという意見が出された。
- 配置の拡充に向けた要望を継続していく。
- 勤務経験の少ない SC 等が増えており、SC 等の専門性について、一層の専門性の向上を求められた。
- SC 等を対象とした研修会を継続して実施し、人材の育成を図る。

取り組み②

- 各学校の「いじめ防止基本方針」に記載されている取組が、計画的に実行されていない学校や、教職員一人一人まで十分に浸透していない学校がある。
- 生徒指導主事が研修で受けた内容を自校で伝達研修を行うことを徹底するとともに、管理職対象に取組の徹底を図るための研修を実施する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値		H28	H29	H31 目標値
いじめが解消した割合（いじめが解消した件数/いじめの認知件数）（公立高等学校）	・高：79.2% ・特：75.0%	・高：% ・特：%	・高：95%以上 ・特：95%以上	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加した校内支援会を月 1 回以上実施している学校の割合	—	・小：% ・中：%	100%
不登校の新規発生率（その年度、新たに不登校になった生徒数/不登校生徒総数）	（公立） 46.4%	（公立） %	（公立） 30%以下	スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年 1 回以上実施している学校の割合	—	・小：% ・中：%	100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 3- (4)

目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実

対策の概要

各学校で、生徒に身に付けさせるべき力を明確化した上で、外部の人材も活用して、目的意識の醸成や社会性の育成に向けたキャリア教育や政治的教養を育む教育を更に推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を更に推進します。

取り組み②

対人関係がうまく築けないといった社会性が身に付いていない児童生徒に対するソーシャルスキルトレーニングなどのキャリア教育を充実させます。

取り組み③

生徒の政治的教養を育むために、主体的・対話的で深い学びの学習方法を活用しながら、現実社会の諸課題を取り扱うことや、実践的な活動を取り入れることなどにより授業を充実させていきます。

取り組み④

社会人になるために身に付けておくべき基礎となる能力や態度を学校の教育活動全体を通じて身に付けさせるとともに、資格取得の促進に向けた対策講座や外部講師によるビジネスマナー講座等の実施を更に強化します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 大学、企業等の施設見学やインターンシップの機会の充実
- ・大学等見学（予定）
県内大学・専門学校等 59校（延べ）
 - ・県外大学体験（予定）
オープンキャンパス参加 岡山大学（8/6）、京都大学・神戸大学（8/9・10）
 - ・インターンシップ・企業見学等（予定）
企業見学を計画している学校 26/36校（5月末）
企業見学予定事業所数 196社（延べ、県内）
インターンシップ受入事業所数 644社（延べ、県内）

取り組み②

- ア 社会性が身に付いていない児童生徒に対するキャリア教育の充実
- ・基本的なコミュニケーション能力が不足している生徒に対して、自己を理解し、対人行動力を高めるソーシャルスキルトレーニング（SST）について研究（H28年度より継続して中芸高校で研究）
 - ・学校設定科目「ソーシャルスキルアップトレーニング」において SST を実践
 - ・5/12 1回目の公開授業、研究協議を実施

取り組み③

- ア 生徒の政治的教養を育むための授業の充実
- ・県立高校全課程が3月中に作成した入学時から卒業時を見通した主権者教育の指導計画を確認（4月）
 - ・中村高校・須崎高校・山田高校の3校を研究校として指定（研究指定2年目）
※昨年度の取組の課題等を踏まえ、改善を行った現実社会の諸課題を取り扱う授業及び実践的な活動の更なる充実について研究
 - ・高校生が県議会議員と現実社会の諸課題を考える取組について課内で検討のうえ、県議会事務局と打合せの実施（5月）

取り組み④

- ア 資格取得の促進に向けた対策講座の実施
- ・各学校において資格取得のための講座等を開催するための費用を配分（4月）
 - ・取得状況を把握し、取得率向上のための取組等について検討するため、資格取得状況調査を学校に依頼（4月）
- イ 外部講師によるビジネスマナー講座等の実施
- ・ビジネスマナー講座 28校で実施予定（H28：28校）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 事前、事後を含め、オープンキャンパスに対する主体的な取組が不十分な生徒がいる。
→参加者の心構え等について周知徹底をおこなうとともに、生徒個々の事前準備項目や他校生徒との交流会等について内容の検討を行う。
- 5月末時点でまだ企業見学の計画ができていない学校がある。
→企業見学・就業体験を全ての学校が計画・実施することができるよう支援をする。また、応募前職場見学に参加する生徒への支援を行うため、ハローワークや工業会等の関係機関と日程やバス手配等の調整を行う。

取り組み②

- 各取組が単発的なものにならず、系統的に計画実行され、かつ生徒の変容が確認できるものになっているかなど、進捗管理を行う必要がある。
→定期的に公開授業や研究協議の場を設け、検証する。

取り組み③

- 主権者として求められる資質・能力を育む取組は、各校において実践が行われているものの、主体的・対話的で深い学びの学習方法を活用しながら、現実社会の諸課題を取り扱うことや、実践的な活動を取り入れることなどについては、まだ取組が十分であるとはいえない。
→指導計画に沿った各校の取組の成果と課題の共有を行うことにより、次年度の指導計画の改善に資するための連絡協議会（各校各課程1名以上）を開催する。また、高校生が県議会議員と現実社会の諸課題を考える取組については、その詳細について県議会事務局との打合せを再度実施する。

取り組み④

- 各学校における資格取得に対する取組状況に差がみられる。
→教科別総会（5月～8月実施予定）や研究会等を活用して、資格取得を奨励するとともに、取組の良い事例等を他校に紹介する。
- 就職希望生徒のいる学校で2校がまだビジネスマナー講習の実施計画がない。
→早急に計画を作成し、効果的な研修ができるよう支援する。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み⑤
 生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するために、カリキュラムマネジメントの視点を取り入れながら、生徒の主体的、体験的な活動なども組み込んだより効果的な教育プログラムを実践します。【再掲】

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み⑤
 ア 基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる教育プログラムの実践
 ・各学校における「社会的自立のための進路支援プログラム」※に基づく年間計画の策定・実践
 ※学力向上、社会性の育成、中途退学の防止等の取組を体系的につなげることで、多様な学力や進路希望の生徒への効果的な指導につなげるプログラム

＜これまでの取組状況＞
 H29.2 校長会でプログラムについて周知 (H29.3 副校長・教頭研修会で周知)
 H29.3 全校(36校)において、プログラムに基づいた年間計画を策定
 H29.4 各校において、計画に基づき実践 (計画書を担当課に提出)
 H29.5 担当課にて提出された計画の内容等について検証
 H29.6 指導主事等による学校訪問を実施(全36校予定)
 ～ (進捗状況の確認や計画に対する指導・助言)

＜プログラムの内容(抜粋)＞(5月末時点の予定)
【学力向上】
 習熟度別授業や少人数授業での学び直し 36/36校
 インターネット学習教材の活用 13/36校
 学習支援員の配置 31/36校

【社会性の育成】
 学習記録ノートを活用 15/36校
 職業理解のための県内企業見学 28/36校
 インターンシップ・就業訓練の実施 26/36校

C **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み⑤
 ●提出された計画だけでは、各学校における細かな進捗状況や課題等が必ずしも十分には確認できていない。
 →指導主事による学校訪問(6月)において、各校の取組の課題や進捗状況を確認するとともに、取組や指導内容等に対して指導・助言を行う(各学校では、指摘を受けた箇所について、職員会・教科会等で検討を行い、2学期からの取組改善に生かす)。また、各学校で計画・実践されたプログラムの進捗管理を行うことができる様式、チェックシート等を作成し、定期的な進捗管理を徹底する。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後1年目の離職率	23.4%	・小：% ・中：%	全国平均以下
企業・大学等におけるインターシップ等に参加した生徒の割合	75.3% (H28.12月)	%	100%

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 3- (5)

社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実<特別支援学校>

対策の概要

居住地校交流（特別支援学校で学習する児童生徒が、居住地域の小・中学校において行う交流及び共同学習）など障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ学校間交流などの機会の充実を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うための学習の機会として、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流や特別支援学校のある地域との交流、居住地校交流等を積極的に推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 県立特別支援学校と小・中学校、高等学校等との学校間交流の推進
 - ・各学校において年間計画を作成し、実施に向けて準備中
 - ※H28：県立特別支援学校 13 校 94 回
- イ 特別支援学校のある地域との交流の推進
 - ・各学校において年間計画を作成し、実施に向けて準備中
 - ※H28 年度実施例
 - 〔夏祭り、学園祭、運動会、学習発表会、併設の病院・施設の催しへ参加、
 - デイサービスの施設への訪問、作業学習の一環、地域のボランティア講師
 - 等を活用して地域交流を実施等〕
- ウ 居住地校交流の推進
 - ・実施件数：H27 8 校 31 件 5.5% (22.6%)
 - H28 10 校 77 件 12.1% (64.3%)
 - H29 10 校 88 件 13.8% (59.1%) [5月1日現在の申込状況]
 - ※ () は小学部 1 年の実施率
 - ※初めて居住地校交流を実施する市町村教育委員会には、訪問して事業説明を実施
 (予定市町村：土佐町、四万十市)
 - ※これまで居住地校交流を実施してきた市町村教育委員会においても、新規に実施する小・中学校等がある場合は、市町村教育委員会へ新たに依頼

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 小学部 1 年生は、原則実施することとしているが、本年度の小学部 1 年生の実施率（計画ベース）は昨年度より減少している。実施しない理由の多くは、障害が重く、まずは新しい学校に慣れさせたいという保護者の意向によるものであるが、中には、居住地校交流の意義や目的を十分に理解されていない場合があるため、引き続き保護者の理解促進を図る必要がある。
- 9 月までに保護者用の居住地校交流に関するリーフレットを作成し、各学校における保護者への説明等での活用を推進する。

第 2 期高知県教育振興基本
 計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	37.3%	%	70%以上

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 4- (1)

体育授業の改善

対策の概要

授業の質を高め合うことができる仕組みづくりやスポーツへの興味・関心を高める取組等をチーム学校として組織的に推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

総合型地域スポーツクラブの取組や各種スポーツ大会などの本県の地域スポーツ活動を紹介した教材を作成し、教員が体育授業で活用することにより、生徒が個々のライフスタイルに応じたスポーツとの関わり方を発見し、卒業後もスポーツに親しむようにいざないます。

取り組み②

各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事による指導・助言などの支援を行います。

さらに、設定された内容を基に教科会の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを作ります。

取り組み③

若い世代のスポーツ人口を増やすため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機と捉え、授業や生徒対象のサミットなどを通じてオリンピック・パラリンピックに対する理解を促進するとともに、生徒がスポーツ交流やボランティア活動に参加する機会の充実を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 本県の地域スポーツ活動を紹介した教材の作成・活用
 - ・教材の作成作業中（7～10月作成予定）

取り組み②

- ア 年間指導計画における適切な評価規準・評価方法の設定
 - ・高等学校における「指導と評価の計画」の例を作成中

- イ 教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みの構築
 - ・研究協力校の指定：県立安芸高等学校
 - 授業改善に向けた取組を進めるための準備（教科会において、「指導と評価の計画」作成例に基づく単元計画の作成、運動の苦手な生徒や意欲的でない生徒への対応等について検討）

取り組み③

- ア オリンピック・パラリンピックを通じた学びの機会の提供
 - ・「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」全国セミナーに参加し、事業主旨等の説明を受けるとともに全国中核拠点（担当：日本体育大学）関係者との打ち合わせを実施（5/8）
 - ・「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」（スポーツ庁委託事業）実施計画書をスポーツ庁へ提出（5/19）
- イ 生徒がスポーツ交流やボランティア活動に参加する機会の充実
 - ・オリンピック・パラリンピックへの関わり方について考えるサミットの開催(H30年度予定)に向けて準備中

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 地域におけるスポーツ活動の情報（総合型地域スポーツクラブの取組や各種スポーツ大会など）が生徒に十分伝わっていない。
- 教材の完成後は、教員が授業の中でそれを活用し、地域におけるスポーツ活動を生徒に紹介する取組が進むよう、研修会等の様々な機会を捉えて周知していく。

取り組み②

- 教員によって、運動の苦手な生徒や運動に意欲的に取り組まない生徒等への対応にばらつきが見られるため、指導方法のスタンダード化を図っていく必要がある。
- 研究協力校に指導主事が定期的に訪問し、教科会において授業改善に向けた話し合いを行い、授業研究等を実施することにより、体育授業の質の向上を図っていく。

取り組み③

- オリンピック・パラリンピックを通してスポーツの意義や価値を学ぶ機会として、学校の授業と競技団体で実施する学習を9月から実践する計画だが、実施校及び実施競技団体が決まっていない。
- 6月初旬に中核拠点である日本体育大学と講師の確認を行い、6月中に実施校及び実施競技団体を決定する。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
保健体育の授業が楽しいと感じる生徒の割合（楽しい・やや楽しいと回答した割合）	・男：90% ・女：86%	・男：% ・女：%	・男：95%以上 ・女：90%以上
1日の運動時間が30分未満の生徒の割合	・男：27% ・女：52%	・男：% ・女：%	・男：20%以下 ・女：40%以下

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 4- (2)

健康教育の充実

対策の概要

学校全体で健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するなど、学校全体でチームとして健康教育の充実に図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

健康教育の中核となる教員全員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。

また、医療関係者や保護者、養護教諭などをメンバーとする学校保健課題解決協議会において、健康教育や健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。

取り組み②

生徒一人一人が、学校の健康課題を自らの課題として捉え、その課題解決に向けて取り組む生徒保健委員会の活動を活性化させます。また、小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用による自己の健康管理と将来親になるための学習を通して、生徒が主体的に健康的な生活を送ることへの理解を深める健康教育の充実に取り組みます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 健康教育の中核となる教員全員を対象にした研修の実施
 - ・ 6/30 開催予定
- イ 退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援
 - ・ スクールヘルスリーダーの任命 (5 月) 13 名 22 校を担当
 - ・ 第 1 回スクールヘルスリーダー連絡協議会 (5 月)
 - 内容：指導内容等の共通確認、課題や現状について協議
- ウ 学校保健課題解決協議会における協議及び課題解決に向けた取組の推進
 - ・ 定期的に関係者が集まり (年 2 回) 課題解決に向けた協議を行う予定 (本年度事業について国と協議中)

取り組み②

- ア 生徒保健委員会の活動の活性化
 - ・ 高知県高等学校生徒保健委員会研修会への協力 (11 月実施予定)
 - イ 自己の健康管理と将来親になるための学習の充実
 - ・ 全学校への健康教育の副読本 (高等学校 1 年生用) の配付及び活用の依頼 (5 月)
- ※H28 年度健康教育の副読本の活用状況
 全日：100%、定時制・通信制・単位制：94%

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- スクールヘルスリーダー事業の周知が十分ではない。
- 養護教諭の初任者研修や養護教員協会研修会の際にも事業を周知する

取り組み②

- ほぼ全ての学校で健康教育副読本の活用が定着したため、今後はより効果的な活用を促進する必要がある。
- 学校保健課題解決協議会チーム会において、より効果的な活用について検討し、ホームページ等で公開するとともに、研修会 (平成 30 年度開催予定) での発表に向けた準備を行う。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
毎日朝食を食べる生徒の割合	・ 男：78% ・ 女：82%	・ 男：% ・ 女：%	・ 男：85%以上 ・ 女：85%以上

基本方向 1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
 <高等・特別支援学校>

対策 4- (3)

運動部活動の充実と運営の適正化

対策の概要

- ・指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。
- ・教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減すると同時により専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。

また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型地域スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。

取り組み②

将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。

取り組み③

各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。

取り組み④

生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 外部指導者やスポーツトレーナー(医科学サポーター)等の派遣の拡充
 - ・運動部活動支援員の配置状況 (H29.5月現在)
 - H29: 県立学校 19校 43名 (うち医科学サポーター1名) 延べ 61部 (9.9%)【計画】
 - H28: 県立学校 21校 40名 (うち医科学サポーター2名) 延べ 41部 (7.2%)
 - () は全運動部活動数に占める運動部活動支援員を配置した部の割合
- イ 運動部活動の指導が可能な外部人材のリスト化・マッチングの実施
 - ・総合型スポーツクラブ、市町村、競技団体等に働きかけて、外部人材のリストを作成中 (9月にリスト化完了予定)

取り組み②

- ア コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための研修の実施
 - ・コーチアカデミーの実施 (合計 8回)
 - 第 1回 8月実施予定

取り組み③

- ア 県外の優秀な指導者の招へい
 - ・競技団体におけるアドバイザーの招へい (5月末時点)
 - 4団体が計 4人を招へい (シンクロナイズドスイミング、ウエイトリフティング、剣道、カヌー)
 - ・体育連盟におけるアドバイザーの招へい
 - 6月開始予定

取り組み④

- ア 中山間地域の学校における運動部活動の課題解決に向けた研究・対策の実施
 - ・中山間地域の学校に対する運動部活動支援員派遣の拡充
 - 派遣回数: H28年度 2,530回 → H29年度 3,615回 (計画)
 - ・強化推進校 B 指定による運動部活動の活性化
 - 幡多農業高等学校 ボート部
 - 梶原高等学校 アーチェリー部
 - 佐川高等学校 ソフトボール部
 - 嶺北高等学校 カヌー部
 - 室戸高等学校 女子硬式野球部
 - 須崎高等学校 カヌー部

強化拠点校	県の東・中・西部の各地域の拠点として、運動部活動数や部員数が多く、学校全体で運動部活動を活性化させることがきたい学校
強化推進校 A	過去 3 年間に於いて県が示した基準を満たす優秀な実績を有する運動部
強化推進校 B	地域の特色を活かし、地域と連携した活動により競技力向上を目指すことが期待できる運動部

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 外部人材の活用は、昨年度と比較すると増加しているが、医科学サポーターの派遣について、伸びていない。
- 医科学サポーターについての周知を進めるとともに、さらなる拡充に向けて、今後作成する外部人材リストを各市町村や県立学校に情報提供し、活用を促進する。

取り組み②

- 受講者がより参加しやすい環境を整える必要がある。
- 受講者の意見を踏まえて、参加しやすい日や時間の設定を行う。

取り組み③

- アドバイザーや優秀チームの招へいを予定していない競技団体や専門部がある。
- 県体育協会及び体育連盟と連携して、県外の優秀な指導者やチームを招へいすることによる効果を競技団体や専門部に周知する。
- アドバイザーの招へいについては、まとまった期間に複数回指導・助言が受けられる環境をつくる必要がある。
- 高知県体育協会と連携して、競技団体や体育連盟に対する支援の在り方を検討する。

取り組み④

- 運動部活動サポート事業において、運動部活動支援員の派遣回数を大幅に増やし、運動部活動への支援を行っているが、中山間地域では、専門ではない種目への顧問配置もあり、中山間地域の運動部活動の活性化が十分とは言えない。
- 高等学校体育連盟等との協議の中で課題を把握したうえで、今後の支援の在り方について検討していく。また、強化推進校 B の活動についても、事業連絡会において検証し、次年度に生かしていく。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み⑤

過当たり、少なくとも1日以上の休養日を確実に設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の運営が行われるよう、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者等の教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件を整備することなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組を進めます。

取り組み⑥

ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み⑤

- ア 望ましい運動部活動の運営の実現に向けた周知・徹底
 - ・昨年度中(3/24)に市町村教育長や県立学校長宛てに以下の方針を通知

過当たり少なくとも1日以上の休養日の設定
平日2~3時間程度以内を目安とした練習時間
外部指導者の積極的な活用
 - ・校長会や体育主任会等での周知
 - 県立学校長会議(4/14)
 - 高知市立学校長会(5/9)
 - 体育主任会(5/11)
 - ・高等学校運動部実態調査(平成28年度分)の実施(5月~)
- イ 教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件の整備
 - ・関係団体との協議及び先進県の情報収集を行い検討(予定)

取り組み⑥

- ア スポーツ強化校の指定
 - ・運動部活動強化拠点校(4校)、強化推進校A(3部)、強化推進校B(6部)を指定(6/2)

区 分	学 校 名
強化拠点校 (東・中・西部の各地域の拠点校)	東部：安芸高等学校 中部：岡豊高等学校、高知工業高等学校 西部：中村高等学校
強化推進校 A (優秀な実績を有する部)	山田高等学校 陸上競技部 高知東高等学校 レスリング部 高知南高等学校 レスリング部
強化推進校 B (地域の特色をいかした活動を行う部)	幡多農業高等学校 ボート部 梶原高等学校 アーチェリー部 佐川高等学校 ソフトボール部 嶺北高等学校 カヌー部 室戸高等学校 女子硬式野球部 須崎高等学校 カヌー部

- ・特別枠の教員による強化校における生徒の技能向上の取組(4月~)
(既採用教員の配置状況)
岡豊高校(柔道)/高知東高校(レスリング)/須崎高校(カヌー)

C **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み⑤

- 「休養日の位置付け」については一定把握できるものの、望ましい運動部活動の在り方を県内あまねく徹底するためには、併せて運動部活動の具体的な活動実態について詳細に把握した上で取組を進める必要がある。
- ・高等学校に対しては、各校から提出された平成28年度部活動計画書により運動部活動の実態調査を行う。(5月~9月)
- ・調査結果の分析(季節や行事、地域性、クラブの種別等による休日や練習時間の影響等)を行うことにより、課題を明確にした上で望ましい運動部活動の実現に向けた適切な対策を講じる。

取り組み⑥

- 強化校の指定によってどのように学校の取組が変容したかなどを含め、きめ細かい進捗の管理が必要となる。
- ・指定校・スポーツ課・保健体育課等を構成員とする連絡協議会を計画的に開催し進捗管理を行う。
- ・指導主事の定期的な指定校訪問を計画的に行う。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
運動部活動の加入率	<ul style="list-style-type: none"> ・男：62.7% ・女：26.4% ・男女：44.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・男：% ・女：% ・男女：% 	<ul style="list-style-type: none"> ・男：70%以上 ・女：30%以上 ・男女：50%以上
学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している中学校の割合	33.2% ※運動部活動における週休日を設定している高等学校の割合	%	100%

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 1 - (1)

保護者に対する啓発の強化

対策の概要

地域や保育所・幼稚園等、学校が、保護者に対する啓発を積極的に行うよう支援することにより、家庭の教育力の向上につなげていきます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

取り組み②

教育行政、学校、保護者が同じ方向を向いて地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。また、多くの保護者の参画を得るとともに、保幼小中高を通じて連携した活動が活性化していくための関係者の取組を支援することにより、PTA活動を活性化させます。

取り組み③

保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を促進します。また、県教育委員会が作成した親育ちを支援する学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら学び合う取組を促進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 家庭支援推進保育士等による個別支援の充実
 - ・家庭支援推進保育講座の開催：2回（6、12月予定）
対象世帯の確認、家庭支援の記録及びチェックシートの活用の周知
- イ 保護者の保育所・幼稚園等の行事への参加促進
 - ・保護者研修の実施：講話3回（5月末実績見込）
参加者数：39人（2回分の実績） ※3回目：集計中
 - ・3歳児保護者への保護者用パンフレットの配付及び学習会開催等の周知
パンフレット配付 保育所・幼稚園等 322か所
 - ・取組強調月間の実施（6、11月予定）
啓発ポスターの作成・配付 保育所・幼稚園等 476施設
 - ・基本的生活習慣に関する調査の実施
夜10時までに寝る3歳児の割合（12月予定）
保育所・幼稚園等の3歳児保護者対象に抽出調査の実施（6月、12月予定）

取り組み②

- ア 各地区 PTA 研修会等の開催による PTA の具体的な活動の促進
 - ・PTA 教育行政研修会の開催(予定)
安芸地区 5/27、幡多地区 7/2、吾川地区 7/15、高岡地区 7/29
香美・香南地区 8/19、土長南国地区 9/2、高知市（未定）
- イ PTA 活動に多くの保護者の参画を得る取組への支援
 - ・高知県小中学校 PTA 連合会役員会・事務局会における意見交換と情報提供
4/8 学校支援地域本部事業の情報提供及び単 P、地区 P の参画、協力依頼
長期宿泊体験活動推進事業の情報提供及び協力依頼
5/6 家庭教育支援に関する研修会開催の情報提供と参画、協力依頼
- ウ 保幼小中高を通じて連携した PTA 活動が活性化するための取組への支援
 - ・保幼小中高 PTA 連合体連絡協議会 5/9
 - ・高知県 PTA 研究大会 7/9
研究テーマ「学校・家庭・地域で子どもの命を守る」
H28 参加者：346名 →H29 参加者：()名

取り組み③

- ア 子育て講座など市町村における家庭教育支援の取組促進
 - ・市町村における家庭教育支援への助成
H28：13市町村→H29：14市町村
- イ 親育ちを支援する学習教材を活用した交流・学び合いの取組促進
 - ・「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」活用の講座・研修会の実施
5/12 各地域子育て支援センター、各 PTA 連合会及び保護者会へ周知
5/31 子育て支援員研修にて周知
 - ・「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」活用のためのファシリテーター養成
研修会開催（全3回予定 11/13、11/30、12/6）

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 家庭支援推進保育士の配置が難しい園がある。
→配置できない場合でも、記録等を活用して、園長・主任・担任等が組織的に取り組むことの重要性を助言する。
- 各園において、子どもに関する行事等への保護者の参加率は高いが、子どもが参加しない保護者研修については、参加が低い傾向がある。
→子どもと一緒に参加できる企画や知らない保護者同士でも安心して参加できる仕組みにより参加を促し、様々な家庭環境を想定した研修内容にするなど、保護者の興味・関心を引くよう工夫する。

取り組み②

- 研修会での協議結果や研究大会での協議内容を各単位 PTA での具体的な取組に反映させていくことが必要である。
→重要な取組として、①学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実に向けて県と PTA との協力体制づくりを促進、②PTA 自主活動への支援（南海トラフ地震対応：学校避難所運営力向上への PTA の取組を支援）、③PTA との共同研修内容の実践化の3つの柱を定め、研修会での検討テーマにからませ PTA 活動の活性化を支援していく。（H28.9.2 県小中 P 連役員会にて H29 年度の方向性として確認）
- 保幼小中高を通じて連携した活動が活性化していくための取組が必要である。
→連携しやすい「防災」をテーマとした研究大会を開催し、その後の活動へつなげていく。

取り組み③

- 家庭教育支援の在り方について、今後の取組の方向性を定めることが必要である。
→高知県社会教育委員会で、家庭教育支援をテーマに設定し、検討を深める。
- 「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」を活用できる十分なスキルを身につけてもらい、各地域での実施に繋げる必要がある。
→養成期間を半日（H28）から3日間（H29）に拡大し、参加者のスキル獲得を保証する。また、ファシリテーターを登録制にし、養成研修後の各地での取組を把握する。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小：75.3% (79.2%) ・中：70.2% (74.1%) ※ () は全国平均	・小： % ・中： %	全国平均以上

	H28	H29	H31 目標値
PTA・教育行政研修会参加後に、研修会で学んだことを新たな取組につなげた単位 PTA の割合	97.4%	%	90%以上

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 1 - (3)

保護者の経済的負担の軽減

対策の概要

小・中・高等学校において、それぞれ就学のための経済的支援を行うとともに、多子世帯を対象に満3歳未満児の保育料を軽減します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

就学援助制度を各市町村が安定的かつ充実した内容で運用していくことができるよう、必要な情報提供や助言を行うとともに、国に対して、十分な財政措置を講ずるよう働きかけていきます。

放課後子ども総合プランでは、働く保護者のニーズに応じた放課後児童クラブなどの開設時間の延長や就学援助世帯等の子どもたちの利用料の減免に対する財政支援を行います。

取り組み②

経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金を支給することにより、高等学校等における授業料の軽減を図るとともに、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減も図ります。

また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与を更に進めます。

取り組み③

18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 就学援助制度の安定・充実に向けた市町村への情報提供・助言
・国からの就学援助制度の通知等は、迅速に市町村へ通知

イ 就学援助制度への十分な財政措置に関する国への働きかけ
・全国都道府県教育長協議会等のあらゆる機会を通じて、十分な財政措置が講じられるよう国に対する要望を継続

ウ 放課後児童クラブなどの開設時間延長や利用料減免に対する財政支援
・平日の18時以降も開設している放課後児童クラブ数 (H29)
7市町村 16箇所 (うち、国庫補助3市町村5箇所、県単独補助1市町村1箇所)
・県単独補助事業による利用料減免等への支援・補助先 (H29)
児童クラブ：9市町村、子ども教室：1市町村 ※全ての市町村に減免制度あり

取り組み②

ア 高等学校等就学支援金の支給
・H29年度に公立の高等学校に入学した高校生等の就学支援金受給資格認定申請書を受理 (H29.5.30 現在審査中)
※H28 実績 11,858名

イ 高校生等がいる低所得世帯への奨学給付金の支給
・H29年度の公立高等学校の合格者登校日に合格者全員に奨学給付金のリーフレットを配布
※H28 実績 2,764名

ウ 高校生等に対する無利子奨学金の貸与の推進
・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金事業の円滑な推進を図るための研修会を開催 (H29.4.12 実施 参加者：28校 33名)
・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、要件を満たす貸与希望者の申請を受理 (H29.4.28 募集終了)
※H28 実績 967名

取り組み③

ア 第3子以降の3歳未満児に係る保育料軽減・無料化への支援
・高知市を除く市町村において、多子世帯の保育料の軽減 (無料化) への助成 (全市町村、うち補助対象 30市町村)
・国に対して多子世帯に対する保育料の軽減の所得制限の緩和などについて提言を実施 (全国知事会 5/16 「緊急提言」)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●厳しい環境にある子どもたちも安心して過ごせる居場所づくりに向けて、保護者が長時間働く家庭や、経済的に厳しい家庭が利用しやすい環境整備を進めていく必要がある。

→市町村に対し、引き続き、保護者のニーズの実態の把握に努めることを促すとともに、取組充実の必要性や効果についての説明を重ね、働きかけていく。

取り組み②

●要件を満たす対象者全員に支給するために、引き続き制度の周知徹底を図る必要がある。

→機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。

取り組み③

●多子世帯の保育料の無料化は、子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、全国的にみても重要な課題となっている。

→早期実施に向け国への要望活動を引き続き行うとともに、多子世帯への保育料軽減 (無料化) を継続する。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

※計画における指標の設定なし

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 1 - (4)

高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化

対策の概要

社会的自立が困難な若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

いわゆるニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。

また、サポートステーションへの通所が困難な若者や、引きこもり・不登校などの若者に対して、出張相談や家庭訪問等のアウトリーチ型の支援を拡充します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア より多くの若者を若者サポートステーションの支援につなげる取組

- ・ 東部、中部、西部エリアの拠点化による支援体制の強化
従来の高知市、南国市の 2 か所の常設拠点を 3 か所（高知市、南国市、四万十市）に拡大

職員体制：常勤 15 名体制→常勤 17 名体制

機動力の強化：車両 7 台→9 台

- ・ サテライトの常設化による支援体制の充実
4 月新規登録者 25 名 (H28.4) → 37 名 (H29.4)
利用登録者数 208 名 (H29.4.1) ※累積登録者 2,029 名

- ・ 新たな支援体制の周知徹底

県連絡会 5/26

学校訪問 大方 4/17,5/1 宿毛 4/24,5/1 中芸 4/26 北・東工業 4/27

窪川 5/12

市町村訪問 香美市 5/1 室戸市 5/2 大月町 5/16 土佐市 5/22 四万十町 5/22

高等学校説明 校長会 4/14 教務主任会 4/20 教頭会 4/21

進路指導主事会 4/28 人権教育主任会 5/1

生徒指導主事会 5/25

中学校説明 生徒指導主事会 5/23

マスコミによる取材 (テレビ・新聞 5/19)

- イ 若者サポートステーションにおけるアウトリーチ型支援の拡充

- ・ 4 月延べ件数 出張相談：5、アウトリーチ：33

- ・ サテライトの常設化による送迎支援、訪問支援の充実 (H29.4~)
すさきサテライト、あきサテライト (週 1 回→週 5 日へ)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 支援体制を強化した若者サポートステーションを有効に活用するためには、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。

→市町村教委、各高校への訪問説明。中学校生徒指導主事会、指導事務担当者会、民生・児童委員総会等で事業の具体説明を行い広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図る。

- 新たな運営団体が加わったことに伴い、運営団体同士の連携や支援方法の共通化などにより、県内どこでも同じ水準の安定的・継続的な支援を受けられる体制をつくる必要がある。また、多様な若者に対し効果的支援を行えるよう支援関係者の質的向上に努める必要がある。

→若者サポートステーション職員の定例会での情報共有 (年 3 回) や勉強会 (2 ヶ月に 1 回程度) 開催により支援・指導方法・記録整理方法等にかかるスキルアップを図る。また、若者はばたけプログラム活用研修会等の開催により、若者支援の指導者と支援する人材を育成する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
若者サポートステーション利用者の進路決定率 (累積)	54.4%	%	55%以上

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 1 - (5)

ネット問題に対する県民運動の推進

対策の概要

各学校において情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。
また、保護者に対する啓発も強化することにより、学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用のためのルールづくりなどを県民運動として推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

学校での情報モラル教育を推進するとともに、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表を集めた児童会・生徒会交流集会を開催することにより、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。

また、ネット問題に関する県民フォーラム（平成 27 年 10 月 25 日開催）でのアピール（宣言）の周知を図るため、啓発リーフレット等の作成・配布等を行うとともに、ネット問題をテーマにした P T A 研修等を積極的に支援します。

こうした取組を通じて学校・家庭・地域におけるインターネットの適正な利用に向けたルールづくりにつなげます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 学校での情報モラル教育の推進

- ・情報モラルに関する教材の作成・提供（11 月予定）
CyKUT[※]、少年サポートセンターと教材づくりについて協議（年 10 回を予定）
1 回目：ネット上で児童生徒にとって危険と思われる状況について意見交換（参加者：CyKUT10 人、少年サポートセンター1 人、人権教育課 3 人）
※安全なサイバー空間の実現を目指し、高知県警と連携しながらサイバーパトロールや啓発活動などを行う高知工科大学生ボランティアグループ
- ・情報モラル教育実践事例集の活用推進
人権教育主任連絡協議会や校内研修にて活用方法を周知
小・中学校：中部管内（5/26 5/30）、西部管内（6/1）、東部管内（6/6）
高等学校・特別支援学校（5/1）

イ 小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者による交流集会の開催
・「高知家」児童会・生徒会サミット（10/29）の開催
児童生徒による運営のため「実行委員」（小 11 人、中 8 人、高 12 人）
実行委員会（6/11、7/16、8/20、9/24、10/15、11/26、12/17）
サミット終了後に学校の実態を調査（2 月）

ウ 啓発リーフレットの作成・配布等
・中高新入生全員に、「安全に使おう！ケータイ・スマホ（SNS 編）」を配布（4 月）
・「高知家」児童会・生徒会サミット実行委員会により啓発や校内での取組を呼びかけるリーフレットを作成・配付予定（児童生徒代表による実行委員会で検討）

エ ネット問題をテーマにした P T A 研修等への積極的な支援
・ P T A を対象とするネット問題をテーマにした研修の実施状況
小学校 10 校 中学校 6 校 県立学校 1 校から依頼（5 月現在）
※人権教育課指導主事等が講師となり実施
※H28 年度実績：小学校 20 校、中学校 5 校、県立学校 2 校 計 27 校

オ 学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用に向けたルールづくり
・上記ア～エによりルール作りを呼びかける

（参考）ネット関係ルール作りの取組状況（H28 年度人権教育に関するアンケート学校用より）

	児童会生徒会での取組	家庭でのルール作りの取組	何らかのルール作りをしている学校
小学校	12%	24%	31%
中学校	32%	33%	50%
高等学校	16%	22%	35%
特別支援学校	7%	14%	14%

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- ネットトラブルの課題（チャットや SNS 等）が短期間で変化する。
→ CyKUT の協力も得ながら、ネット問題に関する最新情報の収集を行う。
- 交流集会の開催に向けて、5 月に実行委員会のメンバーが決定したが、実行委員会が児童生徒の主体的な活動となるためには、一人一人が遠慮せずに意見を出せる状況をつくること、また、実行委員の思い・願いを結びつけ、まとめあげ、サミットにしっかり反映していくことが重要であり、そのことを踏まえて、実行委員会に関わる大人がしっかりサポートしていく必要がある。
→児童生徒一人一人が気兼ねなく発言できるよう、実行委員会の活動内容や進行方法の工夫について検討を行う。
- P T A を対象とするネット問題をテーマにした研修の実施については、課題意識をもっている P T A については対応できているが、課題意識がもてていない P T A も少なくないと思われる。
→ネット問題の現状や研修の実施等について、P T A や市町村教育委員会への広報活動（P T A 役員会を通じた周知など）を更に充実させる。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校の割合	・小：31.4% ・中：49.5% ・高：35.1%	・小： % ・中： % ・高： %	100%

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 2 - (1)

放課後等における学習の場の充実

対策の概要

小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、放課後子ども総合プランの推進により、地域と連携・協働して放課後等の学びの場の充実を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。

また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には、授業から一貫した個別指導が必要であるため、学習支援員を配置する場合には、授業から放課後までを一貫して担うものを配置することを基本として、拡充します。

さらに、一人一人の実態に応じた支援を行うために、効果的な指導方法の事例を収集し、市町村教育委員会や学校に周知します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 放課後等学習支援員の配置拡充

・ H29 年度（事業着手 3 年目）申請受付状況（H29.5.31 現在）※随時事業申請受付中
小学校：106 校 180 名、中学校：73 校 181 名（計 179 校 361 名）

〔うち A タイプ 小学校：8 校 16 名、中学校：5 校 11 名
B タイプ 小学校：98 校 164 名、中学校：70 校 170 名
※重複あり（中 2 校で両方のタイプを実施）〕

放課後学習支援事業で雇用される学習支援員は、下記の 2 タイプ

- ・勤務時間 4 時間までで授業への参画が不可の A タイプ
- ・勤務時間制限なしで授業への参画が可能な B タイプ（H28～導入・拡充中）

<参考>

H28 年度（事業着手 2 年目）配置実績

小学校：90 校 191 名、中学校：72 校 273 名（計 162 校 464 名）

〔うち A タイプ 小学校：50 校 118 名、中学校：37 校 166 名
B タイプ 小学校：41 校 73 名、中学校：44 校 107 名
※重複あり（小 1 校、中 9 校で両方のタイプを実施）〕

H27 年度（事業着手 1 年目）配置実績（A タイプのみ事業実施）

小学校：44 校 97 名、中学校：45 校 118 名（計 89 校 215 名）

・学習支援員の人材確保支援

学び場人材バンク

放課後等学習支援員を探している市町村（学校組合）情報と学び場人材バンク情報を突合し、人と学校のマッチングを実施中

大学生の活用

県内 4 大学で構成する「教師教育コンソーシアム」に、大学生の派遣について依頼中

高校生の活用検討

高等学校長会役員会（H29.5.10）に参加し、事業説明・協力依頼済
また、各高校への人材募集チラシの設置・配布を依頼済

退職教員への声かけ

「高知県教職員互助会（退職互助部）」の支部連絡協議会幹事会に参加し、事業説明・協力依頼を行うとともに、人材募集チラシの配布を依頼済

イ 授業から放課後までを一貫して担う学習支援員の配置拡充

・ H28：85 校 180 名 → H29：168 校 334 名
※上記「B タイプ」の配置状況

ウ 効果的な指導方法事例の市町村教育委員会・学校への周知

・特徴的、効果的な放課後学習支援を行っている小・中学校の取組事例集を作成中

C A 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

●学び場人材バンクのコーディネーターに相談・協議しながらマッチングを依頼しているが、勤務条件（地域・時間帯・指導内容）等を満たすことのできる就労可能な人材ストックが十分でない状況。

→学び場人材バンクのコーディネーターに対し、学習支援の可能な人材の増員（発掘）とマッチングの協力を要請していく。

●大学生の活用については、勤務地域（配置先の学校所在地）への通勤等の問題から、人材募集中の市町村・学校に勤務できないケースもある。（特に中山間地域の学校）

→大学生の宿泊施設を（市町村教育委員会が）準備することで、長期休業期間中の集中的な補充学習を実施する計画の実現に向けて「教師教育コンソーシアム」「市町村教育委員会」と調整していく。

●退職教員への声かけについては、過去に退職した教員は、年齢的なことや家庭の事情等から、「授業から放課後までを一貫して担う学習支援員」としての長時間勤務が難しいケースもある。

→「高知県教職員互助会（退職互助部）」には引き続き事業への協力依頼を行うとともに、これから退職を予定している教員への説明会等に参加し、事業説明や学習支援員募集中の市町村教育委員会の情報提供を行う。

※効果的な指導方法事例の市町村教育委員会・学校への周知については、8 月までに取組事例をまとめ、9 月以降全校配布の予定。また、各学校を訪問し、取り組みの改善を助言していく。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み②

高等学校において、義務教育段階の学力の定着に課題のある生徒に対して、個々の生徒の学力の状況に応じたきめ細かな指導を行うため、放課後や長期休業中の補力補習、チーム・ティーチングにおける指導補助などにあたる学習支援員の配置を拡充します。

取り組み③

放課後等における子どもたちの安全・安心な学びの場である放課後児童クラブや放課後子ども教室において、地域の多くの方々への参画を得て学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組が充実するよう支援します。

取り組み④

放課後等の学習の場における学習活動を充実させるため、子どもたち一人一人が使える教材等の購入を支援します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み②

ア 学習支援員の配置の拡充

- ・ H29 年度予算上の時間数 5,630 時間 (昨年度比 320 時間増)
- ・ 進学に重点を置く 5 校 (南を除く) 以外の 32 校 (市立 1 校を含む) に配置
- ・ H29 年 5 月 31 日現在 27 校延べ 67 名を配置済み

※学習支援員の内訳

H28 年度 32 校 108 名 (教員免許 あり : 80 名、なし : 28 名)

H29 年度 27 校 67 名 (教員免許 あり : 61 名、なし : 6 名) (5 月末現在)

取り組み③

ア 放課後児童クラブ・子ども教室における学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組充実への支援

- ・ 放課後児童クラブ・子ども教室において学習支援を行っている割合 (H28 調査) 学習支援*の実施率 : 98.0% (児童クラブ 100%、子ども教室 95.9%)
- 宿題の実施率 : 95.4% (児童クラブ 100%、子ども教室 90.5%)
- 予習・復習・自主学習の実施率 : 50.3% (児童クラブ 30.3%、子ども教室 71.4%)

※宿題その他何らかの学習支援の実施率

取り組み④

ア 放課後等の学習の場における教材等の購入への支援

- ・ 県単独補助事業による教材等の購入への支援・補助先 (H29) : 2 市町村

C A 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み②

- 中山間の学校を中心に、依然として学習支援員の確保に時間がかかる状況がある。
- 高校を卒業後地元に残る生徒や大学等に進学する生徒に対して学習支援員制度について紹介するとともに、地元の卒業生や大学生等への働きかけを引き続き行う。また、各学校の状況を分析し、退職教員や市町村への働きかけを検討していく。

取り組み③

- 市町村や学校によって学ぶ意欲の向上につながる学習活動の充実度に差がある。
- 市町村や各運営施設に対し、「運用の手引き/モデル事例集」を活用し、宿題・自主学習の取組などについて、訪問による助言や活動充実の働きかけを実施する。

取り組み④

- 学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる「放課後の学びの場」として活用し、子どもたちの学びを支援することが必要である。
- 市町村に対し、引き続き、取組充実の必要性や効果について理解を深めるための説明を重ね、働きかけていく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
放課後等学習支援員・学習支援員の配置校数【再掲】	・小 : 90 校 ・中 : 73 校 ・高 : 32 校	・小 : 校 ・中 : 校 ・高 : 校	・小 : 100 校以上 ・中 : 80 校以上 ・高 : 32 校
学習支援員配置校に占める授業から放課後までを一貫して担う学習支援員を配置した学校の割合	・小 : 47.2% ・中 : 58.3%	・小 : % ・中 : %	・小 : 100% ・中 : 100%

	H28	H29	H31 目標値
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において学習支援を行っている割合	97.7% ※H28当初計画へ -1	%	96%以上

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 2 - (2)

厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない

対策の概要

スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、子どもたちの学びの場への参加を促す取組の充実・強化を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

個々の子どもに寄り添い、解決に向けたきめ細かな支援を行いながら、子どもたちの登校や放課後の学びの場への参加等を促すため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置拡充
 ・SSW 配置数
 小・中学校 H28 : 29 市町村 62 人→H29 : 31 市町村 67 人
 ※未配置市町村 (東洋町、馬路村、安田町、大川村) にはチーフ SSW11 名 (市町村等の配置 SSW のうち、勤務経験が長く指導的な役割を果たすことができる人物を、東部 3 名、中部・高知市 5 名、西部 3 名委任) が対応
 県立学校 H28 : 13 校 14 人→H29 : 15 校 16 人

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●全ての公立学校において、SSW の支援が受けられる体制づくりはできたが、国の予算措置や勤務条件等の理由から、各学校において支援活動にあたることができる時間に制限があり、より一層の配置拡充が必要である。
 →SSW の安定雇用及び常勤化に向けた国の予算措置について、継続して要望を行う。
 ●専門性の高い人材の確保が困難であり、人材の必要数に対して対応できる人材が不足している。
 →県内の大学との連携を図りながら、人材の確保に努める。また、研修等を通して、人材の育成に努める。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

※計画における指標の設定なし

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 3 - (1)

地域全体で子どもを見守る体制づくり

対策の概要

学校支援地域本部の活動の充実を図るとともに、放課後子ども総合プランを推進することにより、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを進めます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

学校支援地域本部の活動において、地域の方々による登下校時の子どもたちへの声かけや交通安全指導、子どもたちと一緒に清掃活動などの取組を充実させることにより、子どもたちが多くの大人たちに見守られながら育つ環境を作り、子どもたちの規範意識や自尊感情を育みます。

また、豊富な知識・経験を持つ地域の方々にゲストティーチャーとして授業をしてもらう取組や地域の大人たちに絵本の読み聞かせを行ってもらう取組、また、子どもたちが地域行事に参加する取組等を充実させることにより、子どもたちの豊かな感性を育みます。

取り組み②

放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進し、子どもたちが地域の多くの方々に活動を見守られながら、安全で安心して過ごせる放課後の居場所を確保します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 学校支援地域本部における活動の充実

・年間活動回数（活動別）(H28→H29) :
 <H28 活動実績回数> <H29 活動予定回数>

	回数(延)	実施校数(実施率)			回数(延)	実施校数(実施率)	
		小学校	中学校			小学校	中学校
1 学習支援	6,348	66(83.5%)	32(76.2%)	1 学習支援	7,623	85(81.0%)	42(76.4%)
うち放課後学習	1,597	16(20.3%)	16(38.1%)	うち放課後学習	1,933	21(20.0%)	15(27.3%)
2 部活動支援	1,445	14(17.7%)	13(31.0%)	2 部活動支援	1,550	22(21.0%)	21(38.2%)
3 登下校安全指導	3,879	39(49.4%)	18(42.9%)	3 登下校安全指導	3,411	41(39.0%)	21(38.2%)
4 環境整備	762	46(58.2%)	21(50.0%)	4 環境整備	1,030	81(77.1%)	33(60.0%)
5 学校行事	684	46(58.2%)	25(59.5%)	5 学校行事	1,156	38(36.2%)	15(27.3%)
6 その他	1,451	37(46.8%)	13(31.0%)	6 その他	1,544	42(40.0%)	12(21.8%)
計	14,569	-	-	計	16,314	-	-

- ・学校支援地域本部設置校（小中 188 校）の活動内容充実に向けた方針決定（4 月）
- ・学校地域連携推進担当指導主事（教育事務所、高知市教委）による支援訪問活動により学校への助言を実施
 訪問等回数（5 月末）：141 回（対前年 4-5 月比 235%）
 （東部 23 回、中部 27 回、西部 42 回、高知市 49 回）
- ・市町村・関係機関等との協議・個別訪問による周知・啓発（生涯学習課）
 市町村教育長会議（4/19）、市町村教育長訪問（4/10,11,13,14,5/2,8,16）
 県立校長会、副校長・教頭会、地区別校長会（4/14,20,21,24,27,5/9）
 各学校長訪問（4/13,17,25,28,5/2,16）、県老人クラブ連合会役員会（4/18）
 県民生委員児童委員協議会連合会総会（4/25）
 県立高校での運営会議に参加（1 校）（5/16）

取り組み②

ア 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進

- ・設置数（H28→H29）： ※（ ）内はうち高知市
 児童クラブ H28：160（84）箇所→H29：168（89）箇所
 子ども教室 H28：147（39）箇所→H29：147（41）箇所
- ・児童クラブ・子ども教室設置率（H28→H29）：93.8%→94.8%
- ・活動状況実施率（H28 調査）
 学習支援（⑧～⑩のいずれか実施）：98.0%
 体験活動（②～④）：83.4%

支援活動の種類	児童クラブ (155カ所)	子ども教室 (147カ所)	支援活動の種類	児童クラブ (155カ所)	子ども教室 (147カ所)
① スポーツ活動	125 (80.6%)	119 (81.0%)	⑧ 宿題の実施	155 (100.0%)	133 (90.5%)
② 文化・芸術活動	26 (16.8%)	41 (27.9%)	⑨ 宿題に留まらない予習・復習、自主学習の実施	47 (30.3%)	105 (71.4%)
③ 地域住民との交流活動	20 (12.9%)	79 (53.7%)	⑩ 補習の実施	0 (0.0%)	2 (1.4%)
④ 体験活動	127 (81.9%)	67 (45.6%)	⑪ その他(⑧～⑩に当てはまらないもの 例:食育)	110 (71.0%)	20 (13.6%)
⑤ 親子で参加できるイベント	122 (78.7%)	32 (21.8%)	⑫ 災害時(地震等の発生時)対応マニュアル	74 (47.7%)	147 (100.0%)
⑥ 自由遊び	155 (100.0%)	133 (90.5%)	⑬ 避難訓練の実施	148 (95.5%)	80 (54.4%)
⑦ 読書(読み聞かせなど)	146 (94.2%)	102 (69.4%)	⑭ 使用している部屋等の安全点検	143 (92.3%)	114 (77.6%)
			⑮ 防災用ヘルメット、防災頭巾等を備えている	43 (27.7%)	55 (37.4%)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●平成 29 年度の計画では、学習支援を実施している学校は小・中学校ともに 7 割を超えており、6 つに分類した活動のうち 3 つ以上を組み合わせて実施している学校は 5 割を超えているが、年間活動回数が 50 回未満のところ約 1/3 あるなど、各学校の取組状況には差がある。また、学校が地域から支援を受けるだけでなく、パートナーとして地域と協働する取組への意識転換を図っていく必要がある。

→学校地域連携推進担当指導主事による学校訪問等により事業実施計画や学校経営計画への助言を行ったうえで、各学校支援地域本部事業状況調査票での活動内容の確認及びアドバイスを実施し、PDCA サイクルによる検証・見直しを進めながら、年度末に向けて、県として地域学校協働本部設置促進計画の策定・公表を行い、各本部における平成 30 年度事業の具体計画作成への支援等も行っていく。

取り組み②

●各放課後児童クラブや放課後子ども教室の学習支援や体験活動の充実度には差がある。

→市町村や各運営施設に対し、「運用の手引き/モデル事例集」を活用した訪問による助言や活動充実の働きかけを実施する。

●放課後児童クラブは、国が示す「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められている施設設備や面積、支援員数、児童の定員（おおむね 40 人以下）等の基準を満たしていないところは、平成 31 年度まで（経過措置期間）に対応する必要がある。

・登録児童数 46 人以上の放課後児童クラブ 80 箇所（51.6%） ※H28 国調査

→市町村の取組方針を確認し、国の基準を満たした適切な人員となるよう、放課後児童クラブを分割（増設）する場合や、老朽化等に伴い施設整備を行う市町村への財政支援を継続する。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み③

地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、学校支援地域本部や放課後子ども教室の活動に携わるボランティアの方々に、児童虐待やいじめなど子どもたちを取り巻く現状について理解を深めていただく取組を進めます。

また、全ての学校支援地域本部の活動に民生・児童委員の参画を得ることを目標として、地域や福祉関係機関との連携・協働による子どもの見守り体制づくりを推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み③

- ア 学校支援地域本部・放課後子ども教室のボランティアに子どもたちの現状について理解を深めてもらう取組の推進
 - ・H29 研修等年間計画の作成 (4月)
 - (年間計画) 防災研修 (安全・安心) : 3 箇所 (東部、中部、西部)
 - 発達障害児等支援研修 : 全 5 回 (6 月、9 月、10 月、11 月)
 - 高知県地域学校協働活動研修会 (生涯学習課・高知市内) (7 月、2 月)
 - 同 ブロック別研修会 (各教育事務所) (11~12 月)
 - 子育て支援員研修 (放課後児童コース) : 2 日間 (9 月)
 - 放課後児童支援員認定資格研修 : 全 2 日×2 会場 (9~11 月)
 - 障害児等受入研修 : 2 箇所 (東部、西部) (11 月)
 - 子どもの育ち研修 : 3 箇所 (東部、中部、西部) (12 月)
 - ・市町村・関係機関等との協議・個別訪問による周知・啓発 (生涯学習課)
 - 市町村教育長会議 (4/19)、市町村教育長訪問 (4/10,11,13,14,5/2,8,16)
 - 県立校長会、副校長・教頭会、地区別校長会 (4/14,20,21,24,27,5/9)
 - 各学校長訪問 (4/13,17,25,28,5/2,16)、県老人クラブ連合会役員会 (4/18)
 - 県民生委員児童委員協議会連合会総会 (4/25)
 - 県立高校での運営会議に参加 (1 校) (5/16)
- イ 全ての学校支援地域本部の活動に民生・児童委員の参画を得る取組
 - ・学校支援地域本部設置校 (小中 188 校) の活動内容充実と、うちモデル校 (7 校) における民生・児童委員との連携強化の取組に向けた方針決定 (4 月)
 - ・学校地域連携推進担当指導主事 (教育事務所、高知市教委) による支援訪問活動により学校への助言を実施
 - 訪問等回数 (5 月末) : 141 回 (対前年 4-5 月比 235%)
 - (東部 23 回、中部 27 回、西部 42 回、高知市 49 回)
 - ・モデル 7 校の決定 (4 月)
 - (赤野小、野市東小、稲生小、土佐町小・中、大月小・中、西部中、五台山小)
 - ・民生・児童委員への学校支援地域本部の周知・参画要請 (生涯学習課)
 - H28 : 役員会 (7/27)、児童部会 (8/5)、正副会長会 (1/18)、主任児童委員研修会 (3/2,7)、全市町村社協事務局長個別訪問 (1~3 月)
 - H29 : 県民生委員児童委員協議会連合会総会 (4/25)、学校地域連携推進担当指導主事 (教育事務所、高知市) による市町村単位での説明 (4 月~)
 - ・モデル 7 校の取組支援開始 (5 月~)

C **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み③

- これまでの放課後児童クラブや放課後子ども教室の支援員等を対象とした子どもの発達等を理解するための研修については、より理解を深められる内容への工夫と、研修機会の拡大が必要である。
 - また、学校に関わる地域コーディネーターや地域ボランティアなど地域の多様な方に対し、各自が参加できる時間帯など生活スタイルに応じた研修機会を個別に設定する必要がある。
- 支援員等を対象とした研修では、より理解が深まるようステップアップ形式での研修を充実するとともに、支援員同士が実例を持ち寄り意見交換が図られるよう、研修内容を工夫していく。
 - また、地域コーディネーターや地域ボランティアを対象とした研修開催について、まずは、地域学校協働本部のモデル校 7 校の学校区において、地域や学校、PTA 主催の研修会の場などを活用した研修実施の提案や地域の実情に応じた機会を設定して取り組み、より良いやり方を見極めていく。
- 全ての学校支援地域本部において民生・児童委員の参画を得るためには、更に小単位での広報・要請活動が必要となる。また、厳しい環境にある子どもたちを支援していくためには、学校と民生・児童委員の関係性を一段深めた取組を進める必要があり、特に、地域学校協働本部のモデル校に対し伴走型の支援を行い、成功事例に導くとともに支援ノウハウを獲得し、次年度へつなげていくことが要となる。
- 民生・児童委員に対し、市町村単位での説明を展開し、学校支援地域本部の周知、本年度の実施校の情報、赤岡小学校での民生・児童委員の活動事例の説明を行い、全ての学校支援地域本部で活動へ参画するよう要請していく。
- 地域学校協働本部のモデル 7 校に対し、学校地域連携担当指導主事と生涯学習課が連携し、学校訪問等により、学校と地域の協議の場の設置支援や、民生・児童委員と学校との連絡会の開催支援を行い、月毎の状況確認等も行いながら、支援ノウハウを獲得し、年度内には、モデル校協力のもと事例集を作成・全校配布を行い、次年度以降の拡大展開へつなげていく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数【再掲】	14,296 回	回	15,000 回以上
民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合	47.1% (H28.12 月)	%	100%

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 3 - (2)

専門人材、専門機関との連携強化

対策の概要

多様な相談に対する窓口になるとともに、課題の解決まで相談者に寄り添うワンストップ＆トータルな支援を行うことができるよう、心の教育センターの体制を強化します。
また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、関係機関との連携により非行防止の取組などを進めます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築し、子どもや家庭が抱える課題への多様な支援の充実を図ります。

取り組み②

県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ＆トータルな支援を行います。

取り組み③

心の教育センターにおいて、幅広い教育相談を受け付けるワンストップ機能を高めるとともに、課題解決に向けて関係機関の専門性を生かすコーディネート機能を高めるため、県内における各種相談窓口や児童・青少年支援機関との連携を強化します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置拡充

・ SC 配置数 (H28→H29)

スクールカウンセラー

小学校 166 校 (85.6%) → 194 校 (100%)

中学校 107 校 (100%) → 107 校 (100%)

高等学校 36 校 (100%) → 36 校 (100%)

特別支援学校 14 校 (100%) → 14 校 (100%)

・ SSW 配置数 (H28→H29)

小・中学校 29 市町村 62 人 → 31 市町村 67 人

※未配置市町村 (東洋町、馬路村、安田町、大川村) にはチーフ SSW11 名 (市町村等の配置 SSW のうち、勤務経験が長く指導的な役割を果たすことができる人物を、東部 3 名、中部・高知市 5 名、西部 3 名委任) が対応

県立学校 13 校 14 人 → 15 校 16 人

・ SC への相談件数 (H28→H29)

小学校 40,891 件 → H29 月締め報告 5 月末現在分は 6 月中旬頃集計

中学校 33,412 件 → "

高等学校 11,905 件 → "

特別支援学校 3,060 件 → "

取り組み②

ア 心の教育センターへの高度な専門性を持つ SC・SSW の配置

・ 配置数 7 名 (SC: 5 名、SSW: 2 名)

・ 緊急対応チームの派遣や緊急を要する案件への対応延べ件数 10 件

イ 相談を一元的に受理し課題解決まで寄り添うワンストップ＆トータルな支援

・ 来所相談・出張相談 (H29 年 5 月末現在)

受理件数 H28: 107 件 → H29: 101 件 (前年同月比 94.4%)

延べ件数 H28: 363 件 → H29: 353 件 (前年同月比 97.2%)

・ 電話相談・メール相談 (H29 年 5 月末現在)

電話 H28: 160 件 → H29: 226 件 (前年同月比 141.3%)

メール H28: 33 件 → H29: 32 件 (前年同月比 097.0%)

・ 関係機関と連携した支援 支援会延べ 21 件 (H29 年 5 月末現在)

取り組み③

ア 各種相談窓口や児童・青少年支援機関との連携強化

・ 教育支援センター連絡協議会 (5/8) 参加者: 21 機関 35 名

<主な内容>

教育支援センターの役割について、課題別グループ協議 (学校との連携、卒業後の進路 など)

・ 教育相談関係機関連絡協議会 (5/31) 参加者: 8 団体 8 名

<主な内容>

関係機関相互の連携の在り方 (事象のつながり方、個人情報の取り扱い など)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

● 全ての公立学校において、SC 及び SSW の支援が受けられる体制づくりはできたが、国の予算措置や勤務条件等の理由から、各学校において支援活動にあたることができる時間に制限があり、より一層の配置拡充が必要である。

→ SC 及び SSW の安定雇用及び常勤化に向けた国の予算措置について、継続して要望を行う。

● 専門性の高い人材の確保が困難であり、人材の必要数に対して対応できる人材が不足している。

→ 県内外の大学に協力を求めながら、人材の確保に努める。また、研修等を通して、人材の育成に努める。

取り組み②

● SC の配置増により相談受理件数は増加しているが、潜在的な相談・支援のニーズはまだあると考えられる。

→ 各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。

取り組み③

● 各関係機関と心の教育センターとの関係性は強まってきているが、より効果的な支援ができるようさらに連携が必要である。

→ 教育相談関係機関連絡協議会等で個人情報の取り扱いや関係機関相互の事象のつながり方について協議を進め、迅速な連携や効果的な支援を行っていく。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み④

各市町村の要保護児童対策地域協議会において、子どもたちへの支援策を検討する際に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが参加することにより、効果的な支援につなげられるよう取り組みます。

取り組み⑤

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが各地域に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの指導や助言に当たります。

取り組み⑥

「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、知事部局、教育委員会、警察本部が連携して、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」の3つの対策を推進することにより、少年非行を防止していきます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み④

- ア 要保護児童対策地域協議会への SC・SSW の参加
- ・要保護児童対策地域協議会への参加協力依頼があった場合、積極的に参加することを SC 及び SSW 対象の研修会で依頼する。

取り組み⑤

- ア SC・SSW の支援力向上を図る研修
 - ・ SC 等研修会 (4/6) 88 名 「活動方針、留意事項について」
 - ・ SSW 等研修講座 (年 6 回実施予定)
 - ・ 教育相談体制の充実 (チーム学校) に向けた連絡協議会 (8 月に 6 回実施予定)
 - ・ SSW 初任者研修 (4/28) 11 名 「事業説明、SSW についての基礎知識」 (第 2 回目は 10 月予定)
 - ・ SSW 研修協議会 (6 月予定)
 - ・ SSW 地区別スーパーバイズ (11 月以降 5 回実施予定)
- イ 心の教育センターのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる各地域に配置したスクールカウンセラー等の指導・助言

取り組み⑥

- ア 知事部局、教育委員会、警察本部が連携した予防・入口・立ち直り対策の推進による少年非行の防止

C **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み④

- 従来の定期的な活動報告では、実態を把握することができず、現状での正確な参加状況が把握できていない。
- 活動実態の把握方法を検討し、参加の推進を図る。

取り組み⑤

- 研修計画に基づいた取組ができているが、より一層、人材の育成に努める必要がある。
- 研修に係る予算の確保と市町村の実態及び SSW の知識や技能のニーズに応じた研修テーマを設定し、研修内容の充実を図る。

取り組み⑥

-
-

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
スクールカウンセラーの配置校数・配置頻度【再掲】	・小：166 校 (85.6%) ・中：107 校 (100%) ・高：36 校 (100%) ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 46.7% ・特：14 校 (100%)	・小： 校 (%) ・中： 校 (%) ・高： 校 (%) ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 % ・特： 校 (%)	・小：100% ・中：100% ・高：36 校 (100%) ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 100% ・特：14 校 (100%)
スクールソーシャルワーカーの配置状況【再掲】	【小・中】 ・29 市町村 【高・特】 ・高：10 校 ・特：03 校	【小・中】 ・ 市町村 【高・特】 ・高： 校 ・特： 校	【小・中】 ・全市町村 【高・特】 ・高：16 校 ・特：5 校
心の教育センターの相談支援件数 (来所・電話・メール・出張・巡回相談)	・延べ 3,135 件 (H29.2 月)	・延べ 件	・延べ 3,700 件以上

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 4 - (1)

運動・スポーツの機会の提供

対策の概要

地域のスポーツに関わる人材や総合型地域スポーツクラブ等の協力のもと、学校と地域が連携し、子どもたちが運動する機会の充実を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

地域のスポーツに関わる人材の協力による運動部活動の充実や、総合型地域スポーツクラブと学校との連携により、子どもたちが日常的に運動やスポーツに触れる機会の拡大を図ります。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 地域人材の協力による運動部活動の充実
 - ・外部指導者等の派遣の拡充 (H29 年度 計画ベース)
 - 中学校： 35 校 56 名 (うち医科学サポーター1 名) 延べ 87 部
 - 県立学校： 19 校 43 名 (うち医科学サポーター1 名) 延べ 61 部
 - ※H28 年度派遣実績
 - 中学校： 33 校 49 名 延べ 73 部
 - 県立学校： 21 校 40 名 (うち医科学サポーター2 名) 延べ 41 部
 - ・運動部活動の指導が可能な外部人材のリスト化・マッチングの実施
 - 総合型スポーツクラブ、市町村、競技団体等に働きかけて、外部人材のリストを作成中
- イ 総合型地域スポーツクラブと学校との連携
 - ・県内の全総合型地域スポーツクラブに対して、中学校・高等学校における運動部活動の外部指導者として派遣可能な人材の調査 (調査 5 月、集計 6 月)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 外部人材の活用は、昨年度と比較すると増加しているが、医科学サポーターの派遣等について、周知が十分ではない。
- さらなる拡充に向けて、今後作成する外部人材リストを各市町村や県立学校に情報提供し、活用を促進する。また、日常的に運動やスポーツに触れる機会の拡大に向けた、総合型地域スポーツクラブと学校との関係について、スポーツ課と連携を図りながら対応策を検討していく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

※計画における指標の設定なし

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 4 - (2)

保護者に対する啓発の強化

対策の概要

子どもの頃からの健康的な生活習慣づくりや子どもの生活環境の改善に向け、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援するとともに、スクールカウンセラーなどの配置拡充により相談支援体制の充実を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援します。

取り組み②

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもたちの食生活をはじめとする生活環境を改善するための相談支援体制を充実させます。

取り組み③

小学校から高等学校までの系統的な健康教育の副読本を活用し、子どもや保護者等の健康的な生活習慣に関する意識を高めます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会の開催支援
 - ・ 3歳児保護者への保護者用パンフレットの配付及び学習会開催等の周知
パンフレット配付 保育所・幼稚園等 322 か所
 - ・ 取組強調月間の実施 (6・11月予定)
啓発ポスターの作成・配付 保育所・幼稚園等 476 施設
 - ・ 基本的な生活習慣に関する調査の実施
夜 10 時まで寝る 3 歳児の割合 (12 月予定)
保育所・幼稚園等の 3 歳児保護者対象に抽出調査の実施 (6 月・12 月予定)

取り組み②

- ア スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置拡充
 - ・ SC 配置数 (H28→H29)

小学校	166 校 (85.6%)	→	194 校 (100%)
中学校	107 校 (100%)	→	107 校 (100%)
高等学校	36 校 (100%)	→	36 校 (100%)
特別支援学校	14 校 (100%)	→	14 校 (100%)
 - ・ SSW 配置数 (H28→H29)

小・中学校	29 市町村 62 人	→	31 市町村 67 人
未配置市町村にはチーフ SSW (11 名) が対応			
県立学校	13 校 14 人	→	15 校 16 人
 - ・ SC への相談件数 (H28→H29)

小学校	40,891 件	→	H29 月締め報告 5 月末現在分は 6 月中旬頃集計
中学校	33,412 件	→	"
高等学校	11,905 件	→	"
特別支援学校	3,060 件	→	"
 - ・ SSW 支援対象児童生徒数 (H28→H29)

小学校	1407 人	→	H29 活動状況は学期ごとに提出予定
中学校	1305 人	→	"
高等学校	364 人	→	"
特別支援学校	115 人	→	"

取り組み③

- ア 健康教育の副読本を活用した子どもや保護者への健康的な生活習慣の啓発
 - ・ 全学校への副読本の配付及び活用の依頼 (5 月)
 - 小学校：中学年用、高学年用 中学校：1 年生用、3 年生用
 - 高等学校：1 年生用
 - ※H28 年度 副読本の活用状況
 - 小学校：98% 中学校：95%
 - 高等学校：全日 100%、定時制・通信制・単位制 94%

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 生活習慣に関する学習会の実施及び、生活リズムチェックカレンダーを活用した取組が全園にまで広がっていない。
- 昨年度取組が難しかった園については、市町村主管課や園に連絡を入れるなど、学習会の実施及び生活リズムチェックカレンダーを活用した取組が促されるようにする。

取り組み②

- 全ての公立学校において、SC 及び SSW の支援が受けられる体制づくりはできたが、国の予算措置及び人材の確保の面から、各学校において支援活動にあたることのできる時間に制限があり、より一層の配置拡充が必要である。
- SC 及び SSW の安定雇用及び常勤化に向けた国の予算措置について、継続して要望を行う。また、高い専門性を有する人材を確保するために、県内外の大学に協力を求めながら、人材の確保に努める。

取り組み③

- ほぼ全ての学校で健康教育副読本の活用が定着したので、今後はより効果的な活用を促進する必要がある。
- 学校保健課題解決協議会チーム会において、より効果的な活用について検討し、ホームページ等で公開するとともに、研修会 (平成 30 年度開催予定) での発表に向けた準備を行う。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合【再掲】	・小：87.3% ・中：81.1% ・高：80%	・小： % ・中： % ・高： %	・小：90%以上 ・中：85%以上 ・高：85%以上

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 4 - (3)

欠食がみられる子どもへの支援

対策の概要

食生活の面で厳しい状況にある子どもたちとその家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて福祉部門との連携を図ります。
また、欠食状況にある子どもたちに対する、地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

欠食がみられるなど食生活の面で厳しい状況にある子どもを学校などで把握した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、子どもやその家庭の状況の把握に努め、課題に応じて要保護児童対策地域協議会や児童相談所などの福祉部門と連携して課題の解決にあたります。

取り組み②

家庭の厳しい経済状況等を背景とした欠食状況にある子どもたちに対する地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア スクールカウンセラー (SC)・スクールソーシャルワーカー (SSW) と連携した食生活が厳しい子どもとその家庭の状況把握
 - ・家庭環境に問題がある児童生徒への支援実績 (SSW)
 - H28 : 839 件 (27%) → H29 : 各学期末に活動報告提出予定
- イ 要保護児童対策地域協議会や児童相談所等と連携した課題解決
 - ・児童虐待に関する校内研修を年 1 回以上実施することについて依頼文書を発出 (4/20)
 - ・各学校等から要保護児童対策地域協議会や児童相談所への報告、相談等が円滑に行われるような体制の維持、推進をする。

取り組み②

- ア 地域のボランティア等による食事提供活動への支援
 - ・食事提供活動を行うボランティアの募集 (4 月～)
 - 応募状況 (5 月末時点) : 1 団体
 - ・実施ボランティア団体の決定及び食材、食育資材等の配布開始 (6 月予定)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- SC 及び SSW が、広く情報の収集に努め、的確に判断できるように対応力の向上に努める必要がある。
- SC 及び SSW の活動時間を増やすことにより、より広く情報収集、分析、支援ができるように、予算措置の要望も含めた体制づくりに努める。また、対応力の向上を図るための研修会を実施する。
- 毎年、各学校で校内研修を実施しており、要保護児童対策協議会や児童相談所との連携を図ることについて、一定の周知理解を進めることができている。
- 校内研修の取組を継続し、連携の必要性についての理解を進めるとともに、該当事案を把握した際の対応を確認する。

取り組み②

- ボランティア団体の募集を行ったが、応募が少ない状況にある。
- 社会福祉協議会等へ事業説明を行い、追加募集を行う。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

※計画における指標の設定なし

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 5 - (1)

保育者の親育ち支援力の強化

対策の概要

日常的・継続的に親育ち支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

保育所・幼稚園等において、多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに対し保護者に寄り添った適切な支援が行われるようにするため、管理職のリーダーシップのもと、保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組むための体制づくりを促進します。

取り組み②

保育者が親育ち支援の必要性や保護者への関わり方などについて理解を深め、日常的・継続的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。また、より多くの保育者が研修に参加できるように、市町村単位による研修を実施するとともに、代替保育者の確保について支援します。

取り組み③

保育所・幼稚園等における親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、その保育者が役割を十分果たすことができるよう研修等を充実させます。また、中核となる保育者同士が情報交換や地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域ブロック内で交流を深める取組を支援し、交流を通して培われた知見を基に、全ての保育所・幼稚園等において中核となる保育者が園内の保育者を対象に研修を行うことを促進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 管理職のリーダーシップのもと、保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組む体制づくりの促進
 - ・保育者研修におけるガイドラインの活用
 - 保育者研修の実施：講話 4 園（5 月末実績見込）
 - テーマ：親育ち支援の充実に向けて

取り組み②

- ア 保育者の親育ち支援力向上のための研修の充実
 - ・保育者研修の実施：講話 4 園（5 月末実績見込）
 - ・親育ち支援講座の実施：（8/8 安田町 8/25 四万十市 9/5 高知市）
- イ 研修参加のための代替保育者確保への支援
 - ・保育士に加えて、保育士の業務を補助する子育て支援員についても、福祉人材センターへの登録を促し、人材センターの機能を強化。

取り組み③

- ア 親育ち支援の中核となる保育者の資質向上に向けた研修の充実
 - ・親育ち支援実践交流会（8/3 須崎市）
- イ 中核となる保育者同士の情報交換・課題別研修など地域ブロック内での交流支援
 - ・親育ち支援保育者専門研修（全 5 回）の実施（西部地区：6 名）：6/1
 - ・親育ち支援地域別交流会の開催（東部 1 G：7/11、東部 2 G：7/19、中部 1 G：7/27、中部 2 G：7/20、中部 3 G 6/16）
- ウ 中核となる保育者による園内研修の促進
 - ・各園における実施状況を 8 月末を目途に取りまとめ予定

C **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 親育ち支援の研修を受けた中核となる保育者等の理解は進んでいるものの、親育ち支援に園全体で取り組むことの必要性が十分理解されていない。
- ガイドライン等を用いながら、それぞれのキャリアごとに行う保護者への支援について振り返り、親育ち支援園で鳥君ことの重要性を、研究等を通じて知らせる。

取り組み②

- 親育ち支援の研修を受けた中核となる保育者等の理解は進んでいるものの、親育ち支援に園全体で取り組むことの必要性が十分理解されていない。
- ガイドライン等を用いながら、保護者への支援について振り返り、園全体で取り組むことの重要性を、研究等を通じて知らせる。また、保育者の親育ち支援講座への参加が促されるよう、各種研修会等の機会を通じて周知する。

取り組み③

- 専門研修等を通じて、親育ち支援の必要性や、支援に組織的に取り組むことの重要性については理解されてきているものの、実際の園内研修の内容を見ると、園の課題解決にまでつながっていない場合があるなど、園によって差がある。
- 中核となる保育士が園の課題に合わせた園内研修ができるよう、指導主事等が園訪問を行い支援する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
園内で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合	—		100%

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 5 - (2)

保護者の子育て力向上のための支援の充実

対策の概要

良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させるとともに、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、講話や行事等への保護者の参加を促進するため、講話等を就学時健診の機会をとらえて実施するなど参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。

取り組み②

配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。【再掲】

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 保育所・幼稚園等での保護者の理解を深める講話やワークショップの開催
 - ・保護者研修の実施：講話 3 回（5 月末実績見込）
- イ 就学時健診における講話など、講話や行事等への保護者の参加促進
 - ・就学時健診における保護者講話の実施について校長会で周知
4/20 西部、4/24 東部、4/27 中部、5/10 土佐市
- ウ 保育者と保護者との円滑なコミュニケーション・相互理解を深める取組の推進
 - ・保護者の一日保育者体験新規実施園（予定）
補助対象：6 市 8 園・対象外：6 市 14 園
 - ・継続実施園 44 園（5 月末現在）

取り組み②

- ア 家庭支援推進保育士等による個別支援の充実
 - ・家庭支援推進保育講座の開催：2 回（6・12 月予定）
対象世帯の確認、家庭支援の記録及びチェックシートの活用の周知
- イ 保護者の保育所・幼稚園等の行事への参加促進
 - ・保護者研修の実施：3 回（5 月末実績見込）
 - ・3 歳児保護者への保護者用パンフレットの配付及び学習会実施等の周知
パンフレット配付 保育所・幼稚園等 322 か所
 - ・基本的生活習慣取組強調月間の実施（6 月・11 月予定）
啓発ポスターの作成・配付 保育所・幼稚園等 476 施設
 - ・基本的生活習慣に関する調査の実施（12 月予定）
保育所・幼稚園等の 3 歳児保護者対象に抽出調査の実施（6・12 月予定）

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 保護者の参加率が高い就学時健診の場を活用した講話の実施拡大を図っているが、就学時健診は特定の時期に集中するため、職員の派遣が困難な場合がある。
- 市町村の主管課等と調整し、就学時健診での講話の実施計画を作る。

取り組み②

- 家庭支援推進保育士の配置が難しい園がある。
- 記録等を活用して、園長・主任・担任等が組織的に取り組むことの重要性を助言する。
- 各園において、子どもに関する行事等への保護者の参加率は高いが、子どもが参加しない保護者研修については、参加が低い傾向がある。
- 子どもと一緒に参加できる企画や知らない保護者同士でも安心して参加できる仕組みにより参加を促し、様々な家庭環境を想定した研修内容にするなど、保護者の興味・関心を引くよう工夫する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
夜 10 時までに寝る幼児の割合（3 歳児）	92.1%		90%以上
親育ち支援保護者研修の参加者数及び参加率	1,416 人 (H29.1 月) 42.9% (上半期)		1,400 人以上 60%以上

基本方向 2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

対策 5 - (3)

保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実

対策の概要

保育所・幼稚園等と小学校、地域等との連携を図り、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、子ども一人一人の支援計画の作成や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターと、家庭訪問や地域との連携等を担当する家庭支援推進保育士の配置を拡充します。家庭支援推進保育士の配置拡充に向けては、市町村と福祉人材センターとの情報交換を促進し、保育士や幼稚園教諭の資格や免許を持っているものの保育所・幼稚園等で勤務していない潜在保育士の活用を増やします。

取り組み②

厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築します。

取り組み③

地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催などさまざまな交流事業が展開されることを支援します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 支援計画作成や小学校への円滑な接続支援を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置拡充
 - ・H28：10市12名 → H29：9市10名
- イ 家庭支援推進保育士の配置拡充
 - ・H28実績：61名（公立41名、私立20名）
 - H29計画：61名（公立44名、私立17名）
 - ・私立施設への配置拡大に向けて補助要件を見直す（市町村負担を求めない）など補助制度を改正
- ウ 家庭支援推進保育士の確保における潜在保育士の活用
 - ・福祉人材センターに配置されているコーディネーターが、登録されている潜在保育士へのアプローチを実施

取り組み②

- ア 保育者とスクールソーシャルワーカーが連携し、5歳児とその保護者に生活環境等の改善に向けた助言・指導を行う仕組みの構築
 - ・H29：9市12人
 - ・ガイドライン説明会において、「家庭支援の記録」及び「チェックシート」の活用周知（5会場498人）

取り組み③

- ア 保育所・幼稚園等で保育者や地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりの推進
 - ・多機能型保育事業所の設置
 - H28：2箇所→H29：15箇所（計画）
 - ・多機能型保育事業所の設置に向けて関係各所と協議
 - 保育所個別訪問（9箇所）、市町村協議（高知市、室戸市、佐川町）
- イ 子育て相談、子育て教室などさまざまな交流事業の展開への支援
 - ・継続保育事業所との協議（今後の方向性・事業計画等の確認）2ヶ所

C(A) 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 保育所・幼稚園等の保育士等に支援を実施できる人材確保が引き続き課題となっている。
 - 市町村と連携し、教員（小学校）や保育士（園長）のOB等の人材を活用し、親育ち・特別支援保育コーディネーターを配置拡充する。
- 補助制度改正の周知の遅れ等もあり、私立施設への配置拡大につながっていない。
 - 市町村訪問を行い、制度の活用を促し、配置拡大を図る。
- 家庭支援推進保育士として配置しても、待機児童の解消に向けた基準配置が優先され、通常の保育士としての配置となることから、継続した支援が行われない場合がでてくる。
 - 市町村と福祉人材センターとの情報交換を行い、潜在保育士の求職状況等の情報を提供する機会を増やす。

取り組み②

- 学校におけるSSWの活動が多忙で活動を広げることが困難
 - 各園での「家庭支援の記録」及び「チェックシート」の活用の周知徹底を図るとともに、市町村訪問を行い、SSWの活動の拡大を促す。

取り組み③

- 事業実施にあたっては、外部の人材を地域連携コーディネーターとして配置することを求めているが、人材の確保が難しい。
 - 市町村や関係団体とともに事業趣旨・必要性については理解を示している。引き続き、コーディネーターの配置について調整を行い、候補施設が事業を実施できるよう支援する。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数	10市町村12人	市町村 人	24市町村30人
家庭支援推進保育士の配置人数	61人（H29.2月）	人	93人
家庭支援推進保育士配置園における家庭支援の計画・記録の作成率	—	%	100%
多機能型保育事業所の設置数	—	箇所	40箇所

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策 (1)

保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立

対策の概要

幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを策定し、全ての園における活用を促進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育て支援の在り方等を示したガイドラインを新たに策定します。

取り組み②

策定したガイドラインの周知・徹底を図るため、県内各地域で説明会を開催するほか、市町村等の園長代表者会や教育センターでの管理職研修等において説明し、活用を促進します。

また、幼保支援アドバイザー・指導主事の直接訪問等により周知を図り、全ての園において活用されるよう取り組みます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア ガイドラインの策定
 - ・ H28.12 月策定、H29.2 月配付
 - H28 配付：正規職員・臨時職員（4,834 冊）
 - 市町村主管課・教育事務所等（45 冊）
 - ・ H29 追加配付：265 冊

取り組み②

- ア ガイドライン説明会の開催（参加者数 498 名、所長・園長を含む保育者）
 - ・ 4/20 須崎市（101 名）、4/21 田野町（34 名）、4/24 四万十市（57 名）、4/26 南国市（110 名）、4/28 高知市（196 名）
 - ・ 自己課題発見シート、キャリアステージにおける資質・指導力チェックシート等の活用の仕方についての説明及び意見交換
- イ 管理職研修等での説明（教育センター研修を通じて実施）
 - ・ 5/11 所長・園長研修 I - 1
 - ・ 5/18 主任・教頭研修 I - 1
 - ・ 5/23 基礎研修 II - 1
- ウ 各園への直接訪問等による周知
 - ・ 指導主事、アドバイザー等による研修支援
 - 市町村園長会：2 回（4/14 宿毛市：10 名、5/18 安芸市：8 名）
 - 保育所・幼稚園等：2 回

C **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

取り組み②

- ガイドライン説明会では多くの園から参加があったが、ガイドラインの趣旨を理解し、資質・指導力向上を実感できる活用に結び付けるためには、全ての保育者の理解を深め、各園の実態に合わせた実施につなげていくことが必要である。
- ガイドラインの内容及び効果等について、各保育所・幼稚園等に対して、幼保推進協議会を通じて周知を図る。また、取組の弱い園については、個別に研修支援を行っていく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合	—	%	80%以上

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策 (2)

保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化

対策の概要

園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有し、方向性を合わせて取り組むなど、管理職を中心に組織マネジメントが効果的に機能するよう訪問指導等の支援を行います。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、ガイドラインに基づいた教育・保育がチームとして実践されるよう、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

取り組み②

組織的・計画的な園の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援を充実させるとともに、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 各園への訪問指導等の充実
 - ・幼保支援アドバイザー等*による訪問指導の状況
 - 支援内容：保育内容についての指導・助言
 - 園内研修支援：14回（5月末実績見込）
 - ブロック別研修支援：12回（5月末実績見込）
 - ※幼保支援スーパーバイザー2名、幼保支援アドバイザー12名
 - 元保育所・幼稚園・認定こども園長等

取り組み②

- ア 園内研修の中核的な役割を担う保育者の育成
 - ・ブロック別研修会公開保育でのミドルリーダー（ミドル研修1・2年次の受講者）によるグループ協議の運営
 - ブロック別研修会（公開保育）：13回 13園（予定）
 - ・前年度ブロック別研修会実施園でのミドルリーダー（ミドルフォローアップ研修基本・発展コースの受講者）による運営
 - 公開保育：4回 4園（予定）

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 保育・教育の質の向上を図るための園内研修の必要性を感じていない園や市町村が依然としてある。
- 園内研修支援やブロック別研修支援を通して園内研修の継続につながるよう働きかけるとともに、ガイドライン研修会や新幼稚園教育要領および新保育所保育指針説明会等の集合研修の機会にも園内研修の必要性の周知を図る。

取り組み②

- 園内研修の企画・運営を行うミドルリーダーの育成において、実務経験が必要であるが、その機会の提供が十分でない。
- ブロック別研修会等で実施する公開保育の日数の増加と周知を図り、研修参加者を増やすことにより、ミドルリーダーのスキルアップを図る。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
園内研修及びブロック別研修の実施回数	・小：72.3% ・中：71.6%	・小： % ・中： %	・小：80%以上 ・中：70%以上
園評価の実施率	・小：46.2% ・中：53.1%	・小： % ・中： %	・小：75% ・中：80%

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策 (3)

保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化

対策の概要

研修の体系や内容の見直しを行い、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の強化を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、キャリアステージに応じて身に付けるべき力をより詳細に示した指標を作成します。また、これに基づき、研修体系を初任者、中堅者、管理職といった職責に応じた形に見直すなど、研修の更なる充実を図ります。

取り組み②

保育者が研修に参加しやすくなるよう、代替保育者の確保について支援します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア キャリアステージに応じて身に付けるべき力を示した指標の作成
 - ・保育者育成指標の作成：H28.12月
- イ 研修体系の見直し
 - ・保育士等のキャリアパスに係る研修体系等についての情報収集
 - 4.1 厚生労働省通知文「保育士等のキャリアパス研修の実施について」
 - ・組織体系についての講師との打ち合わせの実施
 - 4/11 第1回

取り組み②

- ア 研修実施に係る代替保育者の確保への支援
 - ・保育士に加えて、保育士の業務を補助する子育て支援員についても、福祉人材センターへの登録を促し、人材センターの機能を強化

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 厚生労働省から保育士等のキャリアパス研修について通知があったものの、文部科学省から幼稚園教諭等の研修体系について示されていない。
- 平成 30 年度に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の保育者育成指標を踏まえた研修体系・内容の見直しを 10 月までに行う。また、国の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」と合わせた研修体系の構築に向けて検討し、平成 30 年度から実施する。

取り組み②

- 福祉人材センターの機能強化と積極的な活用を図る必要がある。
- 市町村と福祉人材センターとの情報交換を行い、潜在保育士及び子育て支援員の求職状況等の情報を提供する機会を増やす。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	基礎研：42.3% 主任・教頭研：47.2% 所長・園長研：38.5%	基礎研： 主任・教頭研： 所長・園長研：	基礎研：80%以上 主任・教頭研：80%以上 所長・園長研：80%以上

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策 (4)

保幼小の円滑な接続の推進

対策の概要

市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、市町村の保幼小接続期実践プランの作成を促進するとともに、その実践を支援します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

各市町村における保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる県版保幼小接続期実践プランを作成します。その上で、市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会を開催するなど、地域の実態に応じた市町村の接続期実践プランの作成を支援します。

なお、接続期実践プランが完成するまでの間は、小学校と保育所・幼稚園等とが連携・協働して行う研修や交流等がより活発化するよう助言・指導を行います。

取り組み②

各市町村において作成された接続期実践プランに基づいて保幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等を行います。

取り組み③

各小学校における組織的な保幼小連携の取組を促進するため、市町村教育委員会や小学校長を対象に接続期カリキュラム等についての研修を実施するとともに、学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行います。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 県版保幼小接続期実践プランの作成

・ワーキングの設置

委員：小中学校課、教育事務所（保幼小連携担当：各 1 名）、幼保支援課 保育所経験者、幼稚園経験者

助言者：県外学識経験者（2 名）、県外先進市教育委員会担当者（1 名）

・ワーキングの実施

5/10 第 1 回（月 1 回実施予定）

イ 市町村の接続期実践プランの作成支援

・実践プラン作成に関する説明会の開催予定（3 会場）

11/20 安芸市、11/27 黒潮町、11/30 高知市

・市町村における実践プラン作成の支援

5/16 須崎市

ウ 保幼小交流活動等の活発化のための助言・指導

・市町村支援：1 回（芸西村）

取り組み②

ア 保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等

※県版保幼小接続期実践プラン作成以降の取組

取り組み③

ア 保幼小接続期カリキュラム

※県版保幼小接続期実践プラン作成以降の取組

イ

※県版保幼小接続期実践プラン作成以降の取組

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●就学前と小学校において、子どもの発達や学びについての共通理解が十分でない。

→高知県版保幼小接続期実践プランを作成後、市町村教育委員会の調整のもと、校区単位で各保育所・幼稚園・小学校等が協働して地域の実態に合わせた実践プランを作成していく。

取り組み②

●保育所・幼稚園等への訪問指導等を行えるよう、事務局内で支援の視点や内容についてすり合わせる必要がある。

→ワーキングにおいて実践プランの内容の検討を行いながら、支援の視点や内容について現場と内容をすり合わせていく。

取り組み③

●学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行えるよう、各教育事務所等と指導・支援の在り方を検討する必要がある。

→教育事務所長会等で学校経営アドバイザーと連携した指導・支援の在り方を協議する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
接続期実践プランを作成・実践した市町村数	9 市町		全市町村

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策 (5)

発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

対策の概要

発達障害等のある子どもに関し、保育所・幼稚園等において、関係機関と連携した指導・支援の充実が図られるとともに、小学校へ円滑に引き継ぐためのシートの作成やその活用が徹底されるよう取り組みます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

発達障害等のある子どもに対する保育者の専門的な指導・支援の実践力の向上を図るため、専門性を高める研修やキャリアステージに応じた研修を実施します。

取り組み②

一人一人の子どもの指導・支援の目標や内容、方法をまとめた個別の指導計画が作成され、管理職を中心に園全体として指導計画が円滑に実施されるよう支援します。

また、保育所・幼稚園等への支援や関係機関との連携の充実を図るため、各市町村へのコーディネーターの配置を拡充します。

取り組み③

発達障害等のある子どもに対する指導・支援内容を保育所・幼稚園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された引き継ぎシートの活用を徹底します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 発達障害等のある子どもに対する指導・支援の専門性を高める研修の実施

- ・「出張保育セミナー発達障害の理解編」の実施（5月～11月）
- ・研修場所・受講者数（予定）
H29：高知市（120名）、津野町（80名）、奈半利町（40名）
いの町（40名）、土佐町（40名）

イ 保育者のキャリアステージに応じた研修の実施

- ・基礎ステージ：新規採用・基礎研修Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期
「特別な配慮を要する子ども」についての講義・演習の実施（予定）
- ・中堅ステージ：ミドル研修2年次
「特別支援教育について」の講義・演習の実施（予定）
- ・管理職ステージ：主任保育士・幼稚園教頭等研修、所長・園長研修
「特別な配慮を要する子どもの支援ツールについて」
「特別な配慮を要する子どもへの支援」についての講義・演習の実施（予定）

取り組み②

ア 個別の指導計画の作成

- ・特別支援教育の現状調査の実施（5月）

イ 管理職を中心とした園全体での指導計画の実施

- ・ガイドライン説明会において、「家庭支援の記録」及び「チェックシート」の活用周知（5会場498人）

ウ 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置の拡充

- ・H28：10市12名 → H29：9市10名
- ・高知県幼保推進協議会で説明（7月予定）

取り組み③

ア 引き継ぎシートの活用の徹底

- ・特別支援教育の現状調査の実施（5月）
- ・高知県幼保推進協議会において実施状況の把握（7月予定）

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 国の方針により、新たに専門的な研修の実施が必要となり、研修体制の見直しが必要となっている。

→研修内容、研修体制を見直し、来年度から国の方針に沿って研修会を実施する。

取り組み②

- 調査の実施や、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置等により、個別の指導計画や就学時引き継ぎシートの必要性について一定の理解を得たものの、保育者の業務の多忙化を理由に作成の難しさを挙げるなど、実施率が横ばいとなっている。

→高知県幼保推進協議会の特別支援教育部会において、個別の指導計画や就学時引き継ぎシートの具体的な実践事例をまとめ、全委員及び市町村に周知する。

取り組み③

- 引き継ぎシートの周知・活用は進んでいるものの、保護者の同意が難しく口頭引き継ぎになった場合の引き継ぎ方に温度差がある。

→口頭引き継ぎの場合も、引き継ぎシートの項目の内容をきちんと伝えるよう幼保推進協議会等で周知していく。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数【再掲】	10市町村12人		24市町村30人
家庭支援推進保育士の配置人数【再掲】	61人 (H29.2月)		93人
個別の指導計画を作成した園の割合	86.9%		100%
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合	84.9%		100%

基本方向 4

県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

対策 (1)

県と市町村教育委員会との連携・協働の推進

対策の概要

県と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取組み

取組み①

県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会や各市町村教育委員会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

取組み②

県の大綱及びこの基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方向などを踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議した上で、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

D 平成 29 年度 これまでの取組み状況

取組み①

- ア 高知県市町村教育委員会連合会等との情報共有・協議の機会の設定
 - ・高知県市町村教育長会議 (4/19、109 名)
 - 講演「学習指導要領の改訂について (文科省)」等
 - ・高知県都市教育長協議会 (5/22、46 名)
 - 情報共有「教員の人材確保について」等
 - ・高知県町村教育長会総会・研修会 (4/21、36 名)
 - 講演「高知城歴史博物館の活動～地域連携の取組み」等
 - ・高知県・高知市教育長連絡会 (5/14)
 - 情報共有「全国学力・学習状況調査の自校採点結果の分析」等

取組み②

- ア 各市町村の自主的・主体的な取組に対する人的支援
 - ・地教連担当指導主事 (各教育事務所に計 4 名) による事業内容への積極的な助言・協力の実施 (年度内に計 3 回を予定している進捗状況の確認時に主に実施)
- イ 各市町村の自主的・主体的な取組に対する財政的支援
 - ・35 市町村 (学校組合) 2 団体が 94 事業を実施
 - ・補助金交付決定額 159,406 千円

C(A) 課題 (●) と今後の取組みの方向性 (→)

取組み①

- 教育等の振興に関する施策の大綱及び第 2 期高知県教育振興基本計画に掲げる目標を達成するためには、県と市町村教育委員会による目標や取組の方向性についての最新動向の共有が必要となる。
- 各市町村教育委員会との意見交換を積極的に行うことで、本県教育課題の解決に向けた両者の方向性に齟齬がないことを確認し、連携体制の一層の強化を図る。

取組み②

- 補助金の交付決定はスムーズに行っているが、今後は効果的な事業が出来ているかを確認していく必要がある。
- 引き続き、各事業の進捗状況及び目標の到達状況等について、地教連担当主事等から適宜適切な助言等を行うこととし、市町村等による取組状況の点検・検証を促す。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	%	%	100%

基本方向 4

県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

対策 (2)

教育的風土の醸成に向けた取組の推進

対策の概要

高知県教育の日の趣旨の周知を図るとともに、この日を通じた県と市町村の連携・協働による取組を更に推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、県が行う広報や啓発活動・関連行事に加えて、市町村と県との連携行事や市町村・学校単位で行われる行事での教育の日のPR、市町村における教育データの公表等の取組を推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 県による広報・啓発活動
 - ・啓発ポスターの作成
 - 標語の公募
 - 平成 29 年 4 月 5 日から 5 月 26 日までの期間で募集
 - 応募数 782 名、2,067 作品
 - (参考) H28 応募数 486 名、1,112 作品
 - 図案の公募 (予定)
 - 児童生徒対象に平成 29 年 6 月下旬から 9 月上旬までの期間で募集予定
 - (参考) H28 応募数 33 名、33 作品
- イ 関連行事の実施
 - ・県主催メイン行事 (予定)
 - 「高知家」児童会・生徒会サミット (10/29)
 - ・市町村主催行事
 - 10 月から 12 月の期間に開催予定の関連行事について調査実施(予定: 8 月)
 - (参考) H28 実施 504 件
- ウ 市町村と県との連携行事の実施
 - ・2 か所での実施を予定
 - (参考) H28 実施 11/23 芸西村「生涯学習振興大会」参加者 約 650 名 (延べ)
 - 12/10 本山町「学習発表会」参加者 約 220 名
- エ 市町村における教育データの公表
 - ・市町村広報誌等による教育関係データの公表予定について調査実施(予定: 8 月)
 - (参考) H28 教育データを公表した市町村・学校組合 15
 - 公表しなかった市町村・学校組合 20

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 関連行事の実施や公募による啓発ポスターの作成、さまざまな広報等により、教育関係者を中心に、教育の日の周知が着実に進んできているが、県民全体における認知度は、まだまだ高いと思われない。
- SNS を活用した情報発信や社会教育関係団体と連携した周知等にも積極的に取り組む。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
教育の日関連行事の実施件数 (市町村)	504 件		530 件以上
教育データを市町村広報誌等に公表した市町村数	15		全市町村 (学校組合立含む)

基本方向 5

安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策 (1)

南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進

対策の概要

学校施設等の耐震化の促進や子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、南海トラフ地震等の災害に備えた取組を一層推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。その際、発災時には倒壊により避難経路を塞ぐおそれのあるコンクリートブロック塀の改修や、地域の避難所にもなる学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策も含めて取り組みます。

取り組み②

子どもたちの防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理能力・防災力の向上に向けて、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 学校等の耐震化等の促進
 - <県立学校>
 - ・コンクリートブロック塀の改修 (対策が必要な学校 36 校)
 - H28 : 工事 1 校、設計 5 校 完了
 - H29 : 工事 17 校、設計 20 校 予定 (うち設計 1 校発注済)
 - ・学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策 (対策が必要な学校 45 校)
 - H28 : 調査 5 校 完了
 - H29 : 調査 21 校、設計 5 校 予定 (発注準備中)
 - <保育所・幼稚園等>
 - ・窓ガラス飛散防止対策の早期実施を要請 (未整備園 9 園)
 - ・本年度実施予定者へ実施計画を確認 5 園 6 棟 (うち県補助 1 棟)
- イ 学校等の高台移転のための財政支援
 - <保育所・幼稚園等>
 - ・本年度実施予定者の支援 6 園 (事業着手済 3 園)
 - ・移転を検討している市町村の情報収集

取り組み②

- ア 高知県安全教育プログラムに基づく防災教育の推進
 - ・防災の授業及び避難訓練の計画的かつ確実な実施
 - ※防災の授業 : 全学年年間 5 時間以上 (小中学校)、3 時間以上 (高等学校)
 - ※避難訓練 : 緊急地震速報の活用等様々な設定での訓練を年間 3 回以上
 - 市町村教育長会議、校長会議等で、防災教育の徹底について実施を依頼 (4 月) 年間実施予定回数の調査 (5 月実施、集計中)
 - ・学校や教職員の危機管理能力及び防災力の向上
 - 実践的防災教育推進事業における拠点校訪問 (事業説明、取組計画への指導助言) 5 月開始 7 校延べ 11 回訪問 (5 月末時点)
 - 防災キャンプ推進事業実施校の実施計画確認 (5 月)
 - 学校防災アドバイザーの派遣開始 6 月開始 62 回派遣予定
 - ※学校防災アドバイザー : 大学教授等 16 名 防災講話や避難訓練等への助言
 - ・「高知県高校生津波サミット」開催による高校生防災リーダーの育成
 - 参加校の決定 (5 月) 16 校
 - 学習会の実施 6/11

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 県立学校で実施しているコンクリートブロック塀の改修は、市町村が設置している公立小・中学校等についても同様の対策が必要である。
 - 県立学校における対策状況を市町村へ情報提供し、市町村における対策を促す。
- 学校体育館の避難所機能維持対策として、県が進めている県立学校の非構造部材等の対策は、市町村が設置している公立小・中学校等についても同様の対策が必要である。
 - 県立学校における調査結果や対策に要する経費の見込みなどを、市町村に情報提供していく。また、国の補助制度や財政措置の動向を踏まえつつ、市町村への支援策を検討する。
- 市町村や法人等の財政事情や児童数の減少に伴う統廃合及び高台への移転を併せて検討しているため、耐震化が進みにくい状況にある。
 - 耐震診断や国の直接補助制度等を活用した耐震化の支援を行う。また、耐震診断、耐震化について未実施の施設がある市町村に対しては早期の実施を要請していく。

取り組み②

- 防災の授業及び避難訓練の実施率については、平成 28 年度はどの校種とも 100% であった。今後は、100% の実施率を継続するとともに、各校の実践内容を充実させていく必要がある。
 - 防災教育研修会等での研修内容を充実させる。また、防災教育研修会等での学びを教職員で共有し、防災教育及び防災管理に反映するよう指導支援を行う。
- 昨年度開催された「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮町の成果を一過性のものにせず、サミットで採択された「黒潮宣言」の趣旨を具現化していく必要がある。現状では、県内高校生の防災意識や主体的な防災活動に温度差がみられる。
 - 「高知県高校生津波サミット」での学習や被災地訪問により、防災の知見や防災意識を高めるとともに、学校間の交流を図ることで活動内容を充実させていく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学校施設等の耐震化率	・保・幼等 : 87.5% ・公立小・中 : 97.8% ・公立高・特支 : 99.7%		・保・幼等 : 100% ・公立小・中 : 100% ・公立高・特支 : 100%
「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育の実施率	・小 : 100.0% ・中 : 100.0% ・高 : 100.0%		・小 : 100% ・中 : 100% ・高 : 100%

基本方向 5

安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策 (2)

教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進

対策の概要

平成 26 年 10 月に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、キャリア教育の充実や、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、次代を担う人材を育てる教育環境の整備等を推進します。こうした取組を通して、各校の特色を生かしながら、高等学校教育の質の維持・向上を図ります。

また、特別支援教育については、病弱特別支援学校における教育的ニーズの多様化に対応するための再編振興の取組を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」に基づき、県内の全ての県立高等学校について、学校の在り方を明確にし、教育活動の中に主体的・対話的で深い学びの手法をこれまで以上に取り入れながら、地域と連携した課題探究に取り組むなど、各校の特色を生かした取組の充実を図ります。

また、統合を行う学校については、統合によるメリットを最大限に引き出すよう、グローバル教育の先進的な取組を導入したり、生徒一人一人の進路実現に向けた支援を充実させ、地域の拠点校としての魅力化を図るなど、教育内容の充実と施設設備の整備を推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 各県立高等学校の特色を生かした取組の充実

- ・ 21 ハイスクールプラン（魅力ある学校づくりの推進、資格取得の推進）
活用校数：36 校

- ・ 遠隔教育の普及

検討会議及び調査研究校研修会の実施（6/13）

大規模校と小規模校の連携（岡豊高等学校と嶺北高等学校）（平成 29 年度から）

小規模校間の連携（窪川高等学校と四万十高等学校）

本校による分校の支援（高知追手前高等学校と吾北分校）

- ・ グローバル教育

グローバル教育プログラム（探究型学習と英語教育）の計画

（高知南中学校・高等学校）

SGH 事業の計画（高知西高等学校）

国際バカロレア候補校申請に向けた計画

（H30 高知国際中学校開校 H33 高知国際高等学校開校）

イ 統合校における教育内容の充実と施設設備の整備の推進

<高知国際中学校・高等学校>

- ・ 体験セミナーの実施（5/28）

参加者：児童（小6）と保護者 40 組

- ・ 第 1 回県立学校統合校校章等選考委員会の実施（5/25）

- ・ 新校舎建築主体工事（H28.12～H30.3）

<須崎総合高等学校>

- ・ 学校パンフレット発行（6月）

- ・ 第 1 回県立学校統合校校章等選考委員会の実施（5/25）

- ・ プール本体改修工事（H29.3～H29.5）

- ・ 先行解体工事（H29.3～H29.8）

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 各県立高等学校の特色を生かした取組の一層の充実を図る必要がある。

→ 遠隔教育における主体的・対話的で深い学びの手法を取り入れた授業を確立するとともに、単位認定に向けた取組を実施する。

→ グローバル教育プログラム（探究型学習と英語教育）を実践し、その成果を事例集や授業実践例を通じて県内の県立中学校、高等学校に普及する。

→ SGH 運営指導委員会を年 2 回、グローバル教育推進委員会を年 3 回開催し、取組の改善・充実を図る。

→ 県立高等学校再編振興計画に基づいて、「前期実施計画」の検証を行い、今後の県立高等学校の再編・振興を実現するための具体的な「後期実施計画」策定に向けた検討を行う。

- 統合校における教育内容等について、小学生、中学生及びその保護者等への周知を図る必要がある。

→ 学校パンフレット、リーフレットの発行や小学生、中学生及びその保護者、教員等に対して教育内容等の周知を図るため学校説明会を実施する。

→ 「校章候補」デザイン募集、「制服候補」についての広報を積極的に行う。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み**取り組み②**

病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、病弱特別支援学校の再編振興への取組を推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況**取り組み②**

ア 病弱特別支援学校の再編振興への取組を推進

<病弱特別支援学校の教育内容の充実に向けた取組>

・病弱特別支援学校内に、移転準備室及び教育課程検討委員会を設置し移転に向けた取組を推進する

※移転準備室設置済

教育課程検討委員会については、第1回の会を6月中旬に開催予定

・ICT機器を活用した授業改善について研究を行う

※ICT支援員を活用し、研究を進める

(5月派遣回数：6回、6月派遣予定：8回)

・病弱特別支援学校のセンター的機能の一つとして、発達障害等の児童生徒への支援の充実を図るため、学校内に地域支援室を設置するとともに、発達障害に関する専門性の向上のための研修を実施する

※地域支援室の担当教員が中心となり、外部講師を招聘し学校全体での研修を実施する

・国の入院児童生徒等への教育保障体制整備事業を活用し、入院及び自宅療養中等の児童生徒に対する教育支援体制の整備(支援籍等)を行うとともに、教育内容の充実を図る

※平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備に関する運営協議会の第1回を6月19日に実施予定

<移転後の学校及び寄宿舎等の施設設備の推進>

・移転先校舎の基本設計及び実施設計を進める

※基本設計に関する業者との打ち合わせ会の実施(4/14、5/8、5/22)

[特別支援教育課、建築課、病弱特別支援学校管理職等担当者、業者]

・移転先の寄宿舎の実施設計を進める

※学校・保護者への説明会を実施(盲学校：4/7)

C **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)**取り組み②**

●再編振興計画を着実に実施するため、関係する特別支援学校(高知江の口養護学校、同高知大学医学部附属病院分校、盲学校、高知若草養護学校国立高知病院分校)の教職員・保護者等に進捗状況等を説明し、意見を聞きながらスムーズに進める必要がある。

→関係する特別支援学校の学校長と連携しながら、必要な時期に説明会等を実施する。

●新校舎の建築にあたり、地域住民の理解を得る必要がある。

→校舎移転先の地域住民に、6月中に説明会を実施する。

●移転先の寄宿舎の建築に向けて具体化を図る必要がある。

→移転先の敷地内にある盲学校寄宿舎の改修と併せて進める必要があり、盲学校及び高知江の口養護学校の職員や保護者からの意見を聞きながら計画を進める。

●支援籍(副籍)の実施に向けて研究を進める必要がある。

→第1回入院児童生徒等への教育保障体制整備に関する運営協議会において、研究方法等について検討する予定。

●高知大学医学部附属病院分校・国立高知病院分校が訪問教育を担当することを見据え、教育環境を補い授業の充実を図るために、タブレット等のICT機器の活用の充実を図る必要がある。

→両分校に国の事業を活用し、ICT機器の充実を図るとともに、ICT支援員を活用し教育内容の充実に向けた研究を進める。

対策の概要

保幼小連携の取組の促進や、生徒指導の充実を図るための小・中学校合同の取組、発達障害等のある子どもの校種間での支援・指導の引き継ぎの徹底、校種間の人事交流など、各校種間の連携・協働に向けた取組を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

各市町村における保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる県版保幼小接続期実践プランを作成します。その上で、市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会を開催するなど、地域の実態に応じた市町村の接続期実践プランの作成を支援します。

なお、接続期実践プランが完成するまでの間は、小学校と保育所・幼稚園等とが連携・協働して行う研修や交流等がより活発化するよう助言・指導を行います。【再掲】

取り組み②

モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を9年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組みます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。【再掲】

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 県版保幼小接続期実践プランの作成

・ワーキングの設置

委員：小中学校課、教育事務所（保幼小連携担当：各1名）、幼保支援課 保育所経験者、幼稚園経験者

助言者：県外学識経験者（2名）、県外先進市教育委員会担当者（1名）

・ワーキングの実施

5/10 第1回（月1回実施予定）

イ 市町村の接続期実践プランの作成支援

・実践プラン作成に関する説明会の開催予定（3会場）

11/20 安芸市、11/27 黒潮町、11/30 高知市

・市町村における実践プラン作成の支援

5/16 須崎市

ウ 保幼小交流活動等の活発化のための助言・指導

・市町村支援：1回（芸西村）

取り組み②

ア 指定校区における生徒指導の実践研究

・5中学校区指定

・定期的な小中連携推進会議（各校区年6～12回）、合同研修会・授業研修会（各校区年3回）、合同支援会議（各校区年3回）の実施状況

中学校区	推進会議	合同研修	授業研修	合同支援会議
香我美	2	1	1	
三里	2	1		1
安芸	2			
佐川	2	1		1
須崎	1	1		1

※数値は5月末時点での開催回数

・推進リーダーの配置（各指定校区2名：中学校1名、小学校1名）

・推進リーダー会議及び学校支援会議の実施（リーダー会議年3回、学校支援会議1回開催予定）

第1回リーダー会議（4/20）

・児童生徒の自尊感情、自己有用感の向上（アンケート調査：5月、11月）

イ 研究成果の普及

・公開授業研修会の実施

香我美中校区（11/22）、三里中校区（11/28）実施予定

・生徒指導主事（担当者）会において、指定校区の取組紹介や実践発表の実施

生徒指導担当者会（5/11,12 参加者数 230名）、生徒指導主事会（5/23 参加者数 153名）において、所管説明で取組紹介及び指定校の実践をまとめたリーフレットを配付

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●就学前と小学校において、子どもの発達や学びについての共通理解が十分でない。

→高知県版保幼小接続期実践プランを作成後、市町村教育委員会の調整のもと、校区単位で各保育所・幼稚園・小学校等が協働して地域の実態に合わせた実践プランを作成していく。

取り組み②

●教員主導の取組が多く、取組内容や方法を話し合う活動や主体的な活動にまで発展させることができていないことがある。

→児童生徒の自己有用感、自己存在感の向上と社会性の醸成を図るために、現在ある学校行事や体験活動を小・中学校での異学年交流活動として工夫・改善するための支援を行う。また、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育てるために、学級活動での話し合い活動を充実させる手立てを考える研修を設ける。

●生徒指導主事（担当者）会において、指定校で実践している取組を自校に生かし、実践するための研修内容を組んできたが、開発的な生徒指導として組織的に実践するに至っていない学校がある。

→生徒指導主事（担当者）地区別研修会において、生徒指導主事（担当者）による自校での伝達研修の実施状況や、取組を自校に生かすための協議の実施状況について確認を行う。また、生徒指導主事（担当者）のPDCAサイクルに基づく実践力の向上及びミドルリーダーとしての自覚を深めるために、組織マネジメントに関する研修内容を盛り込む。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み③

配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。【再掲】

取り組み④

発達障害等のある子どもに対し、就学前から高等学校卒業まで計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。

取り組み⑤

各市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する校種間の連携を推進するための取組を教育版「地域アクションプラン」に位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

取り組み⑥

教員に異なる校種の教育を経験させることにより、子どもの発達段階を踏まえた指導方法についての理解を深めるため、校種間の人事交流を推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み③

- ア 生徒指導担当者・生徒指導主事を対象とする研修の実施
 - ・小学校生徒指導担当者会全体会の実施（2会場：5/11,5/12）
研修内容：「いじめ問題についての考え方・組織的な支援※」
「開発的な生徒指導の取組の充実※」
「児童が自主的に考えたり、議論したりすることができる活動の実践」
※校内支援体制の充実、組織的に支援をつなぐための「支援シート」の活用について方法等を周知
※肯定的な二者面談の実施、映像を活用した規範づくりの実践紹介
 - ・中学校生徒指導主事会全体会の実施（5/23）
研修内容：「いじめ問題の早期発見、早期対応について」
「開発的な生徒指導の取組の充実」
「中1ギャップ解消に向けた取組」
 - ・小・中連携の推進に向けた合同研修の実施（3会場 10月実施実施予定）

取り組み④

- ア 校種間の引き継ぎの充実・強化
 - ・H28年度末の引き継ぎシートの作成・活用状況について聞き取り調査を実施中
 - ・中学校区における校種間の引き継ぎを強化するため、特別支援教育学校コーディネーターを集めて引き継ぎシート等の活用について確認を行う予定
中学校区特別支援教育学校コーディネーター研修会（5月～ 40中学校で実施）
公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会（5/30）

取り組み⑤

- ア 各市町村の自主的・主体的な取組に対する人的支援
 - ・地教連担当指導主事（各教育事務所に計4名）による事業内容への積極的な助言・協力の実施（年度内に計3回を予定している進捗状況の確認時に主に実施）
- イ 各市町村の自主的・主体的な取組に対する財政的支援
 - ・35市町村（学校組合）2団体が94事業を実施
 - ・補助金交付決定額 159,406千円

取り組み⑥

- ア 校種間の人事交流の推進
 - ・高等学校・特別支援学校間の人事交流の実施数

	H27	H28	H29
高→特	9	11	8
特→高	6	11	9

- ・H29.3月末人事異動による小学校・中学校・義務教育学校・県立高校・特別支援学校間の交流総数：143人

C/A 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み③

- 管理職や生徒指導主事（担当者）を中心とした小中連携の取組が十分行われている学校の割合がまだ低いことから、小・中学校9年間で目指す子どもの姿を共有した上で、開発的な生徒指導の取組を進める必要がある。
- 10月に行う、小中合同での生徒指導担当者・生徒指導主事会までに、中学校の生徒指導主事が校区の小学校を訪問し、児童生徒の情報共有を行う等つながっておくことを周知するとともに、小・中学校が規律や学習のルールを統一するなどの行動連携の取組や、児童生徒主体の取組をPDCAサイクルで進めるよう研修の強化を図る。

取り組み④

- 引き継ぎシート・個別の指導計画作成について、支援を必要としている学校がある。
- 教育事務所の特別支援教育地域コーディネーターや特別支援教育巡回アドバイザーが、支援を必要としている学校の校内委員会に入り、児童生徒の支援について具体的な助言を行い引き継ぎシート等の作成を支援する。

取り組み⑤

- 補助金の交付決定はスムーズに行っているが、今後は効果的な事業が出来ているかを確認していく必要がある。
- 引き続き、各事業の進捗状況及び目標の到達状況等について、地教連担当主事等から適宜適切な助言等を行うこととし、市町村等による取組状況の点検・検証を促す。

取り組み⑥

- 小学校及び中学校両方の免許を保有している教員が少なく、交流可能な教員が少ない。
- 平成28年度の公立学校教員採用審査より、小学校及び中学校両方の免許を保有している受審者に対して、審査項目の合計点に10点加点する制度を設けており、今後、複数免許保有者の確保に努める。また、管理職の校種間交流についても、これまで以上に進めていく。
- 高等学校から特別支援学校への交流職員の特別支援免許状の取得にまで至らない場合がある。
- 交流職員が指導面での高い専門性を身に付けられるよう、交流の目的をより明確化し、まずは、交流先の学校の障害種の特別支援免許状取得に向けた支援を強化する。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
接続期実践プランを作成・実践した市町村数【再掲】	9市町		全市町村
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合【再掲】	84.9%		100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合【再掲】	・小→中：62.7% ・中→高：38.5%		・小→中：100% ・中→高：100%

基本方向 5

安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策 (4)

教育の情報化の推進

対策の概要

各学校における情報教育や授業等における ICT の効果的な活用を推進するため、教員の ICT 活用能力の向上を図るとともに、学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備や県立学校における LAN システムの再構築等を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

教員の ICT 活用能力等を育成するため、初任者研修において対象者全員に、授業における ICT の活用や情報モラル等に関する研修を実施します。また、学校における情報モラル教育の充実を図り、児童生徒をネットトラブルから守るため、各教科等の中での情報モラル教育の実践事例を紹介した教材の活用を推進します。

取り組み②

県立高等学校において、災害等から生徒の個人情報を守るとともに、教員の業務負担を軽減し生徒と向き合う時間を確保するため、教職員が行う成績処理や出席管理、指導要録の作成等の事務的業務を情報システムに集約し電子化する校務支援システムを整備します。

取り組み③

県立学校の情報通信基盤である校内 LAN 及び県立学校で使用するコンピュータや情報資産を安全かつ確実に管理するための基幹情報システムを再構築するなど、学校の ICT 環境の充実に向けた整備を計画的に進めます。

取り組み④

市町村立学校における校務支援システムの普及に向けて、県教育委員会と市町村とで校務支援システムの導入に係る効果や課題等について研究を行う場を設け、検討を進めます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 初任者を対象とした ICT 活用能力等の育成のための研修の実施
 - ※基礎研修Ⅵにおいて ICT の活用に関する講義・演習を実施予定 (10/12)
- イ 情報モラル教育実践事例集の活用の推進
 - ・人権教育主任連絡協議会や校内研修にて活用方法を周知
 - 小・中学校：中部管内 (5/26 5/30)、西部管内 (6/1)、東部管内 (6/6)
 - 高等学校・特別支援学校 (5/1)

取り組み②

- ア 県立高等学校における校務支援システムの整備
 - ・先行導入校 (パイロット校) に平成 27 年度よりシステム導入を図り、平成 28 年度より運用開始
 - ・平成 29 年度より全ての県立中学校及び県立高等学校で本運用開始
 - ・メールによるサポートの充実 (平成 29 年 4 月 1 日～5 月 25 日までの間に 681 件)

取り組み③

- ア 県立学校における校内 LAN 及び基幹情報システムの再構築
 - ・県立学校の基幹情報システムである県立学校 LAN システムの再構築 (平成 29 年 3 月完了)
 - ・自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に伴う県立学校の情報セキュリティ強化により平成 29 年 7 月までに校務系ネットワークと学習系ネットワークを分割し、万全の個人情報保護対策を実施 (5 月末現在、20 校のネットワーク切替完了)
 - ・平成 29 年 7 月までに学習系ネットワークに接続する 2in1PC 及び職員室無線 LAN を新たに整備。授業での活用を促進し、将来的な普通教室への無線 LAN 整備の起点とする (5 月末現在、33 校の無線 LAN 整備完了)

取り組み④

- ア 市町村立学校への校務支援システム導入の検討
 - ・市町村教育長会議 (4/19) にて県教委より県内全ての市町村を構成員とする校務システムの導入に係る研究会の設置について提案し、概ね了承された

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 昨年度までの研修は、知識的側面の理解は深まっているが、具体の事例提示ができておらず、実践的な研修には至っていない状況である。
- 10 月の研修実施に向けて中央研修等に指導主事を派遣し、実践事例の収集を行うとともに、ICT 機器を使用した実践的な研修内容を検討する。

取り組み②

- 今年度から運用を開始した学校についても概ね順調にデータの入力作業等が進行しているが、トラブルが発生しないか注視する必要がある。
- サポートが必要な学校には個別に指導主事が出向き、支援実施。
- 引き続き、円滑な運用ができるようサポートを継続。

取り組み③

- ネットワーク切替作業において、校務系ネットワークについては、上位の県庁ネットワークとの接続にトラブル発生。
- 県教育委員会事務局、知事部局、関係ベンダーにおいて再調整を行い、上位ネットワーク側との接続ほぼ完了。
- 学校での新規導入端末のセットアップ及び既存端末のリカバリ作業に学校側の負担増。
- 県教育委員会事務局から人的支援を行い、学校現場の負担軽減と作業のスピードアップを図る。

取り組み④

- 各市町村との協議を通して、県内市町村の校務支援システムの導入に係るニーズは非常に高いことが分かり、検討を加速化していく必要がある。
- 研究会を早期に開催するとともに、早期に導入に向けた具体的な協議フェーズへと移行する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
県立中・高等学校における統合型校務支援システムの整備率	・県立中：100.0% ・県立高：100.0%		100%

対策の概要

現に社会教育を担っている関係者の持てる力を十分に生かしていただけるよう努めるとともに、これまで必ずしも社会教育に携わってこなかった人材の掘り起こしも図ることにより、生涯学習の推進体制を再構築していきます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修を充実させるとともに、社会教育の指導的立場にある社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。

また、PTAをはじめとする社会教育関係団体の活動を支援するとともに、社会教育関係団体が多様な実践事例に学ぶ機会として交流会を開催することなどにより、関係者の輪を広げます。

取り組み②

県民の多様な生涯学習ニーズに対し、県民の学びを次の学びへとつなげていくため、生涯学習機関のネットワーク化を図ることにより、各市町村が行う生涯学習講座の総合的な情報提供などを行います。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 社会教育関係者の専門的な資質・能力向上のための研修の充実
 - ・市町村社会教育担当者の研修会の開催
 - 5/30 第 1 回研修会 (初任者及び経験の浅い担当者)
 - 9/15 第 2 回研修会 (社会教育担当者及び人権教育担当者)
 - 1/12 第 3 回研修会 (市町村社会教育担当者の実践交流)
- イ 社会教育主事の養成の推進
 - 7/31~8/25 四国地区大学社会教育主事講習への派遣
 - H28 : 4 名派遣 (H29 市町村教育委員会の社会教育主事の配置 19 名(12 市町村))
- ウ PTA をはじめとする社会教育関係団体の活動支援
 - ・協議会、研究大会の企画等に対する助言・指導及び事務支援
 - 5/9 保幼小中高 PTA 連合体連絡協議会
 - 7/9 高知県 PTA 研究大会
 - 5/19 中国・四国地区公民館連絡協議会定期会開催
 - 10/19~20 第 39 回全国公民館研究集会高知県大会開催
兼第 40 回中国・四国地区公民館研究集会高知大会の開催
 - 県公民館連絡協議会研修会の開催
 - 県社会教育連絡協議会研修会の開催
- エ 社会教育関係団体が実践事例に学ぶ交流会の開催による関係者の輪の拡大
 - ・社会教育実践交流会実行委員会の開催 (全 4 回)
 - 6/13 第 1 回実行委員会の開催
 - 1/27 社会教育実践交流会の開催

取り組み②

- ア 生涯学習機関のネットワーク化による各市町村が行う生涯学習講座の総合的な情報提供
 - ・NPO 法人高知県生涯学習支援センターに、生涯学習に関する各種講座の情報提供や相談業務、視聴覚ライブラリーの管理等を委託 (4/1) のうえ実施
 - ・市町村における生涯学習に関する各種講座等の実施予定調査実施 (4/19)
 - ・NPO 法人高知県生涯学習支援センターの情報発信のホームページを改築中

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 市町村社会教育担当者が研修会や講習を通じ、社会教育の基礎知識を習得するとともに、各地域で社会教育を活性化していく推進力を身に付けることが必要である。
 - 社会教育主事等研修の内容を充実し、担当者の参加を促進する。
 - 高知大学が開催する四国地区大学社会教育主事講習の受講者確保に向け、市町村に要請活動を行う。
- 活動の活性化に向けて、各団体が自らの強みや課題を共有し、より良い活動につなげていくための交流の機会づくりをさらに進めていく必要がある。
 - 各団体への助成を通じ、活動の活性化や研修の機会づくりを支援していく。
 - 社会教育団体の代表者による実行委員会が、企画・運営を主体的に担う方式で社会教育実践交流会を開催し、参加者本位の交流を促進する。

取り組み②

- 県民の様々なニーズに対応し、民間も含めた多様な生涯学習の情報を一元的に提供する仕組みを整える必要がある。
 - 市町村等が行う生涯学習講座のほか、県や様々な民間団体が開催する講座の情報を集約し、生涯学習の情報を総合的に発信する仕組みを構築していく (生涯学習関係の新たなホームページの構築に向け、教育委員会以外の講座の実施状況や県外の取組などの情報収集活動を継続する)。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
県・市町村教育委員会及び公民館 (類似施設含む) における社会教育学級・講座数 (教育委員会所管分)	4,810		5,000 以上

基本方向 6 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

対策 (2)

新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

対策の概要

「新図書館等複合施設整備基本計画」で示された新図書館が担うべき機能や役割が十分に発揮できるよう、関係機関と協力・連携しながら、サービスの充実・強化に取り組みます。

また、県内の図書館の利用拡大に向け、遠方からでも市町村立図書館等を通じて県立図書館の本を利用できることや、一般的には購入が難しい高額な専門図書やデータベースが利用できることなど、県立図書館が実施しているサービスについて周知を図ります。併せて、県民がそれぞれの地域で、読書をし、役立つ情報が得られる環境を整えていくため、市町村立図書館等の充実・強化に向けた支援を行います。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県民の知的ニーズに応えるとともに、課題解決を支援するための図書館機能の充実に向け、研修等の充実による司書の専門性の向上や専門機関との関係づくりなどに取り組みます。また、データベースや電子書籍の提供など新図書館で行うサービスを開館前から実施します。

取り組み②

ホームページ等を活用した情報発信や出前図書館等を通じて県立図書館の提供するサービスの周知を図ります。また、市町村立図書館等への協力貸出や市町村職員を対象とした研修を実施することなどにより、市町村立図書館等に対する支援を行います。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 研修等の充実による司書の専門性の向上
 - ・司書レベルアップ研修 (5/26) 参加者数：県立図書館員 30 名
- イ 課題解決支援機能の充実に向けた専門機関との関係づくり
 - ・専門機関 (ココブラ、こうち企業支援センター、高知県産業振興センター) 訪問、来訪、電話・メールでの打ち合わせ
 - ・連携展示 (行政機関、団体と図書館が連携、館内小展示室等で企画展示を行う) の実施 (2 件)
 - ・関係機関の要望に応じたブックリスト (あるテーマに関する資料 (図書) 情報をリストにしたもの) の作成・提供
- ウ データベースや電子書籍の提供
 - ・データベースの整備：19 種類 (高知新聞データベース、日経テレコン、官報情報検索サービス等) (5 月末現在)
 - ・歴史的資料のデジタル化：108 点
 - ・電子書籍導入に向けたシステム及び提供方法等の検討

取り組み②

- ア ホームページ・出前図書館等を通じた県立図書館提供サービスの周知
 - ・ブログ (一般向け)・メールマガジン (行政支援、県庁職員向け) による情報の発信
ブログ 14 回、メールマガジン 2 回 (5/24 現在)
 - ・図書館活用講座 (土佐 MBA 専科、1 回予定：対象制限なし) の開催案内と合わせた広報
- イ 市町村立図書館等への協力貸出
 - ・59 団体 4,388 点 (5 月末現在)
 - 市町村立図書館 31 館
 - 図書館未設置市町村の教育委員会等 21 施設
 - 大学等図書館 7 館
- ウ 市町村職員を対象とした研修の実施
 - ・図書館サービス基礎研修：総合編 4/14、郷土資料編 4/28、児童サービス編 5/26
 - ※基礎研修：対象 県市町村図書館 (室) 新任職員、総合編 23 人、郷土資料編 23 人、児童サービス編 19 人)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- オーテピア高知図書館の開館に向け、サービス計画に示したサービスを提供するための体制の充実や仕組みづくりが必要である。
 - 開館後の図書館運営、サービス提供の仕方等を意識しながら、県市が連携し開館に向けた様々な準備を着実に実施する。
 - 資料の新陳代謝を図り、役立つ資料を整備する。
 - 訪問や事業の共同実施等により、専門機関との関係の構築・強化に更に取り組む。
- 質の高いサービスを提供するため、さらなる司書の資質向上を図ることが必要である。
 - 県外研修や長期派遣研修に加え、外部の図書館関係者を招聘した研修を行い、資料・情報に精通した専門性の高い司書を育成する。
 - 専門機関等のセミナー・講演会への参加や訪問等により、司書の専門性の向上に取り組む。

取り組み②

- オーテピア高知図書館の開館に向け、レファレンス・サービスや団体貸出、リクエストサービスなど、図書館を有効に使ってもらうための周知が課題である。
 - 多様な広報媒体の活用に加え、県内市町村へのオーテピア開館 PR キャラバン (仮称) などの機会を活用した情報発信により、幅広い層に図書館サービスを周知する。
 - オーテピア高知図書館のサービスが県内全域で活用されるよう、市町村広報誌への掲載など市町村と連携した広報を行う。
- 地域の読書環境や情報環境を整えるため、市町村立図書館等のサービス提供体制を整備・充実することが必要である。
 - 市町村立図書館等の整備・充実に向け、機会を捉えて市町村への情報提供を行うなど、引き続き支援を行っていく。
 - 市町村立図書館等においても課題解決型サービスが実施できるよう、様々なテーマの資料の貸出、レファレンスへの協力、連携しての企画展示等を行う。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み③

「高知県子ども読書活動推進計画」及び「図書館振興計画」の策定を通じて、子どもたちの読書習慣の定着や、県民全体の読書環境・情報環境等の一層の充実・活性化を図るための総合的な施策を検討し、推進していきます。

また、子どもに小さい頃から読書に親しむ習慣を身に付けてもらうため、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などを行います。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み③

- ア 高知県子ども読書活動推進計画における施策の推進
 - ・子ども司書養成講座事業に関する市町村及び学校訪問等による周知 (4/7:中土佐町、四万十町, 4/11:香美市、香南市, 4/12:須崎市, 5/2: 香美市、香南市, 5/11:中土佐町、須崎市, 5/15:四万十町)
 - ・子ども読み聞かせ運動の周知 (4/28 私立幼稚園連合会総会、6/4 保育所保護者会連合会総会)
 - ・市町村読書活動推進会における周知・啓発 (5/29:芸西村)
- イ 図書館振興計画の策定
 - ・第 2 回検討委員会に向け、日程調整、WG会実施 (5/18)
- ウ 乳幼児期から本に触れる機会の提供
 - ・ブックスタート応援事業 推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」作成、送付 (5/31)
- エ 読書ボランティアの養成
 - ・読書ボランティア養成講座実施委託業務計画依頼 (5/16)

C **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み③

- 新に策定した第三次子ども読書推進計画の周知・啓発を行うとともに、計画に位置付けた取組を着実に進行する。
- 市町村訪問等により啓発を進めるとともに、新たな取組となる子ども読み聞かせ運動や子ども司書養成事業等に取り組む。(東部 7/1 中部 6/24 西部 6/10)
- 読書環境の厳しい地域において読書活動の推進を図るため読書活動を推進する人材を育成する必要がある。
- 読書ボランティア養成講座の開催により、地域で読書活動推進を行う人材を育成するとともに、読書ボランティアの活動を整理し、学校支援地域本部で人材の活用ができるようにつなげる。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
県民一人当たりの図書貸出冊数	3.9 冊 (H27 年度)		4.2 冊以上
市町村への協力貸出冊数	27,218 冊		32,000 冊以上

対策の概要

地域全体で子どもを見守り育てる体制をつくることにより、子どもも大人も学び合う地域づくりを進めます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

学校支援地域本部や放課後子ども教室に多くの地域住民が参画し、学習活動への支援にとどまらず、子どもたちの地域行事や清掃活動への参加などさまざまな体験活動を支援するなどの取組を充実させることにより、地域住民と子どもたちとの交流を深め、地域コミュニティの活性化につなげます。このような取組を進める上で地域において中核的な役割を担う地域コーディネーターの育成・確保を図ります。

取り組み②

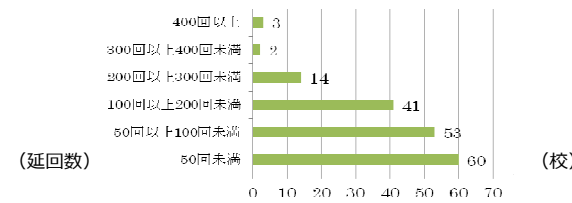
県立青少年教育施設等において、子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 学校支援地域本部・放課後子ども教室における多くの地域住民が参画する多様な体験活動への支援の充実

<H29 年間活動予定回数 (活動別)>



- ・市町村・関係機関等との協議・個別訪問による周知・啓発 (生涯学習課)
- ・学び場人材バンクの周知 (4月～)
- ・コレックを中心とした学び場人材バンク登録者の発掘と利用案内
学校訪問等回数 (4月末): 36回

イ 地域コーディネーターの育成・確保

- ・H29 研修等年間計画の作成 (4月)
(年間計画) 高知県地域学校協働活動研修会 (生涯学習課・高知市内) (7月、2月)
同 ブロック別研修会 (各教育事務所) (11~12月)
- ・学校地域連携推進担当指導主事と学び場人材バンクが連携し、地域人材確保に向けた検討と進め方を共有 (4~5月)

取り組み②

ア 県立青少年教育施設における子どもも大人も参加できる体験プログラムの実施

- ・スポーツ施設や近隣の自然環境を活用した主催事業の実施
青少年センター 【防災キャンプ】 震災後の避難生活を疑似体験
【わんぱく冒険キャンプ】 自然体験を通じた計画力・実行力及び問題解決能力の育成
幡多青少年の家 【防災学習プログラム】 避難生活を想定した缶ストロブの作成
やロープワークの実習
【身体を楽しく動かす魔法】 身体の使い方を学び身体能力の向上を実感

・積極的な広報の実施

- 青少年センター ホームページの改訂及び県庁全庁メール(4/1)による施設の利用案内の広報の実施
- 幡多青少年の家 幡多地域小中学校等に事業パンフレット配布
小学校 40校 中学校 21校 6市町村教育委員会
四国内大学サークル・スポーツ少年団等への利用案内の送付
- スポーツ施設等情報システム改修の委託契約締結 (4/26)
- ・中1学級づくり合宿事業実施校(5月末): 23校
- ・小・中・高校生利用者数 (4月末) 11,374名 (前年度比 97.6%)

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●平成 29 年度の計画では、学習支援を実施している学校は小・中学校ともに7割を超えており、6つに分類した活動のうち3つ以上を組み合わせて実施している学校は5割を超えているが、年間活動回数が50回未満のところ約1/3あるなど、各学校の取組状況には差がある。また、学校が地域から支援を受けるだけでなく、パートナーとして地域と協働する取組への意識転換を図っていく必要がある。

→学校地域連携推進担当指導主事による学校訪問等により事業実施計画や学校経営計画への助言を行ったうえで、各学校支援地域本部事業状況調査票での活動内容の確認及びアドバイスを実施し、PDCA サイクルによる検証・見直しを進めながら、年度末に向けて、県として地域学校協働本部設置促進計画の策定・公表を行い、各本部における平成 30 年度事業の具体計画作成への支援等も行っていく。

●地域コーディネーターのコーディネーター機能や活動内容に差がある。また、コーディネーターとなり得る人材が不足している。

→引き続き、地域コーディネーター資質向上や横の連携を図るための研修の場を設定する。

→市町村単位で巡回し、学校地域連携推進担当指導主事と学び場人材バンクが、学校、市町村で、各学校の状況等を聞き取り、学校の実情に応じた支援案を協働する取組を進める。

→各市町村 PTA、老人クラブ、民生・児童委員、企業等へ学校支援地域本部等の活動の周知と学び場人材バンクへの登録・要請活動をセットで実施する。

取り組み②

●学校の利用時期が4月~6月に集中する傾向があるため、閑散期に効果的に実施できる体験プログラムを充実させ、利用促進を図ることが必要である。

→秋の遠足時の施設利用のプログラムの提案や防災キャンプ等、閑散期ならではのゆとりある環境での体験活動の優位性等を広報することで、利用促進を図る。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み③
小・中学校等における、長期間の集団での宿泊活動を通して、さまざまな自然体験や社会体験を行う取組を支援します。

取り組み④
自然体験や環境学習を推進する指導者を養成し、学校や青少年育成団体等の求めに応じて派遣します。

取り組み⑤
より多く、より幅広い層の地域住民や団体等により主体的に学校における子どもたちの育ちに関わっていただくため、定期的に地域住民等と学校とが話し合う場を学校区ごとに設置し、地域の方々により深く子どもたちの現状を知っていただくとともに、地域の声を学校の活動に反映させる形をつくることで、「学校支援地域本部」の活動を、地域と学校がパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動へと展開していきます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み③
ア 小中学校等での長期間の集団宿泊活動を通じた自然体験・社会体験の支援
・長期宿泊体験活動を行う学校への支援
長期宿泊体験活動実施（四万十市立下田中学校 4月17日～20日）
市町村訪問：4/5 四万十市、4/19 土佐清水市
学校訪問：4/5 下田中、4/25 奈半利小、5/11 足摺岬小、5/16 栲原小
・長期宿泊体験活動の周知、広報活動
市町村訪問：5/1 室戸市、5/11 黒潮町、5/22 土佐市、5/22 四万十町
学校訪問：5/8 土佐南中、5/11 中村中、5/12 尾川小・中、5/15 小筑紫中
5/15 大月中、5/15 中村西中
校長会：宿毛市、黒潮町(各7月)
長期宿泊体験活動のPR動画の作成

取り組み④
ア 自然体験・環境学習を推進する指導者の養成及び派遣
・体験活動推進事業にかかる実施団体募集（市町村、各種団体へ周知）
・高知自然学校連絡会総会参加（4/21）
・「自然体験活動企画セミナー」委託業務にかかる実施要項及びチラシ作成

取り組み⑤
ア 学校支援地域本部の活動を「地域学校協働本部」の活動へと展開する取組
・地域学校協働本部への展開に向けたモデル校における取組

（参考）高知県版「地域学校協働本部」の要件
①充実した学校支援活動の実施
（4種類以上の学校支援活動を、年間計100日以上実施）
②学校と地域との定期的な協議の場の確保
（年度初め及び学期末など、年間概ね4回以上の開催）
③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化
（学校との個別の情報交換会等を、概ね月1回程度開催）

モデル7校の決定（4月）
モデル校：赤野小、野市東小、稲生小、土佐町小・中、大月小・中、西部中、五台山小
モデル校における取組開始（5月～）

C **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み③
●来年度以降の実施校の拡大が必要である。
→活動のモデルプログラムの構築等により事業効果を高めるとともに、学校や市町村訪問等において事業効果を周知し、実施校の拡大を図っていく。また、PTA・教育行政研修会において長期宿泊体験活動のPR動画を会場で放映し保護者への広報活動等を行う。（県内6地区：5/27 安芸地区、7/2 幡多地区、7/15 吾川地区、7/29 高岡地区、8/19 香美・香南地区、9/2 土長・南国地区）

取り組み④
●自然体験指導者養成研修の受講者が減少傾向にある。また、大人も子どもも自然体験離れが進んでおり、体験活動等の講師依頼も減少している。
→自然体験指導者養成研修の受講者のニーズにあった高知県独自の「自然体験活動企画セミナー」を今年度より実施し、研修内容（自然体験活動・リスク管理・プログラムデザイン等）の充実を図る。また、体験活動推進事業の活用を募集するチラシの改善し、講師派遣の範囲を幼稚園、保育園まで拡大し事業の周知、体験活動の教育効果や重要性について啓発を行う。

取り組み⑤
●モデル7校における高知県版「地域学校協働本部」への転換に向けた取組を推進するには、各校毎に異なる特色や地域との関係性・実情等を踏まえたサポートが必要となる。
→地域学校協働本部のモデル7校に対し、各校の主体性や希望等を尊重したきめ細やかな関わりにより、学校と地域の協議の場の設置支援や、民生・児童委員と学校との連絡会の開催支援を行い、月毎の状況確認等も行いながら、支援ノウハウを獲得していく。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人々が様々な活動に参加してくれる学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)【再掲】	・小：83.8% ・中：64.3%	・小： % ・中： %	・小：100% ・中：100%
学校支援地域本部が設置された学校数【再掲】	・小：82校 ・中：44校	・小： 校 ・中： 校	・小：150校以上 ・中：80校以上

	H28	H29	H31 目標値
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率(小学校)【再掲】	94%	%	95%以上
県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生)	114,738人	人	160,000人以上

対策の概要

次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理と併せて、継続的な景観の改善に取り組みます。
また、文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

高知城は、多くの建造物が建築後 200 年を超え、昭和の解体修理からも 60 年が経過しており、保全のための対応が必要な箇所が増加しています。このため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、南海トラフ地震に備えるための取組を進めます。

取り組み②

高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行います。

取り組み③

高知城の文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携し、現地講座の開催や建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行うとともに、重要文化財建造物の調査を行います。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 高知城の適切な維持修繕
 - ・矢狭間塀控柱の修理に伴う掘削などについて文化庁に現状変更許可申請書提出（申請日 5/25 申請期間 H29/5/25～H30/3/31）
- イ 高知城の南海トラフ地震に備える取組の推進
 - ・板垣退助像付近斜面保全対策に伴う地形変更などについて文化庁に現状変更許可申請書提出（申請日 5/25 申請期間 H29/5/25～H30/3/31）

取り組み②

- ア 高知城の継続的な景観対策等
 - ・森と緑の会の樹木医セミナーで取組の説明（5/21）
 - 主催 （公社）高知県森と緑の会
 - 参加者 樹木医及び樹木に関心を持つ県民 46名参加
 - 説明内容 高知城の文化財について
樹木と文化財の関係及びその影響
高知公園（城）の樹木管理の取組

取り組み③

- ア 高知城歴史博物館と連携した現地講座の開催
 - ・夏休みの高知城探検開催（8/5 予定）に向けた連携協議
- イ 建造物内の説明看板の改修（多言語化）
 - ・H28 年度までの取組
屋内解説板の更新（板面の制約から、使用言語は、日本語と英語）
屋外解説板の改修（主要板面は、日本語、英語、中国語（繁、簡）、ハングル）
公衆無線 LAN の整備（H27 本丸建造物内、H28 追手門から二ノ丸）
 - ・H29 年度の取組
公衆無線 LAN を活かしてアプリによる多言語解説を実施する。
各事業者から、多言語解説対応が可能なアプリの情報収集
公募資料作成
- ウ 重要文化財建造物の調査の実施
 - ・昭和の解体修理（S25～33）の際に作成された資料を基に高知城の概要を整理するための修理資料の整理作業の実施（資料の清掃、分類、目録作成）

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 施工時における文化財の保存
 - 現状変更許可が得られ次第、修理発注。遺構保存に留意しながら慎重に修理を実施する。木部の防腐処理は、追手門東北矢狭間塀の修理でも使用した高分子化の方法を採用する。通常の防腐処理と比較すると耐久性が高いが、文化財での採用例が少ないことから経過を観察する。（6月下旬発注見直し）
- 施工時及び竣工後の文化財及び景観への配慮
 - 現状変更許可後、速やかに工事発注。施工業者決定後、①現状変更を最小限に留めること、②施工時及び竣工後の景観及び利用に配慮すること、などの課題に対応するため施工計画を調整する。（7月上旬発注見直し）

取り組み②

- 計画的に進めていくためには、本年度の管理剪定についての概要を確認しておく必要がある。
 - 専門家との協議（エリアごとの管理計画、剪定及び伐採対象の検討）に基づき、経費積算等の管理剪定実施に向けた作業を進める。
- エリアごとの管理計画を作成し、理解の促進を図る必要がある。
 - 樹木医など関係者との意見交換を行い日常の剪定や除草など管理作業の技術向上に努めるとともに管理計画に対する意見募集を行い、継続的な景観管理作業の推進と理解促進につなげていく。

取り組み③

- 現地講座の企画については、高知城歴史博物館が開館から間もないことから、行事等が多くて協議ができなかった。
 - 夏休みの高知城探検開催（8/5 予定）に向けて、当日の特別公開施設、解説概要の検討、資料作成等協議を進めていく。また、本年度は夏休みに高知城内での行事が多いので雨天時の予備日の設定に留意する。
- 高知城の理解及び利用促進につながるアプリの開発については、利用される（ダウンロードされやすい）アプリの構成を検討する必要があり、データ容量が大きいとダウンロード時間が長くなり、利用されない。
 - プロポーザルによる公募とし、他城のアプリの機能と利用状況も参考に仕様等を設定する。また、ボランティアガイドなどの意見も参考に提供する情報を精選する。デモ版作成を行い、正式リリースまでに事前評価と見直しを行う。
- 高知城に関する資料調査と分析のためには、資料の整理等を行う必要がある。
 - 修理資料の整理と目録整備（将来の修理の参考資料、専門家による現状把握資料）及び博物館等資料の調査（江戸期の再建の際の詳細記録の確認及び整理）を行い、これらをもとに専門家に相談し、今後の調査内容及び国宝指定を目指すにあたっての課題整理を進める。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
高知城の入場者数	279,097 人 (うち小・中・高校生 37,625 人)		270,000 人以上 (うち小・中・高校生 38,000 人以上)

対策の概要

国・県指定文化財の保存に必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行うとともに、不足している文化財建造物に関する専門的知識を持つ人材を育成することや、文化財の計画的な調査を実施することにより、文化的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

国・県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財に関する専門知識を持つ文化財保護指導員や市町村教育委員会と連携した文化財に対する巡視活動等に基づき、文化財の保存に必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行います。

取り組み②

文化財建造物に関する専門的知識を身に付けた人材を育成するため、講座等を開催します。

取り組み③

文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 文化財保護指導員や市町村教育委員会と連携した文化財の巡視活動等
 - ・文化財保護指導員（各地域の文化財専門家による巡視活動：40名委嘱予定）の推薦依頼
 - ・文化財保護指導者講習会（6/22開催予定）の日程調整
 - ※参加対象者：文化財保護指導員及び市町村教育委員会文化財担当者

- イ 文化財の保存に必要な事業に対する財政的支援・技術的指導
 - ・補助金交付決定
 - 4月 3日 1団体 1事業 136千円交付決定
 - 4月 10日 21団体 28事業 23,356千円交付決定

取り組み②

- ア 文化財建造物に関する専門知識を持つ人材を育成する講座等の開催
 - ・ヘリテージマネージャー・サポーターの養成（国庫補助事業）
 - 平成 27・28年度（全 15回、60時間、受講生ヘリテージマネージャー課程 62名（修了者 49名 79%）・ヘリテージサポーター課程 22名（修了者 15名 68%）に引き続き第 3期を開催することし、5/8～6/30の期間で、ヘリテージマネージャー課程約 30名、ヘリテージサポーター課程約 10名を定員として受講生を募集中

取り組み③

- ア 文化財の計画的な調査と文化財指定等
 - ※既指定文化財について、衰亡や管理上の課題のあったものについて現地確認及び対策の検討を行う。
 - ・国重要文化財 木造不動明王坐像（宗安寺）、木造地藏菩薩坐像修理立会（4/20,21）
 - ・県天然記念物 大津のアコウ、貝の川のカガツガユ（4/21）、東津野村の大藤（5/18）の現地確認
 - 新指定に向けた調査は、未実施

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 文化財を継承する地域の人口減少など活力の低下に加え市町村に文化財専門職員が少なく、地域の文化財保護活動の担い手育成が重要である。
- 文化財保護指導者講習会を開催し、文化財保護指導員や市町村担当職員の文化財に関する知識を高め、巡視保護活動を充実させることで文化財保護活動を担う人材の育成と活動の活性化を図る。その効果として、破損箇所等の早期発見による迅速な修理の実施、保存活動の現状把握を行い効果的な助言を行うこと、また、地域住民との連携強化により地域における保護活動の活性化が図られることが考えられる。

取り組み②

- 高知県西部からの参加者を増やすために、本年度は開催回数を 15回から 10回に減らした（講座時間は同じ）ものの、県西部からの申込者が 2名しかいない。
- 幡多土木事務所の建築担当を始めとして、高知県建築士会幡多支部等に働きかけ、県西部在住の建築士に養成講座への参加を促す。

取り組み③

- 新たに指定対象となる文化財の調査検討を進める必要がある。
- 文化財保護審議会を開催（7月開催予定）し、課題や本年度の指定候補案件について協議を行う。また、文化財保護審議会委員と協力して調査を実施し、保護の必要な文化財については、対策を検討（指定後に早急に修理などを実施）していく。
- 既指定文化財の適切な保存及び活用を進める必要がある。
- 保存に課題のある文化財の現地確認と対策を実施していく。また、民俗芸能調査（平成 30年度から調査開始予定）の準備を進める。
 - ・関係者との調整（調査体制、調査方法の検討）
 - ・予算等の検討
 - ・文化庁との事前調整の実施

対策の概要

開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を保存するとともに、市町村との連携により地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の発掘調査や保護を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、事前の試掘確認調査を実施するとともに、関係機関と十分に連携します。

取り組み②

埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、各種講座や市町村と連携した地域展等を開催します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための事前試掘確認調査の実施
 - ・一般国道大方改良事業に伴う試掘確認調査の実施(5/19)により、当該計画区域には埋蔵文化財が存在していないことが判明し、工事着手に支障がないと判断した。
- イ 発掘調査の円滑化のための関係機関との十分な連携
 - ・東野遠山遺跡(関係機関:四国地方整備局土佐国道事務所)
 - ・若宮ノ東遺跡(関係機関:中央東土木事務所)

取り組み②

- ア 埋蔵文化財センターにおける出土遺物の適切な保存
 - ・平成 27・28 年度に実施した発掘調査によって出土された遺物についての洗浄・註記・実測・トレース、現場図面をもとに製図等の整理作業
 - ※東野土居遺跡、宇賀遺跡、高田遺跡、若宮ノ東遺跡、高知城跡北廓
- イ 埋蔵文化財に関する各種講座や市町村と連携した地域展等の開催
 - ・埋蔵文化財センター入館者数(547 人) [5 月末]
 - 企画展等展示会「考古学が解き明かす高知の古墳時代」の開催(4/29～7/7)
 - 公開講座の実施
 - 企画展報告会(5/6)
 - 古代ものづくり(5/13)
 - 考古学から学ぶ史跡の見方(5/21)
 - 第 1 回遺跡解説会(5/27)
 - <今後の予定>
 - 企画展等展示会(3 回/年)
 - 地域展「高知市の遺跡展」(高知市自由民権記念館で開催)
 - 公開講座(66 回/年)
 - 出前考古学教室
 - まいぶんセンターまつり

C(A) 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を円滑に行うに当たっては、その必要性の有無を把握するための事前試掘確認調査として、当該計画区域内外の用地境界、工程、方法、以降の手続き等について関係機関や地元自治体と十分に調整する必要がある。
- 引き続き関係機関等と十分に連携し、事前試掘確認調査及び発掘調査を円滑に実施していく。

取り組み②

- 入館者の増など埋蔵文化財への関心や知名度は向上してきているものと思われるが、埋蔵文化財センターが核となって、さらに埋蔵文化財に対する関心や親しみが広がるよう努める必要がある。
- 各種講座等の企画や実施について、さまざまな広報ツールを活用して積極的に情報提供するとともに地域や歴史教育に欠くことのできない施設であることを一層アピールしていく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

※計画における指標の設定なし